

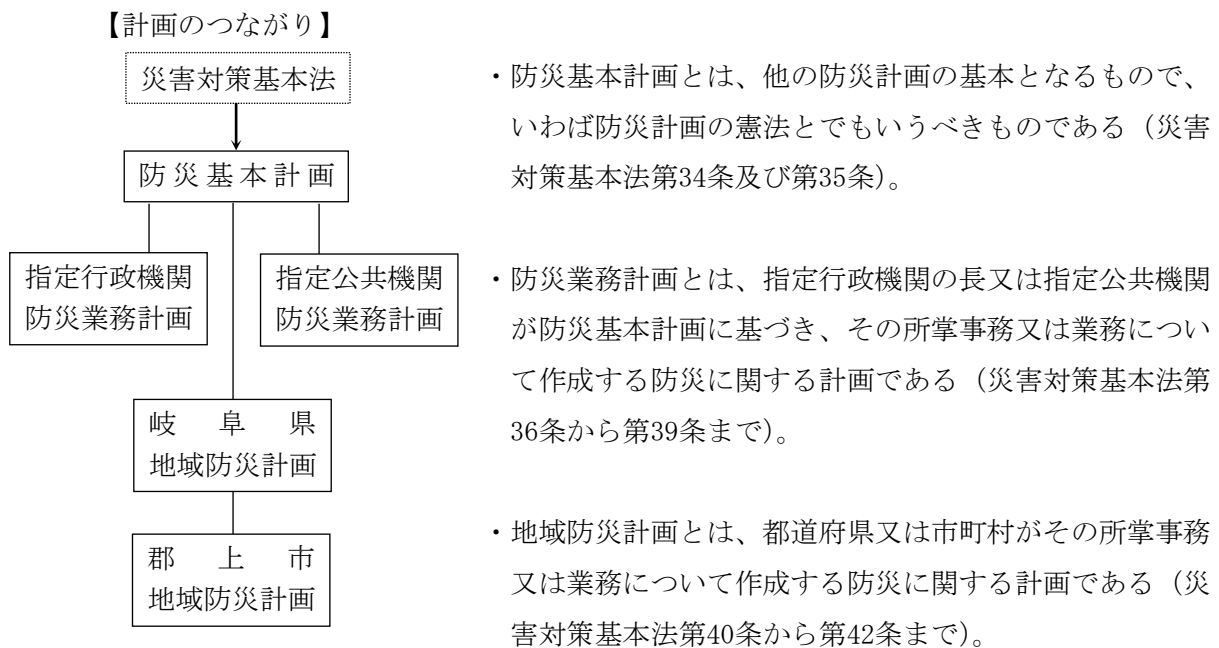
・第 1 編

総 則

第1節 郡上市地域防災計画の目的及び構成

1 計画の目的

この郡上市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡上市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。



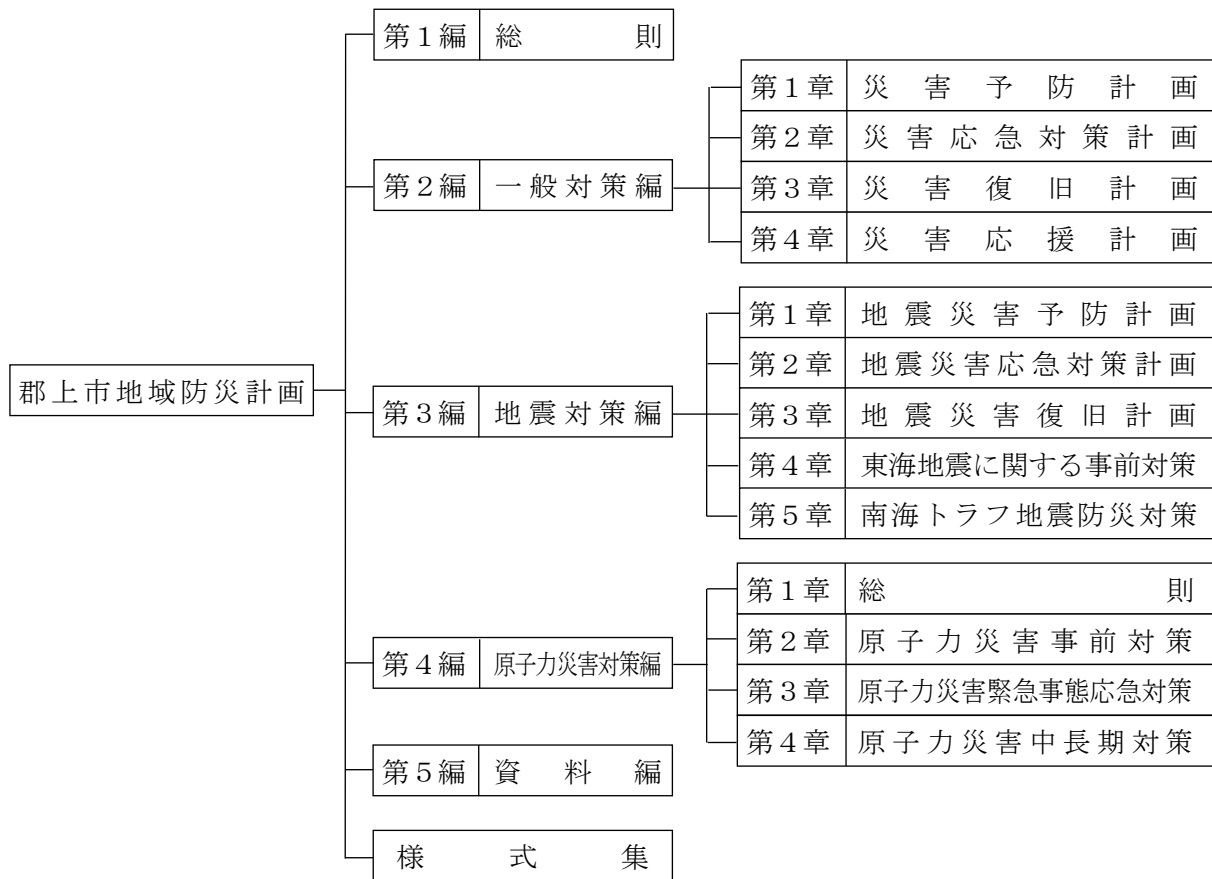
2 計画策定の前提

この計画は、郡上市の過去における災害履歴、自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般対策編、第3編を地震対策編、第4編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに地震対策編に東海地震に関する事前対策を第4章、南海トラフ地震防災対策を第5章として掲載した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げ、巻末に様式集とし本文中の様式をまとめて掲載した。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、岐阜県の防災方針、郡上市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 岐阜県地域防災計画との関係

この計画は、岐阜県地域防災計画を基準として作成し、共通する施策については、県の計画を準用するものとする。

6 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

7 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

8 持続可能な開発目標（SDGs）の取組みの推進

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

9 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- ・ 市本部とは、郡上市災害対策本部をいう。
- ・ 市支部とは、郡上市災害対策支部をいう。
- ・ 市警戒本部とは、郡上市災害警戒本部をいう。
- ・ 市警戒支部とは、郡上市災害警戒支部をいう。
- ・ 現地本部とは、郡上市現地災害対策本部をいう。
- ・ 市計画とは、郡上市地域防災計画をいう。
- ・ 市本部長とは、郡上市災害対策本部長をいう。
- ・ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- ・ 県支部とは、岐阜県災害対策本部中濃支部をいう。
- ・ 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- ・ 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- ・ 災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- ・ 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- ・ 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- ・ 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 市民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郡 上 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡上市防災会議に関する事務 ・ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・ 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 ・ 災害の防除と拡大防止 ・ 救助、防疫等災者の救助、保護 ・ 災害復旧資材の確保と物価の安定 ・ 被災産業に対する融資等の対策

① 第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市立施設の応急対策 ・災害時における文教対策 ・災害対策要員の動員、雇上 ・災害時における交通、輸送の確保 ・被災施設の復旧 ・市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・その他応急対策
--	--

(2) 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 県	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県防災会議に関する事務 ・防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・災害による被害の調査報告と情報の収集等 ・災害の防除と拡大の防止 ・救助、防疫等災者の救助保護 ・災害復旧資材の確保と物価の安定 ・被災産業に対する融資等の対策 ・被災県営施設の応急対策 ・災害時における文教対策 ・災害時における公安の維持 ・災害対策要員の動員、雇上 ・災害時における交通、輸送の確保 ・災害時における防災行政無線通信の防護と統制 ・被災施設の復旧 ・市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
郡 上 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報並びに避難の指示及び誘導 ・警察通信の運用 ・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 海 農 政 局 岐 阜 県 拠 点	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保全整備事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 ・農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ・被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 ・被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 ・農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 ・直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 ・農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ・被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 ・被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握

	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
中部森林管理局 岐阜森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の充実 ・保安林の整備とその適正な管理 ・森林施業に当たり防災措置の考慮 ・山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 ・国有林野等から林産物の流出防止とその対策 ・国有林野の火災防止対策 ・災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 ・災害応急又は災害復旧資材の貸付 ・災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
気象庁 (岐阜地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・火山防災情報の発表・伝達 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中部地方整備局 (岐阜国道事務所 ・木曾川上流河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路施設等の管理 ・水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 ・道路交通の確保及び道路施設の応急復旧 ・河川管理施設等の応急復旧 ・災害復旧工事の施工
東海財務局 岐阜財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木等被災施設の査定の立会 ・地方公共団体に対する災害融資 ・災害時における金融機関等の緊急措置の指示 ・国有財産の無償貸付等 ・県内未利用地の情報提供、有効活用
東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 ・災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ・被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ・各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 ・非常通信協議会の運営 ・通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
中部運輸局 岐阜運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における輸送の実態調査 ・災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令 ・災害時における自動車の応援手配 ・災害による不通区間における回輸送及び代替輸送等の指導 ・災害時における関係機関との連絡調整

□ 第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・災害時における廃棄物に関すること
-----------	---

(4) 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第35普通科連隊第3科 航空自衛隊岐阜基地企画部及び小牧基地防衛部	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係資料の基礎的調査 ・災害派遣計画の作成 ・初動重視の災害派遣態勢の確立 ・部隊等の災害派遣の実施 ・防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等

(5) 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本電信電話(株) (岐阜支店) 株N T T ドコモ東海 (岐阜支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の耐震化等整備と防災管理 ・災害時における緊急通話の取扱い及び気象予警報の伝達 ・電気通信の確保 ・電気通信施設の災害復旧
日本赤十字社 (岐阜県支部 郡上地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産その他の救助 ・輸血用血液の確保、供給 ・赤十字奉仕団の指導 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ・義援金品の募集及び配分
日本放送協会 (岐阜放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・放送施設の耐震化等整備と防災管理 ・気象予警報等の報道 ・地震予知情報等の報道 ・居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供 ・災害応急対策の実施状況等の報道
中日本高速道路(株) (岐阜保全・高山保全・サービスセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・中日本高速道路(株)施設の整備及び防災管理 ・道路交通の確保 ・被災施設の災害復旧
日本通運(株) (岐阜支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送車両借上げに対しての配車 ・自動車による救助物資等及び避難者の輸送の協力
中部電力パワーグリッド(株) (八幡サービスステーション) 中部電力ミライズ(株) 北陸電力送配電(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の耐震化等整備と防災管理 ・電力供給の確保 ・電力緊急融通措置 ・電力施設の災害復旧

日本郵政(株) 東海支社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵政業務の確保及び非常取扱い ・郵便はがき等の無償交付、小包郵便物の料金免除等の優遇措置 ・被災者、救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 ・簡易保険郵便年金福祉事業団による災害医療派遣 ・地方公共団体に対する災害融資
-----------------	--

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 事 業 者 (長良川鉄道(株))	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の整備 ・電気通信施設及び電力施設の整備 ・列車の運転規制に係る措置 ・う回輸送等輸送に係る措置 ・列車の運行状況等の広報 ・鉄道施設等の応急復旧 ・鉄道施設等の災害復旧 ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力
一 般 自 動 車 運 送 事 業 者 (白鳥交通(株)、八幡 観光(株))	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送車両借上げに対しての配車 ・自動車による救助物資等及び避難者の輸送の協力
岐阜放送その他民間 放送各社、岐阜新 聞・中日新聞その他 新聞社及び通信社	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会に準ずる。
一般社団法人岐阜県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全輸送の確保 ・災害対策人員、輸送の確保 ・被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県 L P ガス協会及び一 般ガス導管事業者 (市内事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備及び防災管理 ・災害時のガス供給 ・被災施設の調査及び災害復旧
一般社団法人郡上建 設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅の応急修理 ・被災者の救出支援 ・道路、河川、その他の施設の応急復旧 ・緊急輸送道路の確保のための措置
公益社団法人岐阜県 看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師派遣の協力
社会福祉法人岐阜県 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援活動の推進 ・ボランティア活動の推進 ・災害ボランティアセンターの設置及び運営 ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・義援金品の配分

郡上市医師会 岐阜県病院協会 郡上歯科医師会 郡上薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び助産活動の協力 ・防疫その他保健衛生活動の協力 ・医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
--	---

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
めぐみの農業協同組合 郡上森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 ・農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 ・被災農林家に対する融資又はそのあっせん ・農林共同利用施設の被害応急対策及び復旧 ・飼料、肥料等の確保又はあっせん
病院等医療施設の 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施 ・災害時における病人等の収容及び保護 ・災害時における被災負傷者の治療及び助産
郡上市社会福祉協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・ボランティア活動の推進 ・義援金品の配分
社会福祉施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備と避難等の訓練 ・被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
商 工 会	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 ・災害時における物価安定についての協力 ・救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等 取 扱 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物、高圧ガス等の保安及び防火管理 ・LPガス等の供給確保

(8) 地域住民の自主防災組織

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の整備 ・防災資機材の整備 ・防災思想・防災知識の普及 ・各種防災訓練への参加 ・地震予知情報等の伝達 ・組織的初期消火 ・負傷者等の救出救護 ・組織的避難 ・給食給水活動 ・その他の相互扶助

3 市民等の基本的責務

(1) 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平

常時から災害に対する備えを心がけ、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災の寄与に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し等を実施するなど事業継続のための取組を通して防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3節 郡上市の地勢と災害の概要

本節では、郡上市のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示した。

1 自然的条件

(1) 位置

郡上市は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、東部は下呂市に接し、北部は高山市に、西部は関市、福井県大野市に、南部は美濃市、関市に隣接している。

面積は、1,030.75km²であり、岐阜県の面積の約10%を占めている。



(2) 地勢

本市の総面積の約90%は山林である。しかも、標高差が大きいため、そのほとんどは急峻な山岳地帯あるいは高原となっている。

また、長良川をはじめとして吉田川、和良川、石徹白川などの河川が数多くあり、流域には河岸段丘が形成され、集落や耕地が開けている。

(3) 地質

日本列島は[※]フォッサマグナの西縁、糸魚川—静岡構造線^{いといがわ}によって、東北日本と西南日本とにわけられ、さらに中央構造線によって、西南日本内帯と西南日本外帯とにわけられる。

岐阜県は、西南日本内帯の最東端に位置する。この西南日本内帯は、北から飛騨帯、飛騨外縁帯、美濃帯、^{りょうげ}領家帯にわけられる。郡上市は美濃帯に属する。美濃帯は砂岩、頁岩^{けつがん}、チャート、石灰岩、凝灰岩などでできており、これらの基盤の上を流紋岩や安山岩がおおっている。(※フォッサマグナ=「大きな裂け目」という意味)

(4) 気 象

岐阜県は、美濃地方が、東海地方及び瀬戸内海から北九州と同様、温かな型で、いわゆる太平洋式気候をあらわすのに対し、飛騨地方は東北北部から、北海道の渡島半島にかけての気候に匹敵するといわれ、日本海式気候をあらわしている。

郡上市は内陸にあって、一般に飛騨気候区に近い天候をあらわすが、位山分水嶺山脈の影響を受けており、やや太平洋よりにあたるため、夏は晴天の日の多い太平洋式の海洋性温帯気候をあらわす。しかし、南北に五十数kmの長い郡上市は、冬は八幡町大瀬子を境にして、南部では数cmの積雪しかないのに、北部では1m前後という状況で、寒冷期が長く、積雪量も多く、気温の比較差の大きい、日本海型の内陸性気候区に属する。

また、本市は、西濃北部や関市に次ぐ多雨地帯であるが、それは湿気を含んだ南東の季節風が越美山脈に吹きつけるためである。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の住民基本台帳人口は、令和4年4月1日現在で39,375人、世帯数は15,252世帯である。国勢調査による人口の推移は次のとおりである。

令和2年の人口は38,997人であり、平成22年の人口(44,491人)と比較すると、10年間で5,494人(約12.3%)減少しており、平成27年からの5年間では3,093人(約7.3%)の減少となっている。

令和2年の世帯数は、14,562世帯で、平成27年からの5年間で48世帯の減少にとどまっております、ほぼ横ばいの状況にある。一般世帯の人員は、令和2年で約2.62人/世帯となっており、平成22年の2.98人/世帯と比較して年々減少傾向にあり、さらに核家族化が進行していることがうかがえる。

また、令和2年の国勢調査の年齢別人口は、年少人口(14歳以下人口)が4,575人(11.8%)、生産年齢人口(15歳以上64歳以下人口)が19,746人(50.7%)、老年人口(65歳以上人口)が14,612人(37.5%)となっており、全国平均(28.7%)や岐阜県平均(30.6%)と比較して老年人口割合が非常に高くなっており、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることが確認できる。

高齢化が進むことによる避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産 業

令和2年国勢調査の総就業者数は20,449人であり、これは総人口の約52%に該当する。

産業別には、第一次産業就業者数が1,279人（6.3%）、第二次産業就業者数が6,901人（33.7%）、第三次産業就業者数が12,182人（59.6%）となっている。産業大分類別の就業者の割合は、平成22年から大きな変化はみられない。

(3) 交通

本市の西側地域（高鷲・白鳥・大和・八幡・美並）を南北に縦断する東海北陸自動車道には、それぞれの地域にインターチェンジが設置され、国道・県・市道と連結した交通網を形成している。

また、東海北陸自動車道に並行して長良川鉄道が走っており、住民の足となっている。

本市の東側地域に当たる明宝・和良地域は、国道・県道に市道が連結して交通網ができており、定期バスが運行されているが、住民の足は主に自家用車に依存している。

災害時における応急対応や緊急輸送の際の道路の確保を考えると、今後とも道路網の整備が重要である。

3 郡上市の災害

本市は、急峻な山地に囲まれ、長良川をはじめいくつかの中小河川が屈曲して流れており、多数の急傾斜地、砂防指定地を抱えているなどの地形的要因から、土石流、がけ崩れ、道路の決壊、河川の氾濫など風水害の自然災害に見舞われやすい。

また、震災は大きな被害の記録はないが、直下には活断層であると推定されている長良川上流断層帯が存在する。

原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害・土砂災害

水害は、本市の地勢的条件から山間部水害が起こりやすく、土砂災害（特別）警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊、地すべり）に指定されている区域では大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。また、近年は平成11年9月の9・15豪雨や平成16年10月の台風23号による水害、平成30年7月豪雨、さらに令和2年7月豪雨など、集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。

(2) 火災

地域内においては、大正8年7月16日に川合村から出火し、八幡町へ飛火した八幡町大火などの火災が発生している。

市街地における木造家屋の密集、広大な林野など大規模な火災につながりやすい条件下にある。また、生活様式の変化などから危険物が増加し、火災の態様も多様化の傾向にある。

(3) 台風

台風のみによる直接の被害は、昭和34年の伊勢湾台風あるいは昭和36年の第二室戸台風のような大型台風が通過する場合にあっては、相当規模の被害が予想される。

(4) 雪害

本市の内、平成16年3月合併の旧和良村、旧美並村を除く地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による豪雪地帯に指定されている。昭和56年の56豪雪、平成14年豪雪及び平成18年豪雪時にみられたように、豪雪により局地的な雪崩、交通網の寸断、倒木

による停電の発生などの被害が予想される。

(5) 震 災

本市の過去における地震の被害としては、昭和44年の岐阜県中部地震があげられる。山崩れやがけ崩れが多発し、死傷者をだした。

また、本市域には活断層であると推定されている長良川上流断層がある。現在のところ活動度が高いとは考えられていないが、平成7年に発生した兵庫県南部地震や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成28年4月14日から発生した熊本地震については内陸型の地震であることや地形的、自然条件等が類似していること、また、断層を震源とする地震が連続して発生している状況に鑑み、本市においても、さらに震災対策を推進する必要がある。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、死者及び行方不明者が18,000人を超える大惨事となった。本市においては津波の被害は想定されないものの、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震など「超」広域災害に備える体制の整備や市民への意識啓発が急務である。

(6) 原子力

岐阜県では平成23年3月の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、最寄りの原子力事業所(敦賀発電所)で、この事故と同様の放射性物質が放出された場合、岐阜県への影響を科学的な手法によりシミュレーションした。

平成24年9月に公表されたこの「放射性物質放出拡散シミュレーション結果」によると、太平洋高気圧に覆われ、上空の寒気の影響で飛騨南部を中心に所々で大雨となった場合、放射性物質は、概ね5m/s以下の弱い西の風に乗れ、揖斐川町北境を沿うようにゆっくり東に進み、時間10ミリ以上の降水により、郡上市などにおいて、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質(セシウム等)が沈着することが推測されている。

4 過去の災害履歴

本市における災害は、風水害によるものが主である。過去の災害履歴は資料11-6に掲げるとおりである。

第4節 地震被害想定

岐阜県は、「岐阜県東海地震等被害想定調査」（平成15年7月）、「岐阜県地震被害想定調査」（平成10年3月）、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務報告書」（平成16年8月）、「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）、「内陸直下地震被害想定調査」（平成31年2月）などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する研究調査や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究を実施している。市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

また、平成16年8月に地震調査委員会から発表された「長良川上流断層帯」は郡上市に分布しており、ひとたび活動が起きた場合は本市に未曾有の被害を及ぼす可能性があるため、万全の備えが必要である。

1 「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による被害想定

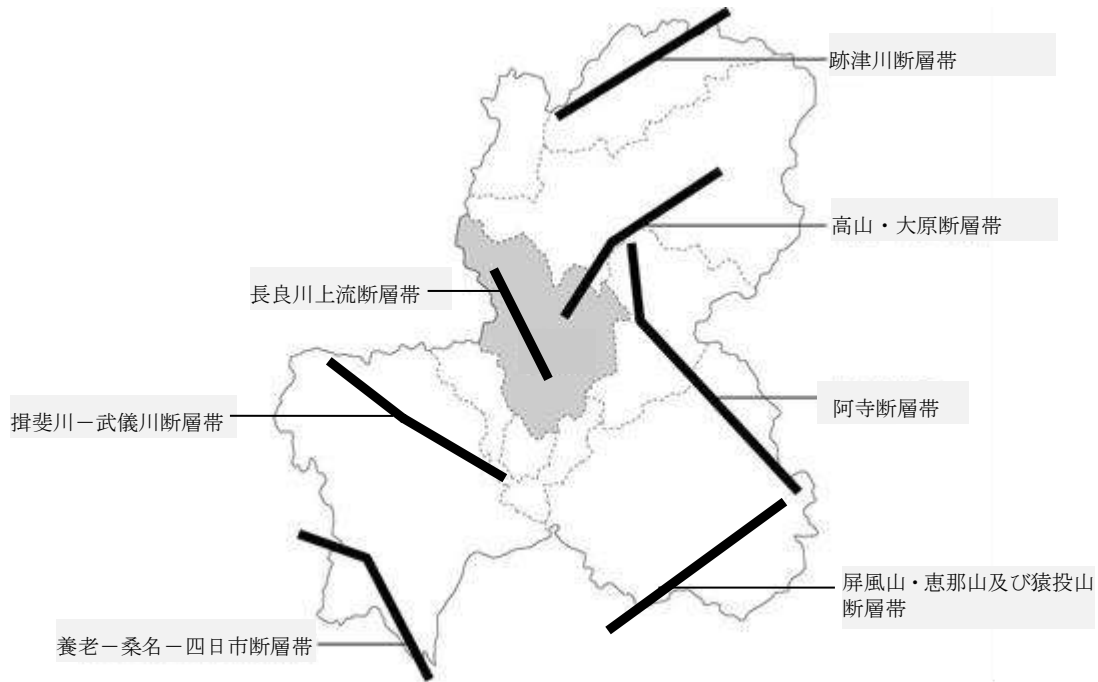
(1) 想定地震

本調査で想定した地震は、海溝型地震と内陸直下型地震である。

海溝型地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）で想定した「南海トラフの巨大地震」とする。

内陸直下型地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）及び「内陸直下地震被害想定調査」（平成31年2月）で対象とした「阿寺断層帯による地震（以下「阿寺断層帯地震」という。）」、「跡津川断層帯による地震（以下「跡津川断層帯地震」という。）」、「養老－桑名－四日市断層帯による地震（以下「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）」、「高山・大原断層帯による地震（以下「高山・大原断層帯地震」という。）」、「揖斐川－武儀川断層帯による地震（以下「揖斐川－武儀川断層帯地震」という。）」、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯による地震（以下「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」という。）」及び「長良川上流断層帯による地震（以下「長良川上流断層帯地震」という。）」の7地震である。

想定震源断層の位置



- ア 南海トラフの巨大地震
- イ 阿寺断層帯地震
- ウ 跡津川断層帯地震
- エ 養老-桑名-四日市断層帯地震
- オ 高山・大原断層帯地震
- カ 揖斐川-武儀川断層帯地震
- キ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
- ク 長良川上流断層帯地震

(2) 想定手法

南海トラフの巨大地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」(平成25年2月)の調査結果を活用する。内陸直下型地震においても、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」(平成25年2月)に使用した手法及び「内陸直下地震被害想定調査」(平成31年2月)の調査結果を用いて算定する。

(3) 想定時刻

本調査において想定する地震発生時刻は、次の3ケースである。

想定時刻	被害の特徴
冬の午前5時	建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。
冬の午後6時	火気使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。
夏の午前12時	多数の滞留者があり、自宅以外での人的被害が大きくなる。

(4) 郡上市における被害想定

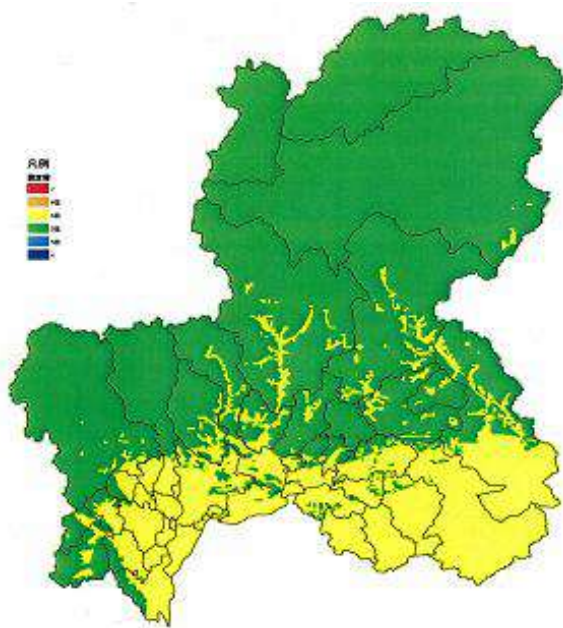
各想定地震における震度と予想被害数は、以下のとおりである。

なお、数値は人的被害は冬の午前5時、建物要件については冬の午後6時、滞留者につい

ては夏の午前12時の条件で示してある。

ア 南海トラフの巨大地震

市域全体が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される。

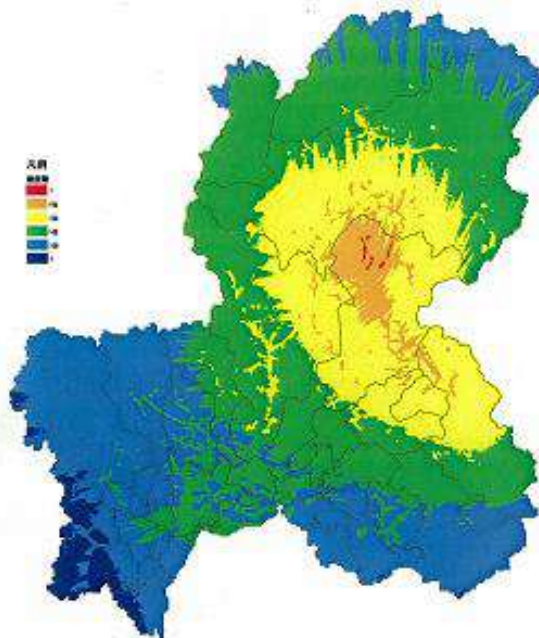


人的被害	死者数	8人
	重傷者数	14人
	軽傷者数	319人
	要救出者数	19人
避難者数		2,149人
滞留旅客		27人
帰宅困難者		—
建物被害	全壊	681棟
	半壊	2,310棟
出火件数		7件

イ 阿寺断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北西へ進む）

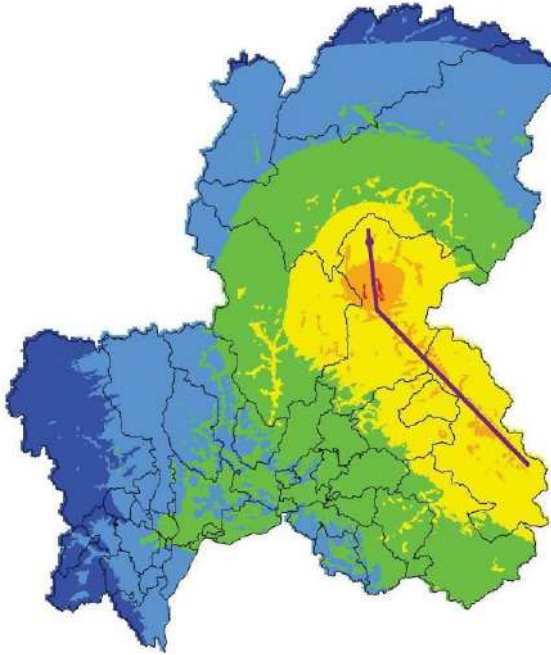
市域の7割は震度6弱、あとは震度5強の揺れが予測される。



人的被害	死者数	80人
	重傷者数	139人
	軽傷者数	1,154人
	要救出者数	184人
避難者数		4,459人
建物被害	全壊	1,386棟
	半壊	4,803棟
出火件数		12件

② 北側震源（断層破壊が南東へ進む）

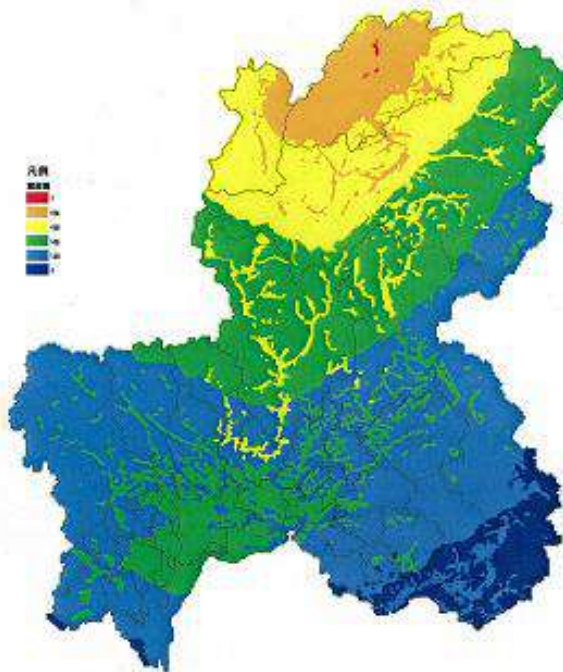
市域の7割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	66人
	重傷者数	114人
	軽傷者数	888人
	要救出者数	151人
避難者数		3,482人
建物被害	全壊	1,247棟
	半壊	3,951棟
出火件数		12件

ウ 跡津川断層帯地震

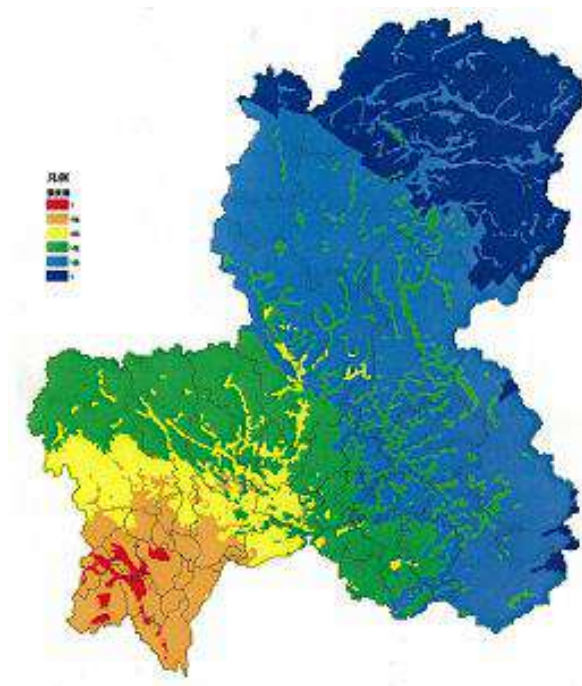
市域のほとんどに震度5強の揺れが予測される。



人的被害	死者数	53人
	重傷者数	93人
	軽傷者数	1,011人
	要救出者数	122人
避難者数		3,929人
建物被害	全壊	1,050棟
	半壊	4,599棟
出火件数		12件

エ 養老－桑名－四日市断層帯地震

市域の5割が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される。

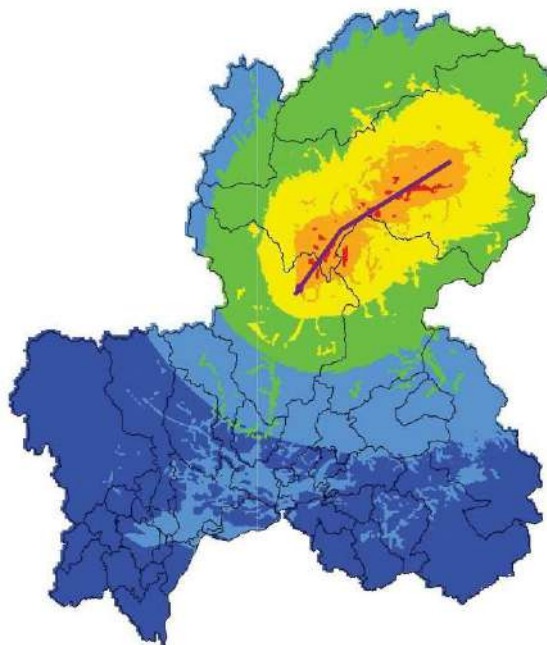


人的被害	死者数	5人
	重傷者数	8人
	軽傷者数	240人
	要救出者数	11人
避難者数		821人
建物被害	全壊	105棟
	半壊	1,180棟
出火件数		5件

オ 高山・大原断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北東へ進む）

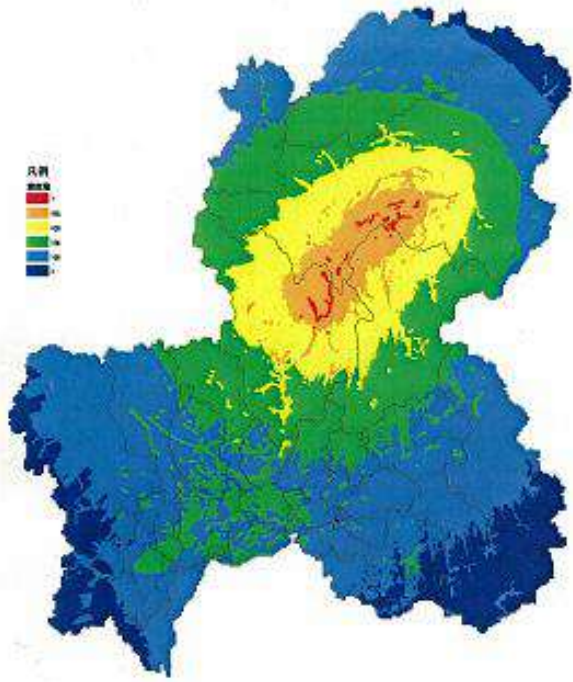
市域のほとんどに震度6弱～5強の揺れが、北東部では震度6強の揺れも予測される。



人的被害	死者数	30人
	重傷者数	51人
	軽傷者数	513人
	要救出者数	68人
避難者数		1,833人
建物被害	全壊	520棟
	半壊	2,335棟
出火件数		7件

② 北側震源（断層破壊が南西へ進む）

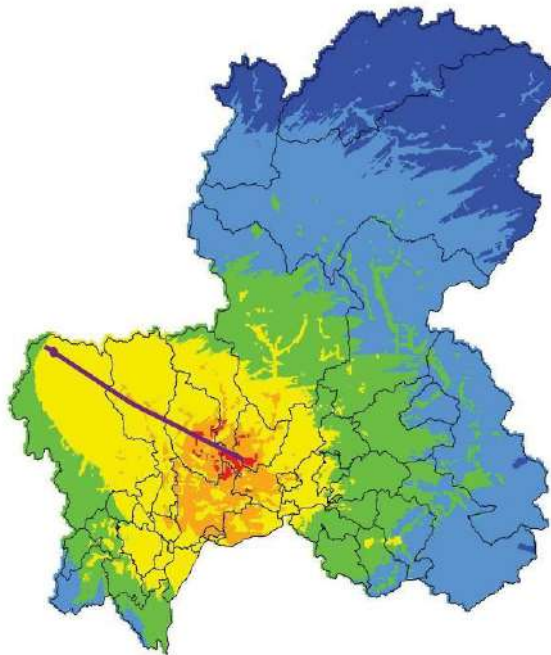
市域の8割に震度6強～6弱の揺れが、北東部では震度7の強い揺れも予測されている。



人的被害	死者数	234人
	重傷者数	405人
	軽傷者数	1,974人
	要救出者数	535人
避難者数		8,726人
建物被害	全壊	3,967棟
	半壊	6,922棟
出火件数		53件

カ 揖斐川－武儀川断層帯地震

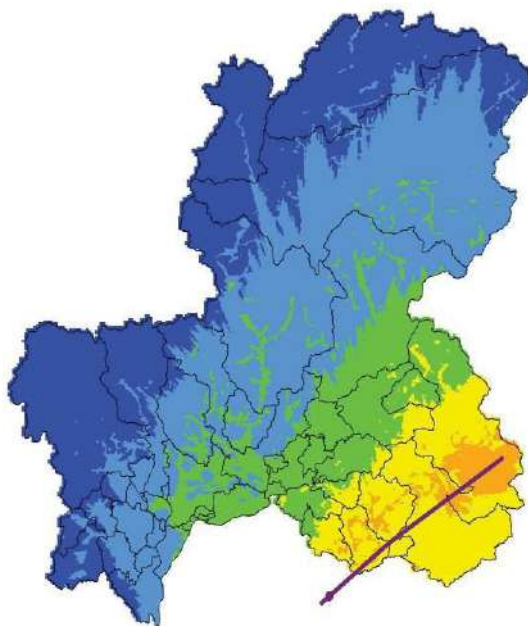
市域の6割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	64人
	重傷者数	110人
	軽傷者数	826人
	要救出者数	145人
避難者数		3,350人
建物被害	全壊	1,244棟
	半壊	3,716棟
出火件数		14件

キ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震

市域の6割は震度5強の揺れが、あとは5弱の揺れが予測される。

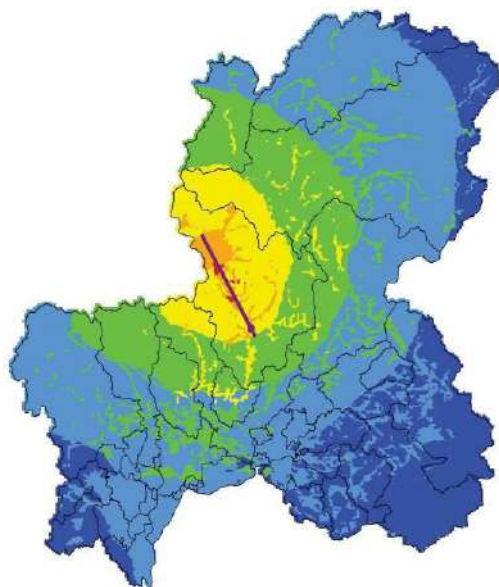


人的被害	死者数	0人
	重傷者数	0人
	軽傷者数	56人
	要救出者数	0人
避難者数		171人
建物被害	全壊	3棟
	半壊	307棟
出火件数		1件

ク 長良川上流断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北へ進む）

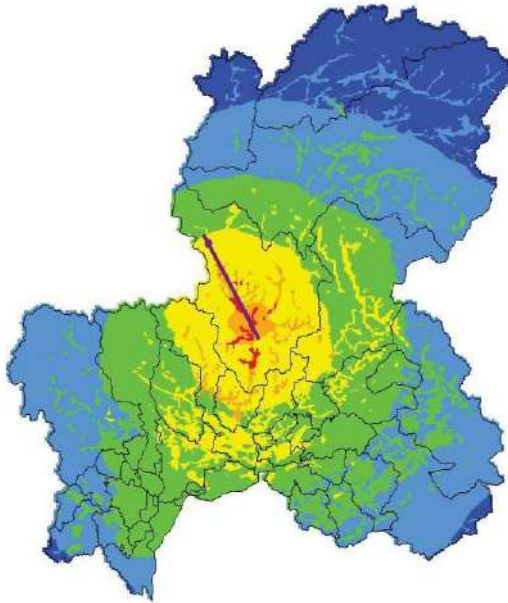
市域の2割は震度7の強い揺れが、7割は震度6強～6弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	508人
	重傷者数	883人
	軽傷者数	2,831人
	要救出者数	1,159人
避難者数		14,297人
建物被害	全壊	9,219棟
	半壊	8,100棟
出火件数		173件

② 北側震源（断層破壊が南へ進む）

市域の4割は震度7の強い揺れが、5割は震度6強～6弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	635人
	重傷者数	1,108人
	軽傷者数	3,195人
	要救出者数	1,458人
避難者数		16,926人
建物被害	全壊	11,606棟
	半壊	8,189棟
出火件数		188件

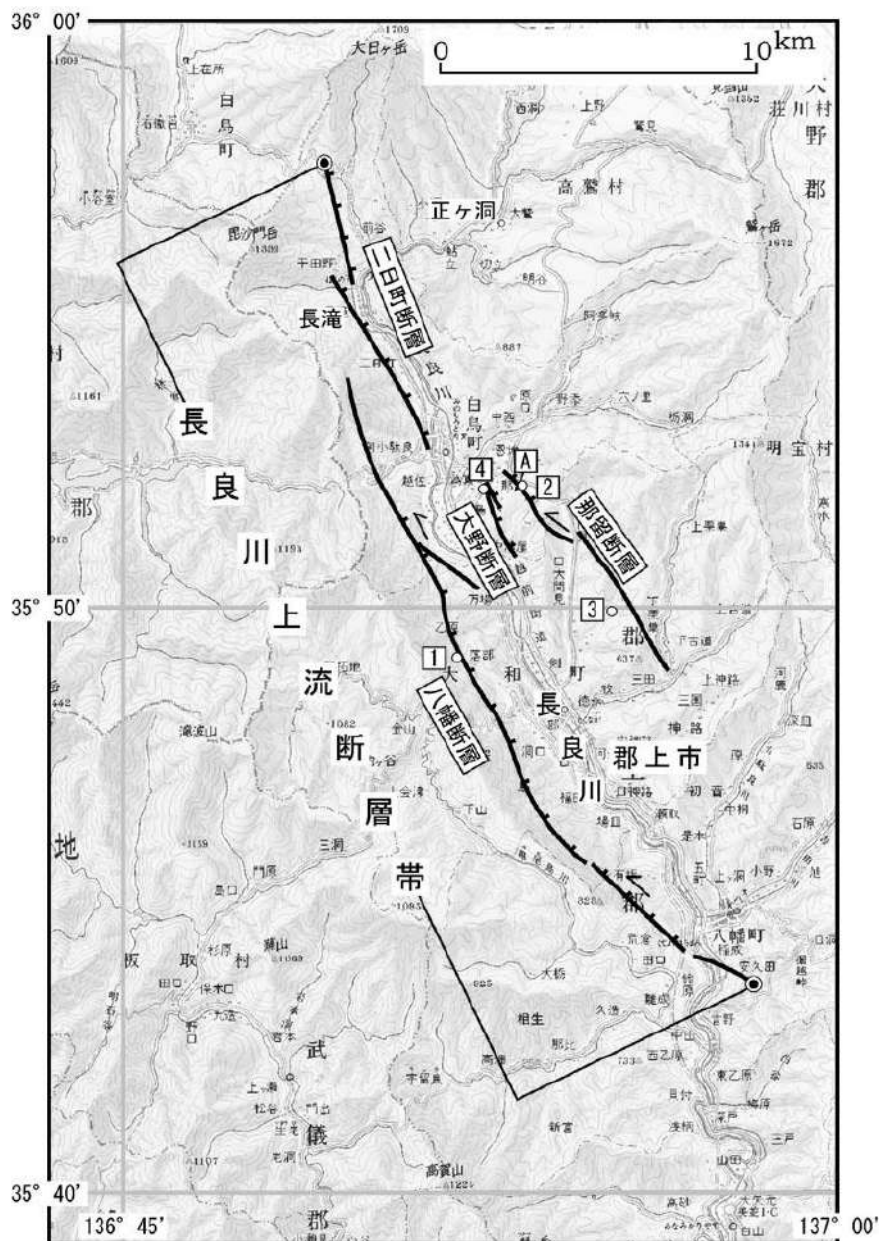
以上の結果から、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられるのは、長良川上流断層帯地震、次に高山・大原断層帯地震である。

2 長良川上流断層帯の評価結果

(1) 長良川上流断層帯の位置及び形態

長良川上流断層帯は、岐阜県郡上市に分布する断層帯で、八幡断層、二日町断層、那留断層、大野断層及び中津屋断層（令和2年11月公表）から構成される。

長良川上流断層帯の位置と主な調査地点



1：落部地点 2：那留地点 3：小間見地点 4：白鳥 I C 付近地点

A：反射法弾性波探査測線（文献 1）

●：断層帯の北端と南端

断層の位置は文献 2 及び 3 に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図 200000「岐阜」を使用。

文献 1 岐阜県(1997)：平成 8 年度 地震関係基礎調査交付金 長良川上流断層帯に関する調査 成果報告書

2 活断層研究会編(1991)：「新編日本の活断層—分布図と資料—」。東京大学出版会。437p。

3 中田 高・今泉俊文編(2002)：「活断層詳細デジタルマップ」。東京大学出版会、DVD-ROM 2 枚・60p。

(2) 長良川上流断層帯の将来の活動

ア 活動区間と活動時の地震の規模

長良川上流断層帯は、断層帯全体が 1 つの活動区間として同時に活動すると推定される。

断層の長さは約29kmと推定されることから、発生する地震の規模はマグニチュード7.3程度と推定され、その際、相対的に2 m程度の左横ずれ変位や西側が隆起する段差が生じる可能性がある。

イ 地震発生の可能性

長良川上流断層帯では、過去の活動履歴が求められていないため、将来における地震発生の可能性は不明である。

(3) 今後に向けて

長良川上流断層帯では、過去の活動に関してほとんど資料が得られていない。したがって、最新活動時期や平均活動間隔を特定するための資料をさらに得る必要がある。

3 災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第一に地盤の揺れや液状化であり、第二にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくしたり、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を高め、また建物の耐震診断を実施して必要に応じて補強工事を行う等その耐震化を図らねばならない。

自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに、重要なのは、いかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

市は、防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要がある。

第5節 市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 郡上市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、郡上市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、郡上市防災会議を置く。(資料1-2「郡上市防災会議条例」参照)

2 郡上市災害警戒本部

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部を設置するに至らない災害にあつては、郡上市災害警戒本部組織をもって対処する。

3 災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2に基づく郡上市災害対策本部の組織は、郡上市災害対策本部条例(資料1-3参照)並びに次に定めるところによるものとする。

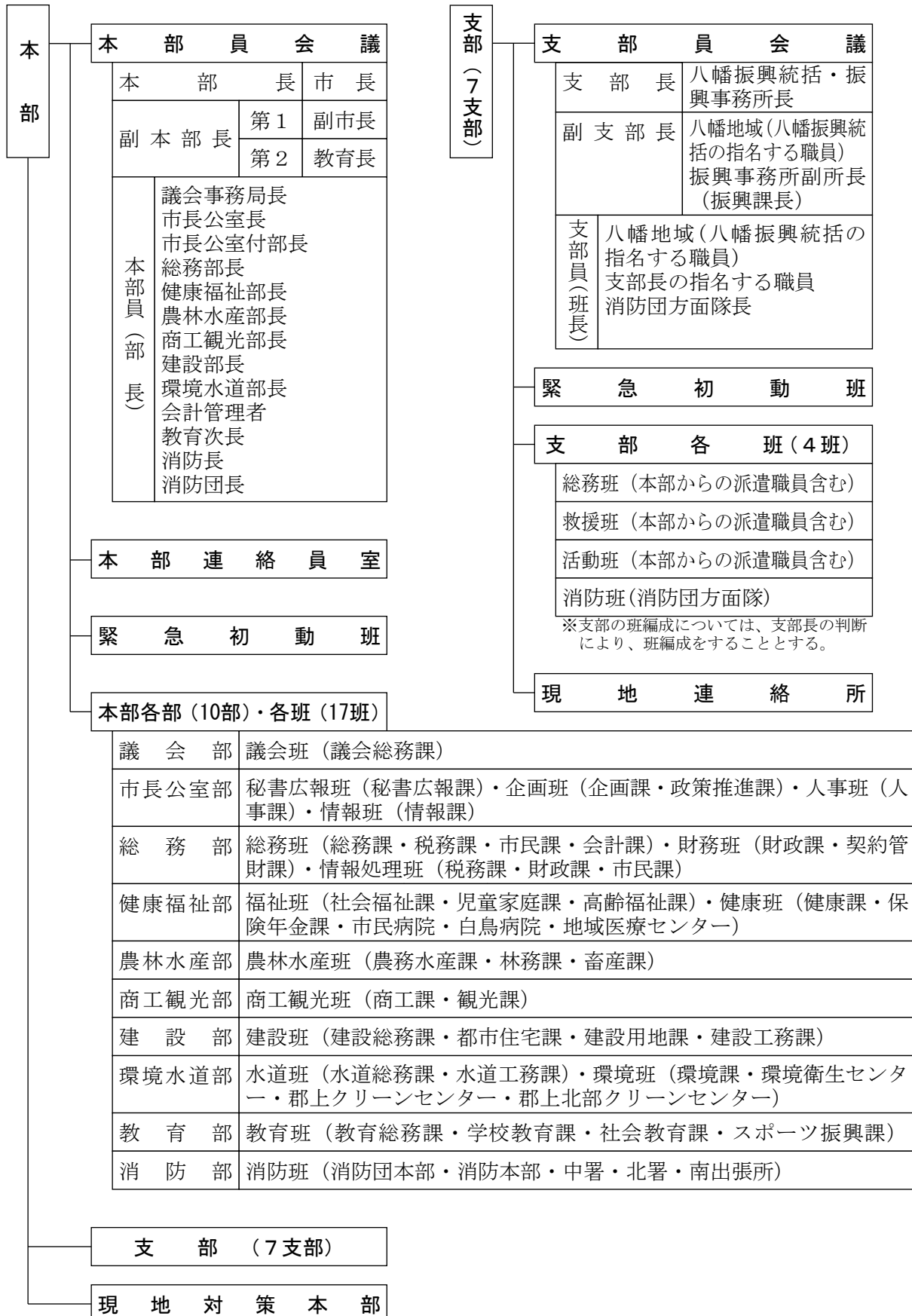
(1) 系 統

市本部の組織系統は、おおむね次のとおりとする。

市災害対策本部		名 称	位 置	区 域	現地連絡所
本 庁 内	支 部	八幡支部	郡上市役所本庁内	八幡地域一円	
		大和支部	大和振興事務所内	大和地域一円	
		白鳥支部	白鳥振興事務所内	白鳥地域一円	
		高鷲支部	高鷲振興事務所内	高鷲地域一円	
		美並支部	美並振興事務所内	美並地域一円	
		明宝支部	明宝振興事務所内	明宝地域一円	
		和良支部	和良振興事務所内	和良地域一円	
現地災害対策本部					

(2) 編成

市本部、現地本部及び市支部の編成状況は、次のとおりである。



(3) 組織及び任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長

災害対策副本部長（副市長・教育長）は、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 市本部の組織及び分担任務

(ア) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。

(イ) 部長は、本部長の命を受け（教育部については、災害対策基本法第23条の2第6項に規定する指示権について）部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(ロ) 副部長は、部長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。

(ハ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副本部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。

(ニ) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

(ホ) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。

(ヘ) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ト) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。

(チ) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、別表のとおりとする。

エ 市支部の組織及び分担任務

(ア) 市支部にあつては、八幡支部は八幡防災センター、他6支部は各振興事務所に置き、振興事務所所管地域における災害応急対策の円滑な処理に当たるものとする。

(イ) 支部長は、八幡支部は総務部次長兼八幡振興統括、他6支部は振興事務所長をもって充て、振興事務所に勤務する職員及び派遣職員は、支部員となるものとする。

(ロ) 支部長は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡調整に当たるものとする。

(ハ) 副支部長は、八幡支部は支部長の指名する職員、他は振興事務所副所長（振興課長）をもって充てる。

(ニ) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代行する。

(ホ) 支部に班を設け、班に班長及び副班長を置く。

(ヘ) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。

(ト) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。

(チ) 副班長は、班長を補佐し班長に事故があるときはその職務を代行する。

(リ) 班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるも

のとする。

(㏸) 班長は必要に応じて係等の組織を置くことができる。

(㏹) 支部の班別の組織・分担任務は、下表のとおりとする。ただし、支部長の判断により、組織を変更することができることとする。

班名	◎班長 ○副班長 ・班員	任 務 分 担
総務班	◎振興課長 ○課長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職員を班長とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 振興事務所内（八幡地域においては八幡町管内）における災害応急対策の円滑な処理に関する事。 2 災害情報の収集及び報告に関する事。 3 気象情報の収集に関する事。 4 避難の指示に関する事。 5 防災行政無線の管理及び運用に関する事。 6 災害時の車両の確保に関する事。 7 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 8 市有車両の災害対策のための使用に関する事。 9 庁舎の災害対策に関する事。 10 振興事務所職員（八幡地域においては八幡担当4班）の動員及び配備に関する事。 11 本部との人員調整に関する事。 12 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 13 災害関係の広報及び掲示掲載に関する事。 14 ケーブルテレビ施設の災害対策に関する事。 15 電気・通信の災害対策に関する事。 16 災害時におけるゴミ処理に関する事。 17 遺体の処理及び火葬に関する事。 18 避難所開設の協力に関する事。 19 支部の設置及び解散に関する事。 20 連絡所の設置及び解散に関する事。 21 本部、各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 22 自治会等との連絡調整に関する事。 23 消防団方面隊との連絡調整に関する事。 24 災害時の総合窓口に関する事。 25 振興事務所（八幡地域においては八幡4班）の他の班に属さない事項に関する事。
救援班	◎支部長が指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員（健康福祉担当） ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職員を班長とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉関係施設の災害対策に関する事。 2 民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。 3 要配慮者等への情報提供及び避難誘導に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事。 5 保育園児の避難等安全確保に関する事。 6 保育園施設等の災害対策に関する事。 7 医療関係施設の災害対策に関する事。 8 災害時における炊き出しに関する事。 9 教育関係施設の災害対策に関する事。 10 児童・生徒の避難等の対策に関する事。
活動班	◎支部長が指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職員を班長とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用主要食糧の調達に関する事。 2 農業関係の災害対策に関する事。 3 林業関係の災害対策に関する事。 4 水産業関係の災害対策に関する事。 5 商工観光業者の災害対策に関する事。 6 災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導に関する事。 7 観光施設の災害対策に関する事。 8 畜産関係の災害対策に関する事。 9 道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関する事。 10 農地、農業用施設の災害対策に関する事。 11 林道、治山施設等の災害対策に関する事。

		12 交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関する こと。 13 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 14 水防に関すること。 15 水道施設の災害対策に関すること。 16 下水道施設の災害対策に関すること。
消防班	◎消防団方面隊長 ○消防団副方面隊長	1 消防活動全般に関すること。 2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 4 消防団方面隊の体制に関すること。 5 消防団方面隊の活動の把握及び指示に関すること。 6 消防団本部及び他消防団方面隊との連絡調整に関する こと。 7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。
緊急初動班	※支部長が指名する班員	1 支部の設置準備 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。

オ 本部・支部員会議

- (7) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、会計管理者、教育次長、消防長及び消防団長をもって組織する。
- (4) 支部員会議は、支部長、副支部長及び各班長、消防団方面隊長をもって組織する。
また、支部長の判断により、社会福祉施設等の長を必要に応じ、支部員に加えることとする。
- (7) 災害対策本部・支部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

カ 総合災害対策チーム

市災害対策本部の下に総合災害対策チームを置き、部を超えての対策が必要な事項について、防災関係機関の参加を得て検討する。

また、平常時においても、市長又は副市長は各部会長に対し、部会の開催を指示することができ、指示があった場合、部会長（下表◎が付してある部長）は部会員を招集し、部会を開催するものとする。

総合災害対策チーム事務分掌一覧

部 会	事 務 分 掌	要 員
指揮総括部会	総合災害対策チームの指揮総括 他機関への要請 県との連絡調整等	◎総務部・市長公室
広報部会	災害関係の広報全般	◎市長公室・総務部
ライフライン部会	ライフラインの被害・復旧状況 の把握	◎環境水道部・建設部・総務部・ 中部電力・N T T・その他関係部
避難対策部会	住民避難状況の把握 避難所に関する連絡調整 応急仮設住宅の建設	◎総務部・健康福祉部・教育委 員会・建設部・その他関係部

ボランティア部会	ボランティアの把握・受入 ボランティア団体との連絡調整	◎健康福祉部・郡上市社会福祉協議会・その他関係部
広域応援部会	広域応援の要請 自衛隊、協定締結市、他市町村等からの応援受入調整	◎総務部・消防本部・その他関係部
食糧物資供給部会	被災者用食料、生活必需物資の確保・供給	◎農林水産部・商工観光部・教育委員会・健康福祉部
災害復旧等対策部会	土木被害・復旧状況の把握 公共施設被害・復旧状況の把握 鉄道・バスの被害復旧状況の把握 交通規制状況の把握	◎建設部・環境水道部・総務部・市長公室・その他関係部
ごみ対策部会	ごみ、し尿等の収集、運搬、処分 家屋の浸水、倒壊建物等の状況把握	◎環境水道部・総務部・建設部・その他関係部

※◎は各部会の集約を行う課（集約部）。

※なお、これはあくまでも目安であり、場合によっては、部会を追加したり、省略したりして円滑に機能するよう運用する。

キ 本部連絡員室

- (7) 連絡員室は災害対策について、各部各班及び支部との連絡調整等に当たるものとする。
- (4) 本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たるものとする。
- (7) 連絡員室は災害時における各機関の情報交換、連絡調整に当たるものとする。
- (5) 連絡員室に室長を置き、総務課長の職にある者とする。
- (4) 本部連絡員は総務課職員をもって充てる。

ク 現地災害対策本部

- (7) 現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。
- (4) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び若干の現地災害対策本部員を置き、現地災害対策本部長は、その都度市本部長が任命し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する。
- (7) 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- (5) 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる。
- (4) 現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

ケ 緊急初動班

- (7) 大規模事故等の災害時において、市本部長が必要と判断したときに、緊急初動班を設置する。
- (4) 緊急初動班の班員は、庁舎から徒歩又は自転車で20分以内の地に居住又は住所を有す

る職員とし、本部においては総務部長、支部においては振興事務所長（八幡地域は八幡振興統括）があらかじめ指名しておく。

(ウ) 緊急初動班員に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就く。

コ 現地連絡所

(ア) 支部から遠隔の地である場合又は、道路通行規制等により孤立が予想される場合に支部長がその必要を認めた地域において、あらかじめ支部長が定めた施設に現地連絡所を置く。

(イ) 所員は、支部長が市の職員のうちから当該地域に居住又は、住所を有する若干名の職員をあらかじめ指名し、道路通行規制の実施が予想される等の場合において派遣することができることとする。

別表 郡上市災害対策本部の各部・各班分担任務表

部 名 ●部 長	班 名 ●班 長	分 担 任 務
議会部 ●議会事務局長	議会班 ●議会総務課長 (議会総務課)	1 市議会議員との連絡調整に関する事。 2 災害見舞及び視察者等の対応に関する事。
市長公室部 ●市長公室長 (副部長) ●市長公室付部長	秘書広報班 ●秘書広報課長 (秘書広報課)	1 本部長の秘書に関する事。 2 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 3 防災行政無線及びホームページによる広報に関する事。 4 報道発表及び報道機関の対応に関する事。 5 災害見舞及び視察者等の対応に関する事。 6 国際交流協会との連絡調整に関する事。
	企画班 ●企画課長 (企画課・政策推進課)	1 災害復旧計画に関する事。 2 他班の実施事項の応援に関する事。 3 公共交通機関との連絡調整及び災害対策に関する事。
	人事班 ●人事課長 (人事課)	1 災害業務従事職員の把握に関する事。 2 職員の公務災害に関する事。 3 被災職員等の災害見舞金の支給に関する事。 4 他班の実施事項の応援に関する事。
	情報班 ●情報課長 (情報課)	1 災害情報の収集及び広報に関する事。 2 ケーブルテレビ施設の災害対策に関する事。 3 電気・通信の災害対策に関する事。
総務部 ●総務部長 (副部長) ●会計管理者	総務班 ●総務課長 (総務課・税務課・市民課・会計課)	1 災害対策全般に関する事。 2 配備体制その他災害対策本部の命令、指示事項等の伝達 3 各部、各支部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。 4 気象等の伝達に関する事。 5 避難の指示に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7 災害関係文書の受理及び発送に関する事。 8 各支部との人員調整に関する事。 9 本部職員の動員及び配備に関する事。 10 被害情報のとりまとめに関する事。 11 防災行政無線の管理及び運用に関する事。 12 市以外の関係機関に対する動員の要請に関する事。 13 災害時における総合窓口に関する事。 14 固定資産等の被害調査に関する事。 15 り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事。 16 災害経費の執行と物品の出納に関する事。 17 遺体の処理及び火葬に関する事。 18 在住外国人の対策に関する事。 19 り災者に対する印鑑登録手帳の再交付及び手数料の免除に関する事。

	<p>情報処理班 ●税務課長 (税務課・財政課・市民課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び報告に関する事。 2 各部・支部からの被害情報の集約、報告に関する事。 3 被害情報システムの入力・報告に関する事。 4 被害情報のとりまとめに関する事。 5 市民からの被害情報及び問合せ対応に関する事。 6 安否情報の対応、とりまとめに関する事。
	<p>財務班 ●契約管財課長 (財政課・契約管財課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び財政の運営に関する事。 2 災害時の輸送計画及び車両の確保に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 4 市有車両の災害対策のための使用に関する事。 5 庁舎の災害対策及び電源等の確保に関する事。
<p>健康福祉部 ●健康福祉部長</p>	<p>福祉班 ●社会福祉課長 (社会福祉課・児童家庭課・高齢福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法全般に関する事。 2 社会福祉関係施設の災害対策に関する事。 3 社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 4 災害ボランティアに関する事。 5 家屋等の被害調査に関する事。 6 り災証明書の発行に関する事。 7 被災者生活再建支援に関する事。 8 災害救助物資及び義援金品の募集・受入・配分に関する事。 9 災害見舞金・災害弔慰金等の支給、災害援助資金等の貸付に関する事。 10 被災による生活困窮者に関する事。 11 要配慮者に対する支援及び避難誘導に関する事。 12 避難所の開設及び管理に関する事。 13 被災児童の保護に関する事。 14 り災者に対する保険料及び利用者負担等の減免に関する事。 15 民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。 16 災害時における炊き出しに関する事。 17 その他健康福祉全般の災害対策に関する事。
	<p>健康班 ●健康課長 (健康課・保険年金課・病院・地域医療センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療及び助産に関する事。 2 災害対策用医薬品等の調達に関する事。 3 災害時における食品衛生に関する事。 4 災害時における感染症予防等に関する事。 5 医療機関との連絡調整及び災害対策に関する事。 6 医師会との連絡調整に関する事。 7 保健所との連絡調整に関する事。 8 保健衛生施設の災害対策に関する事。 9 り災者に対する心身ケアの相談及び診察等に関する事。 10 その他保健衛生全般の災害対策に関する事。
<p>農林水産部 ●農林水産部長</p>	<p>農林水産班 ●農務水産課長 (農務水産課・林務課・畜産課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用主要食糧の調達に関する事。 2 農業関係の災害対策に関する事。 3 林業関係の災害対策に関する事。 4 水産業関係の災害対策に関する事。 5 災害時における農業技術の指導普及に関する事。 6 被災農林水産業者に対する融資に関する事。 7 災害時における病害虫の発生予察及び防除に関する事。 8 畜産関係の災害対策に関する事。 9 被災畜産業者に対する融資に関する事。 10 農業協同組合、農業共済組合及び農事改良組合との連絡調整に関する事。 11 森林組合との連絡調整に関する事。 12 その他農林水産及び畜産業全般の災害対策に関する事。
<p>商工観光部 ●商工観光部長</p>	<p>商工観光班 ●商工課長 (商工課・観光課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光業者の災害対策に関する事。 2 被災商工観光業者の融資等に関する事。 3 災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関する事。 4 観光施設の災害対策に関する事。 5 生活必需品及び燃料等の確保に関する事。 6 商工会との連絡調整に関する事。 7 観光協会との連絡調整に関する事。 8 その他商工観光全般の災害対策に関する事。

建設部 ●建設部長	建設班 ●建設総務課長 (建設総務課・都市住宅課・建設用地課・建設工務課)	1 道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。 2 農地、農業用施設の災害対策に関すること。 3 林道、治山施設等の災害対策に関すること。 4 交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。 5 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 6 応急仮設住宅に関すること。 7 市営住宅の災害対策に関すること。 8 水防に関すること。 9 震災建築物応急危険度判定業務に関すること。 10 建設業協会及び建設業者等との連絡調整に関すること。 11 その他土木施設全般の災害対策に関すること。
環境水道部 ●環境水道部長	水道班 ●水道総務課長 (水道総務課・水道工務課)	1 上下水道施設の災害対策に関すること。 2 上下水道指定工事店・下水道維持管理業者等との連絡調整に関すること。 3 災害時の飲料水供給に関すること。 4 り災者に対する上下水道使用料の減免に関すること。 5 その他上下水道全般の災害対策に関すること。
	環境班 ●環境課長 (環境課・環境衛生センター・郡上クリーンセンター・郡上北部クリーンセンター)	1 被災地の防疫に関すること。 2 災害時における清掃及び清掃施設に関すること。 3 災害時におけるゴミ処理、廃棄物処理及びし尿処理に関すること。 4 住宅応急処置についての協力に関すること。 5 避難所開設の協力に関すること。 6 ごみ収集業者等との連絡調整に関すること。 7 災害時における環境衛生の確保に関すること。 8 災害時におけるトイレ対策に関すること。 9 り災者に対する一般廃棄物手数料の減免に関すること。 10 その他環境衛生全般の災害対策に関すること。
教育部 ●教育次長	教育班 ●教育総務課長 (教育総務課・学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課)	1 教育関係の災害全般に関すること。 2 教育部内の連絡調整に関すること。 3 教育義援金品の配布に関すること。 4 児童・生徒の避難等の対策に関すること。 5 学校、教育施設との連絡調整及び災害対策に関すること。 6 災害時の授業その他の対策に関すること。 7 被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。 8 教育施設の避難所の開設及び管理に関すること。 9 社会教育関係施設の災害対策に関すること。 10 文化財の災害対策に関すること。 11 スポーツ施設の災害対策に関すること。 12 学校給食センターでの炊き出しに関すること。 13 り災者に対する学校給食費の減免に関すること。 14 り災者に対する幼稚園保育料の減免に関すること。
消防部 ●消防長 ●消防団長	消防班 ●消防総務課長 (消防団本部・消防本部・中署・北署・南出張所)	1 消防活動全般に関すること。 2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 4 消防本部及び消防署における体制に関すること。 5 消防団の活動の把握及び指示に関すること。 6 他消防機関との連絡調整に関すること。 7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
緊急初動班	※本部長が指名する班員	1 本部の設置準備 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 支部及び関係機関との連絡調整に関すること。

(注)

- 1 構成は、上記機関のほか部長・支部長（八幡地域は八幡振興統括）がその必要を認めるときは、部・支部の所管区域内に所在する他の市出先機関を構成に含め、次の要領で組織

しておくものとする。

(1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。

(2) 班長は、それぞれの現地機関の長とする。

(3) 事務分掌は、次の例による。

ア その現地機関の業務の災害対策

イ 庁舎その他財産の災害対策

2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌するものとする。なお、本表に明示されていない応援対策及び本表で重複する関係事項等については、連絡員室において定めるものとする。

・第**2**編

一般対策編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 総 則

全ての部

第1 防災協働社会の形成推進**1 基本方針**

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- (3) 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、自治会、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 住民運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であることから、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、住民運動として全世代に向け展開していくように努める。

3 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

4 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と

男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

5 関係機関と連携した防災対策の整備

市は、平常時から県、関係機関及び企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

加えて、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

そのほかに、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6 り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

7 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

8 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第2 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

市は、県等と連携して、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(※) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車等の資機材の整備を図る。

3 通信施設・設備等

(1) 市は、防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、集落、他の市町村、県、防災関係機関との間における情報連絡網の整備を図る。

(2) 市は、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。

(3) 市は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

(4) 市は、県と連携して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 水防施設・設備等

市は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要な水防資機材の備蓄に努める。

5 救助施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン・飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効・適切に活用・運用できるように、整備、改善及び点検する。

6 災害対策本部・支部室の整備

本庁舎（本所勤務者）及び各振興事務所（支所勤務者）に設置する災害対策本部・支部室については、必要な機能を整備する。

なお、災害により本部施設が使用不能となった場合は、郡上市総合文化センター又は各振興事務所の指定した場所を代替場所として使用する。

また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

7 迅速な参集体制の整備

(1) 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急にかつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、気象情報により災害が発生するおそれがある場合又は災害発生後、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、職員が速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。(動員配備体制は、本編第2章第1節「活動体制」参照)

ア 災害対策本部及び支部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

イ 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

(2) 災害対策本部・支部の運営体制の整備

災害時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。(災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「活動体制」参照)

ア 警報等発表後、本部及び支部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部及び支部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

イ 災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄を行う。

ウ 本部・支部員会議の職員が災害時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

(7) 動員配備・参集方法

(4) 本部の設営方法

(7) 各種通信機器等の操作方法等

8 防災拠点施設の整備

市は、大規模災害時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行う。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(4) その他、防災に資する公共施設の整備

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

また、災害時に利用可能な道の駅を、地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

9 複合災害対策

(1) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。

(2) 市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

10 その他施設・設備等

市は、災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的の実施するとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を策定する。

第3 災害に強いまちづくり

1 総合的な防災・減災対策

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

2 安全性の確保の促進

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

3 リスクの評価

県及び市は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

全ての部

市及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

1 住民に対する防災教育

市は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 郡上市地域防災計画の概要
- (イ) 気象情報、地震に関する一般的知識
- (ロ) 土砂災害警戒区域、液状化現象、火山に関する知識
- (ハ) 放射能、「超」広域災害に関する基礎的な知識
- (ニ) 災害が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
- (ホ) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取り組むべき行動
- (ヘ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (コ) 防災関係機関等の防災対策及び自主防災組織の防災体制に関する知識
- (ク) 避難場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (コ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (セ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

- (ス) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (セ) 建築基準法等の遵守及び住宅の維持・補修・補強、火災予防、非常用備蓄品及び非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ソ) 要配慮者及び応急手当等看護に関する知識
- (タ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (チ) 過去に発生した災害の教訓の伝承
- (ツ) 被災者支援制度に関する情報
- (テ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えに関する情報
- (ト) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 啓発の方法

- (ア) 市広報、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 広報車の利用
- (ウ) 講演会、講習会の実施
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 災害図上訓練の普及推進
- (カ) CATV、防災行政無線、インターネットホームページ、メール配信サービスによる情報提供

(2) 企業への啓発

市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加など地域の防災体制との連携に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

2 児童生徒等に対する普及

県及び市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

3 職員に対する教育

迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、次のとおり必要な教育を行う。

- (1) 災害に関する一般的・専門的知識
- (2) 現在講じられている災害対策

- (3) 今後取り組むべき課題
- (4) 組織の防災体制
- (5) 職員のとるべき行動（事前、発生後）
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度雨期前に防災研修会を実施し、市職員に対し、十分に周知する。また、各部等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

4 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

指導に当たっては、教科、学級活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。また、学校施設が避難所・避難場所として運用される場合にあつては、教職員にも、協力が得られるよう位置づけ、地域防災力の向上を図る。

5 「岐阜県防災点検の日」及び「岐阜県地震防災の日」の設定と点検事項

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

また、濃尾地震が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図る。

なお、防災点検実施の例（10か条）は次のとおりである。

〈個人〉	〈家庭〉	〈地域〉
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防衛体制
2 応急手当での処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 お年寄り等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難場所	9 避難場所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難場所・避難路	10 避難場所・避難路

6 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害

からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

7 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

全ての部

災害時に、市は県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織に対して平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練の積極的参加について啓発に努め、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

1 訓練方法

市、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講ずることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

2 総合訓練

市は、各部門別応急対策実施機関等と合同して、毎年1回程度災害が予想される季節前等において、おおむね次の対策を総合して地域住民とが一体となった訓練を実施する。

訓練科目	実施機関	訓練科目	実施機関
気象警報等伝達訓練	市、関係機関、住民	医療訓練	市、医療機関
通信訓練	市、消防団、消防本部、自衛隊、関係機関	炊出しその他、救助訓練	市、女性防火クラブ、自衛隊

避難訓練	市、消防団、消防本部、警察、学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設、住民等	消防、水防訓練	市、消防団、消防本部・署、自衛隊
救出訓練	市、消防団、消防本部、警察、自衛隊	その他	関係機関

3 水防訓練

市、消防本部及び消防団は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施する。

(1) 実施の期間

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

重要水防箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方法

図上又は実地に消防団各方面隊ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを市長に報告する。また、作成した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、実施した避難訓練について市長にその結果を報告するものとし、報告を受けた市長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

4 消防訓練

市、消防団及び消防本部は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部その他の団体、近隣市町村と合同し、大規模な機動演習を実施する。

5 避難等救助訓練

市、消防団及び消防本部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、避難施設の整備と救助訓練の実施について指導する。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、社会福祉施設においては年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設

設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

6 その他の訓練

市は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等の実施に努める。

- ア 災害警備
- イ 気象警報等の伝達
- ウ 災害応急対策活動従事者の動員
- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 土砂災害対策
- キ 情報連絡員や応援職員等の派遣
- ク その他

7 広域災害を想定した防災訓練

市は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

8 地域住民の自主防災組織による訓練

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練等の実施及び積極的な参加について啓発に努め、必要に応じて指導協力する。

9 訓練の検証

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、市は地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促し、市内全域の組織化を推進するように努める。その際、女性の参画の促進に努める。

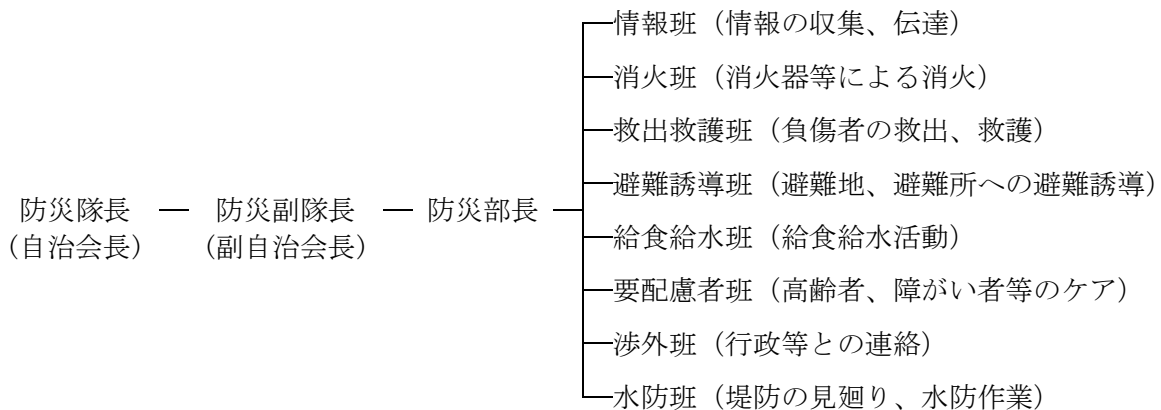
1 地域住民の自主防災組織

(1) 防災リーダーによる自主防災組織の育成、強化

市は、防災士等の防災リーダーについて、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、自主防災組織の活動の充実を推進する。

(2) 組織及び活動の内容

ア 組織編成



イ 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
情 報 対 策	・ 情報の収集、伝達方法の立案 ・ 地震についての知識の収集及び啓発	情 報 班
消 火 対 策	・ 火災予防の啓発 ・ 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救 出 対 策	・ 救出用資器材の整備計画の立案 ・ 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救 護 対 策	・ 各世帯への救急医薬品の保有指導 ・ 応急手当講習会の実施 ・ 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
避 難 対 策	・ 避難対象地区の把握 ・ 避難路の決定と周知	避難誘導班
	・ 各世帯への備蓄の徹底	

給食給水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水が確保できる場所の把握 ・炊出し、配分計画の立案 	給食給水班
要配慮者・避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難困難な避難行動要支援者のリストアップ ・要配慮者の避難計画の作成 	要配慮者班
他組織との連携対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市支部との連絡体制の確立 ・市支部内防災関係機関や隣接自治会、事業所との連絡方法の確立 	渉外班
水防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水防危険箇所の把握 	水防班
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・個別訓練の随時実施 ・市が行う防災訓練への参加 	各班
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 ・備蓄資機材、物資の管理、点検 	各班

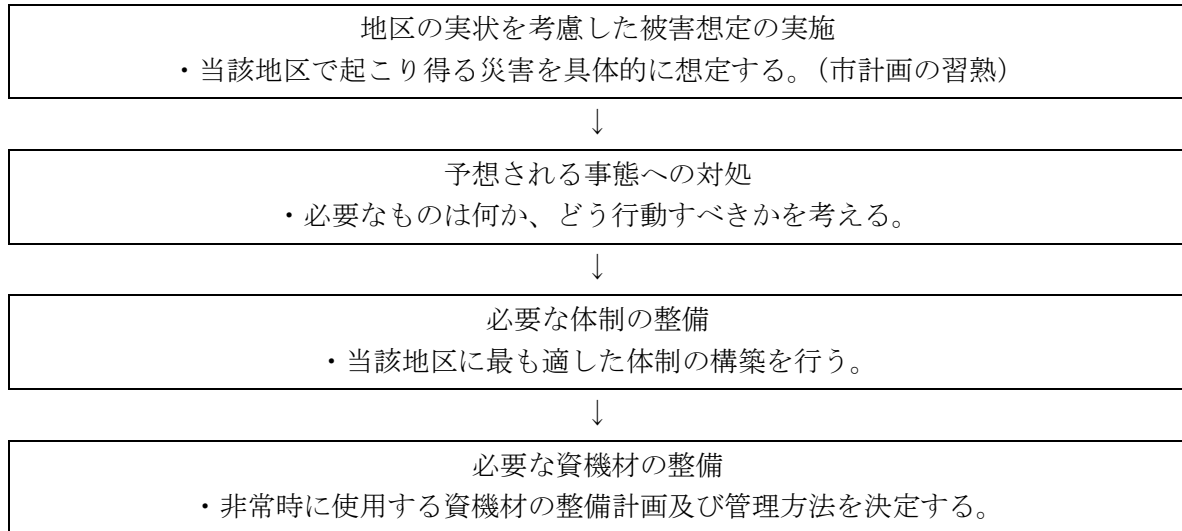
ウ 災害時の活動例

対策	内容	担当
情報対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯による被害状況のとりまとめ 	各世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約 ・重要情報の各世帯への広報 ・地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報収集 	情報班
消火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・各自家庭における火の始末 ・初期消火の実施 	全員
	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の場合は消火活動 	消火班
救出対策	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救出の実施 ・建設業者への応援要請 	救出救護班
救護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・軽傷者は各世帯で処置 	各世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯で不可能な場合は市救護班に依頼 ・重傷者などの医療機関への搬送 	救出救護班
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の安全確認 ・避難者の誘導（組織的避難の実施） 	避難誘導班
給食給水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保 ・炊出しの実施 ・飲料水、食料などの公平配分 	給食給水班
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難救護 ・避難所における要配慮者への協力 	要配慮者班
他組織との連携対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の市支部への報告 ・市支部内防災機関や隣接自治会、事業所との情報交換 ・市への安否等住民に関する情報の提供 	渉外班
水防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の実施 	水防班

2 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、班編成及び役割については各地区ごとに協議を行い定めるものとし、必要により改正を行う。その際、職員及び消防団員は、積極的に協力する。

また、各地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。



3 特定受益団体等の自主防災組織

特定受益団体等の自主防災組織における防災活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 農道受益団体
 - ア 平常時における側溝、排水施設、路面の整備
 - イ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画
- (2) 農業用水受益団体
 - ア 平常時における水路、堰堤等の保守点検整備
 - イ 増水予想時における水門の閉鎖
 - ウ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画
- (3) 林道受益団体
 - ア 平常時における側溝、排水施設、路面の整備
 - イ 災害時の被害の調査、連絡、復旧計画
- (4) その他の団体

それぞれ実状にあった自主防災組織の確立を図り、災害対策を講じる。

4 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

5 事業所における自主防災組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うこと

が望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成する。

6 関係機関の防災組織の整備

農業協同組合、森林組合、ダム管理者等地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自の組織体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期する。

7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うよう努める。

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部郡上地区、郡上市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、郡上市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、日本赤十字社岐阜県支部郡上地区並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

市は、市社協が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。なお、市社協は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - (ア) グループの活動であること
 - (イ) グループに20歳以上の指導者がいること
 - (ウ) 原則として県内の活動に限ること
- ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に、市社協からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

市社協は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、市は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの設置

市社協は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。なお、市はボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援する。

5 ボランティア活動拠点の整備

市は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

6 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域的な応援体制の整備

大規模災害時にあつては、市の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定し、きめ細かい取り決めをした広域の応援体制を多重的に整備する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

さらに、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時に向けてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

応援の受け入れにあつては、感染症対策に留意する。

1 広域的な応援体制の整備

市は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

2 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」（資料2-5-6参照）を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（資料2-6-3参照）を締結している。

3 県外相互応援

県では、他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、大規模災害にあつての災害時の相互応援体制の万全に努めており、中部9県1市と相互応援協定を締結していることから、

協定県内の市町村の応援を県に要請することができる。

市では、同時に被災する可能性の少ない遠隔の市町村や、友好市町村との間の相互応援協定を検討する。

なお、福井県大野市、兵庫県丹波篠山市及び三重県志摩市と災害時相互応援協定（資料2-6-1～2-6-2の2参照）並びに東京都港区と災害時相互協力協定（資料2-6-2の3参照）を締結している。

4 その他の応援体制

(1) 広域航空消防応援

市は消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請できる。

(2) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

(3) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(4) 他の市町村との応援協定の締結

5 応援職員の受け入れに際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

6 各種協定等一覧表

市では、大規模災害に当たっての各種の応援に関する協定を次の一覧表のとおり締結している。

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
災害復旧	(社)郡上建設業協会	H16.12.14	郡上市の災害応援協定に関する協定書
	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H19.2.5	災害時の応援業務に関する基本協定
	郡上建築工業会	H21.9.4	郡上建築工業会との災害応急対策に関する協定書
	岐阜県電気工事業工業組合 郡上地区	H23.12.21	災害時における電気設備等の復旧に関する協定
	中部電力パワーグリッド株式会社	R3.2.17	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定
	株式会社A I R ロボ	R3.9.7	災害時等における無人航空機による情報収集活動（空撮等）に関する協定書
	岐阜県瓦葺組合中部支部	R4.3.29	災害時等における被災住宅（瓦屋根）の損傷箇所調査と応急措置等に関する協定
	郡上市災害応援協議会	R4.12.14	災害発生時等における被害状況調査の応援協力に関する協定

	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R 5. 3. 16	災害時における電力復旧に関する協定
避難場所開放	岐阜県立郡上高等学校	H28. 10. 25	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県立郡上北高等学校	H28. 12. 9	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県立郡上特別支援学校	H28. 12. 19	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
	岐阜県	H30. 6. 2	非常災害時における清流長良川あゆパーク開放に関する覚書
郵便局の応援	郡上八幡郵便局 西和良郵便局 大和郵便局 白鳥郵便局 高鷲郵便局 美並郵便局 明宝郵便局 和良郵便局 石徹白郵便局	H17. 3. 22	災害支援協力に関する覚書 道路損傷等についての情報提供に関する覚書 消火・救命に関する覚書
救急救護	(社)岐阜県郡上市医師会	H18. 4. 1	災害時における医療救護活動に関する協定書
	郡上歯科医師会	H26. 5. 22	災害時における医療救護活動に関する協定書
	郡上薬剤師会	H26. 5. 22	災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書
	岐阜県タクシー協会郡上支部	H18. 10. 27	集団災害時における医療救護従事者の輸送に関する協定書
消防	美濃市	H16. 4. 12	消防相互応援協定書
	下呂市	H16. 10. 19	消防相互応援協定書
	関市	H17. 2. 7	消防相互応援協定書
	大野市（福井県）	H17. 11. 7	消防相互応援協定書
	岐阜県郡上生コンクリート協同組合	H18. 10. 27	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書
	岐阜県及び県内市町村	H29. 3. 24	岐阜県広域消防相互応援協定書
相互応援	大野市（福井県）	H19. 2. 5	災害時相互応援協定
	丹波篠山市（兵庫県）	H24. 1. 11	災害応急対策活動の相互応援に関する協定
	志摩市（三重県）	H25. 7. 13	災害応急対策活動の相互応援に関する協定
	港区（東京都）	H26. 2. 6	災害時相互協力協定
	岐阜県及び県内市町村	R 3. 6. 30	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書及び実施細目
	岐阜県及び県内市町村	H 9. 4. 1	岐阜県水道災害相互応援協定
	国土交通省 中部地方整備局	H23. 5. 27	災害時の情報交換に関する協定
防災ヘリ	岐阜県	H 6. 3. 28	岐阜県防災ヘリコプター応援協定

② 〈1. 予防〉第6節 広域的な応援体制の整備

生活物資等の 調達・運搬	株式会社バロー	H19. 8. 8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	株式会社コメリ	H22. 10. 12	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	めぐみの農業協同組合	H23. 5. 31	災害時における相互応援に関する協定
	株式会社マツオカ	H30. 3. 22	災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定
	生活協同組合コープぎふ	R 2. 12. 25	災害時における応急生活物資供給に関する協定書
	三協フロンテア株式会社	R 3. 11. 11	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書
	日立建機日本株式会社中部支社岐阜支店郡上営業所	R 3. 12. 6	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
	中北薬品株式会社	R 4. 12. 15	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
燃料等の供給	一般社団法人LPガス協会郡上支部	H20. 6. 2	災害時におけるLPガスの供給に関する協定
	岐阜県石油商業協同組合郡上支部	H30. 8. 14	災害時における燃料等の安定供給に関する協定
自主運営避難施設 の開設	有限会社郡上八幡自然園	R 2. 11. 9	災害時における施設の活用に関する協定書
	郡上八幡観光旅館組合	R 3. 7. 6	災害時等における施設の活用に関する協定書
	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合大和支部	R 3. 4. 15	災害時等における施設の活用に関する協定書
	白鳥観光協会	R 3. 6. 24	災害時等における施設の活用に関する協定書
	協同組合高鷲観光協会	R 3. 6. 2	災害時等における施設の活用に関する協定書
	美並フォレスト株式会社	R 3. 4. 1	災害時等における施設の活用に関する協定書
	明宝旅館民宿組合	R 3. 6. 2	災害時等における施設の活用に関する協定書
	山崎屋旅館	R 3. 7. 28	災害時等における施設の活用に関する協定書
その他	ヤフー株式会社	R 1. 12. 16	災害に係る情報発信等に関する協定

第7節 緊急輸送網の整備

総務部 消防部

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

1 緊急離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災等の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。(資料6-1参照)

2 ヘリポート等の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

3 地域内輸送拠点の設置

市は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する。

市は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

第8節 防災通信設備等の整備

市長公室部 総務部 消防部

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、防災行政無線のほかバックアップ機能の保持としての観点から各種通信施設の整備を図る。

1 本市の通信施設の現況

本市の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図るとともに、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

本市において利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

(1) 利用可能な通信施設

- ア 岐阜県防災行政無線
- イ 郡上市防災行政無線
- ウ 消防無線
- エ 警察電話

(2) 関係機関との連絡方法

市←→県	電話、県防災行政無線
市←→消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線
市←→郡上警察署	電話
市←→消防団	電話、市防災行政無線、消防無線（受令機）
消防本部←→消防団	電話、消防無線（受令機）
市←→住民（自主防災組織）	電話、市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機、復信通話機）、CATV

2 通信施設

(1) 郡上市防災行政無線

市は、同報系デジタル防災行政無線により、広報及び災害その他緊急時の通報を確保している。（市防災行政無線の現況については、資料3-1参照）

移動系無線については、当面アナログ方式で市内の統一化を図るが、将来的にはデジタル方式による防災無線を整備する。

ア 屋外拡声子局

ケーブルテレビ通信網を利用した有線基盤による情報伝達手段は整備されているものの、ケーブル切断時や停電時の早期復旧が困難であるため、市内全域に防災無線屋外子局を整備している。

イ 防災無線戸別受信機

一般世帯、避難所施設、公共施設等に防災無線戸別受信機を整備している。

(2) 岐阜県防災行政無線

県は、防災情報通信システム（平成7年4月供用開始）により、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

ア 衛星通信回線システム

(7) 構成

衛星通信回線 (地域衛星通信ネットワーク)	岐阜県地域防災計画添付資料 岐阜県防災・情報通信システム回線構成図参照
--------------------------	--

(4) 機能（特徴）

- a 市町村、消防本部等全端末局とファクシミリ通信可能
- b 通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

イ バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（2ルート化）

(3) 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内全市町村に計測震度計を設置する震度情報ネットワークシステムの整備により、県内の震度情報を把握し、国に速報するとともに、観測データの蓄積により地震予知に役立てられており、市も県と連携しシステムの活用に努める。

3 非常通信の拡充

市は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東海地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の拡充に努める。

4 情報収集・伝達等通信体制の強化

- (1) 市内のアマチュア無線局と連携により、非常時における協力体制・名簿の作成等を行う。
(災害時使用周波数、144.8MHz)
- (2) 携帯電話通話エリアの拡大を関係機関に呼び掛ける。
- (3) 住民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、CATV・インターネット・GIS地図情報を利用した防災情報システム等の整備に努める。
- (4) 東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。
- (5) 市及び防災関係機関は、緊急発電設備等を多重的に整備するとともに、要員の緊急体制を多重的に整える。
- (6) 市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

第9節 火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、郡上市消防計画に定めるもののほかに本計画による。

1 消防体制の確立

市は、消防職員及び消防団員の人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制を確立する。

2 消防組織

市の消防体制は、常備消防として消防本部、中署・南出張所、北署に署員が配備され、非常備消防として郡上市消防団の消防団本部（団長及び副団長）及び八幡・大和・白鳥・高鷲・美並・明宝・和良方面隊が消防活動に当たっている。（資料5-1、5-2参照）

3 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。（資料5-4参照）

ア 消防団員の確保と資質の向上に努める。

イ 災害が発生した際の情報伝達手段、指揮系統の確立を図る。

ウ 災害時の消防本部・署との連携方法の確立を図る。

エ 同時多発災害時には行政の消防力だけでは対応できないので、住民による自主防災組織等の育成強化に努める。

(7) 各自主防災組織の活動強化を図る。

(4) 消防職員、消防団員OBを活用した消防団災害等支援団員の育成に努める。

(7) 自主防災意識の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練を実施する。

(2) 消防水利の確保

消防水利施設等の整備充実については「消防水利の基準」に適合するよう年次計画を立てその推進を図る。

ア 地震によって発生する火災にも対応でき、かつ災害時の生活用水の確保を目的とした耐震性貯水槽の整備を図る。

イ 緊急水利として利用できる河川、ため池、プール、井戸等を把握しておき、水利の多様化を図る。

4 防火対策物の関係者に対する火災予防の徹底

(1) 予防査察の強化

消防本部・署は、常に当該区域内の防火対策物並びに地域の環境の変化を把握し防火対策物の定期的な査察を行うとともに、臨時査察、特別査察等を計画的に行う。

(2) 防火管理者の育成指導

一定規模以上の対象物（ホテル、旅館、マーケット、病院等で収容人員30人以上、その他の防火対策物で同じく50人以上）には、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める資格を有する防火管理者を選任させ、消防訓練、講習会等を実施し、自主防災体制を確立させる。

また、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導し、周知徹底を図る。

5 不燃化・火災延焼防止

(1) 建築物の不燃化・耐震化

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、建築物への誘導を図る。

イ 老朽度の著しい又は構造上危険と判定される公共建築物は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

ウ 公共建築物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

6 消防通信に関する計画

火災の早期通報と適切な消防活動を行うため、消防無線電話、消防専用電話等の整備をするとともに、市の防災行政無線、サイレン等の有効利用について配慮する。

7 消防団員教養訓練計画

効果的な消防活動を確保するため消防団員の資質の向上と実践的技術習得のため、次により教養訓練を行う。

(1) 一般教養計画

ア 新たに任命した消防団員のすべてに対し、基礎的教養訓練を行う。

イ 教養訓練の方法は、消防学校、講習、巡回指導、教養資料の配布、演習訓練その他の方法により行う。

(2) 演習訓練計画

演習訓練は、次の種目を基準として実施する。

ア 人命救助

イ 飛火警戒

ウ 通信連絡

エ 破壊消防

オ 出動

カ 財産保護

キ 山林火災防ぎよ

ク 車両火災防ぎよ

ケ 危険物火災等特殊火災防ぎよ

コ 災害応急対策等

8 市民に対する火災予防等の徹底

市は、火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、市民に対し、

防火、防災に関する思想あるいは郡上市火災予防条例（平成16年条例第195号）の普及徹底に当たりますが、特に震災火災時の初期消火体制を確立するための心得等についても普及徹底する。

(1) 市民の火災予防

市民に対する火災予防の徹底は、次による。

ア 実施の時期

市民に対する防火思想の普及は、「全国火災予防運動（春、秋）」あるいは「文化財防火デー」の期間のほか適宜その期間を定めて行う。

イ 方法

火災予防の徹底、防火思想の普及を強力に推進するために、次の方法により普及する。

- (ア) 市広報誌
- (イ) 広報車
- (ウ) パンフレットの配布
- (エ) ポスター掲示
- (オ) C A T V、市ホームページの活用
- (カ) 防火教室
- (キ) 防火展示会
- (ク) 学校、幼稚園、保育園における教育訓練

ウ 教養内容

- (ア) 火災予防上必要な一般的事項及び初期消火等の基礎知識
- (イ) 初期消火体制の確立（防火用水、水ばけつ、消火器等の備付）

(2) 総消防体制の樹立

- ア 自衛防火組織の強化
- イ 自治会を単位とした自主防災組織の育成強化

(3) 防火管理者講習会及び危険物安全講習会は、消防長が別に定め開催する。

9 関係機関の協力

消防署長及び消防団長は、防火関係各機関の育成を図り、火災予防を普及し、初期消火体制の万全を期する。

10 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第18節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第10節 水害予防対策

総務部 農林水産部
建設部 消防部

水害の発生予防及び被害の拡大を防止するため、市は、関係機関と協力して、消防団員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

また、治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

1 水害予防対策

(1) 河川改修事業

長良川をはじめとする河川改修及び堤防の強化を進める。

(2) 集中豪雨対策

短期間での多量の降雨に対処するために、市内の幹線排水路の雨水渠整備を進める。

(3) 水防資機材の点検整備

水防資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているときは、河川の監視の結果や出水状況に応じて、水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

(4) 水害リスクの開示

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

また、市は、県管理河川において、県が行う水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラ等により、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

2 治山事業

森林は、雨水の自然調整池機能という一面を持っているため、本市においては、森林保全区域を設定し、官民有林の保全及び整備計画の策定を検討する。（保安林種類別面積については、資料9－9参照）

3 砂防事業等土砂災害対策事業

本市には、土石流が発生するおそれのある土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市では、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び周知を推進し、警戒避難体制の整備、特定

の開発行為に対する制限、建築物の構造規制などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。また、砂防えん堤及び溪流保全工を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずる。

4 急傾斜地崩壊防止対策事業

本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

本市では、急傾斜地崩壊危険区域の周知や、土砂災害（特別）警戒区域の指定及び周知を推進し、警戒避難体制の整備、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制などのソフト面の対策を進め、指定地域内では、一定の行為を制限するとともに、必要な箇所については防止工事を実施する。

5 土地災害の予防

分譲宅地、別荘地、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土石採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う災害予防は、次のとおりとする。

(1) 災害の未然防止

市は、土地開発による乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し事業の実施について適切な指導に努める。

(2) 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発事業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するように努める。

6 本市における警戒雨量

雨による災害の発生が起こるおそれのある場合における警戒雨量は、おおむね次表のとおりである。

市は住民に対し危険区域・箇所の周知を図るとともに、この雨量を目安として危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立を図る。

地区名	注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
	前日までの雨量	当日の雨量	前日までの雨量	当日の雨量	時間雨量
長良川上流、飛驒地区	100mm以上	50mmを超えたとき	150mm以上	50mmを超え	40mmを超えたとき
	150mm以下	40mmを超えたとき	200mm以上	降雨が継続する見込みの場合	
			150mm以下	100mmを超え	30mmを超えたとき

(注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに留意する。

7 防災知識の普及

市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避

難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

8 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

9 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第18節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第11節 雪害予防対策

豪雪あるいは雪崩等雪害に対する道路その他公共的施設の整備及び除雪用機械の整備は本計画による。

1 豪雪地域

本市の八幡町、高鷲町、白鳥町、大和町、明宝は、豪雪地帯対策特別措置法の指定豪雪地帯である。

雪害予防施設の各事業別の施設整備等の方針は、次のとおりである。

2 道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪用機械の整備は次による。

(1) 凍雪害防止事業

市は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下、「採択基準」という。）に適合する道路について路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保に努める。

(2) 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所を調査し防雪柵、スノーシェット、流雪溝及び雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行う。

(3) 除雪用機械の整備

道路除雪に必要なブルドーザ等除雪機械の整備を行う。

(4) 道路改築事業

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

3 雪崩防止施設の整備等

雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

4 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、屋内運動場等の建設整備を図る。

5 除雪体制の整備

市は、豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に

対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

また、市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。なお、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪の緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

6 要配慮者利用施設における防災体制の整備

本章第18節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

7 緊急輸送活動関係

市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

8 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておく。また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

9 防災訓練の実施

市は、県及び関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

10 防災知識の普及

車両の運転者は、雪道を運転する場合、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

市は、国や県と連携し、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第12節 火山災害対策

白山（気象庁における常時観測火山）の火山現象による災害を防止し、また、被害の低減を図るため、災害危険予想区域の把握等、災害予防対策に努める。

1 噴火時等の火山防災対策を検討するための協議会等の設置

- (1) 市は、国、県、関係市町村、公共機関、火山専門家等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）に参加するなど、体制を整備するよう努める。
- (2) 市は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進する。また、大規模噴火に備えて、市本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応等の検討を行う。
- (3) 市は、火山防災協議会の枠組みを活用し、平常時から国、県、公共機関等と連携し、災害時の防災対応について検討を行う。

2 災害危険予想区域の把握

- (1) 市は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討等を通じて、白山の特性を考慮した、噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性のある危険区域を表記した火山ハザードマップを作成するとともに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山ハザードマップ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施する。
- (2) 市は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市地域防災計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥（土石）流、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定する。

3 避難施設等の整備

市は、通信・放送設備、避難施設及び救助に要する設備の整備を図るよう努める。

4 避難所の設定

市は、災害の想定に基づき、感染症対策を踏まえた上で実態に即した避難所を設定しておく。

5 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所について、被害が想定されない安全区域内に立地する施設又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制や極力バリアフリー機能等を有するものを指定する。

6 警戒避難体制の整備

市は、国・県から得た火山活動に関する情報を住民に伝達する体制の整備を図る。

7 防災訓練の実施

市は、訓練を行うに当たっては、火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、噴火警戒レベルの導入に伴う防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、実施時期を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

第13節 渇水等予防対策

環境水道部

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるが、各施設の設置者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改修整備に努める。

なお、災害等による飲料水の供給は、本編第2章第19節「給水活動」の定めるところによる。

1 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

2 水源枯渇時の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1) 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- イ 防災行政無線、ホームページ、メール、広報紙、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等に節水協力の要請

(2) 給水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

- ア 給水車
- イ 給水タンク
- ウ 非常用ポリ袋
- エ 各戸給水容器

3 給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水タンク（とう載用）、非常用ポリ袋、資材等の確保又は備蓄に努める。

4 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保は、「岐阜県水道災害相互応援協定」（資料2-6-5）その他の規定に基づく緊急給水ができるように、その対策を定めておく。ただし、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、各関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

5 自衛隊の災害派遣による給水

災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他市町村等の応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣による給水を知事に要請する。

第14節 観光施設等予防対策

商工観光部

市内には、宿泊休養施設（ホテル、旅館等）や運動施設（スキー場、キャンプ場、水泳場等）等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、災害時に備えた体制の整備に努める。

1 観光施設に対する指導

市は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者・管理者に対して、次の対策を講じるよう指導する。

(1) 防災体制の整備

ア 観光施設の管理者は、法令に基づき消防計画及び防災計画を策定し訓練等を実施して、観光客等の安全確保に努める。

イ 施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておく。

(2) 気象予警報等の把握と避難体制

テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象状況の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法を定める。また、「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に資する。

2 観光客・旅行者等の安全確保

観光施設の経営者又は管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進する。

(1) 標識の設置

避難所・避難経路等の標識を容易に判断できるよう整備する。

(2) 避難誘導

旅館、ホテル等の宿泊施設における情報提供体制、避難誘導体制の確立を図る。

(3) 防災備蓄

各施設において、食料・水・医薬品等の防災備蓄整備を行う。

3 観光施設との連絡体制等の整備

(1) 市は、市内の観光協会等を通じて、観光施設との連絡体制を整備するとともに、災害時に市長が発令する避難情報が適切に伝達されるよう、あらかじめその調整を図る。

(2) 市が気象予警報等の情報を覚知した場合は、市内の観光協会等を通じて、観光施設に伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

第15節 孤立地域防止対策

市長公室部 総務部
建設部 消防部

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成している。山間地には小集落が点在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、本計画の定めるところによりその防止対策を推進する。

1 通信手段の確保

通信手段については、本章第8節「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

2 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

4 救助活動拠点の選定・把握

災害時に孤立しても即座に救助活動が行えるよう、平素から救助活動拠点場所の選定を行い、併せて防災への着陸可能場所の選定及び把握に努める。

5 備蓄

備蓄については、本章第17節「必需物資の確保対策」に定めるところによる。孤立地域内の生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

6 その他

市は、上記の対策に加え、別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第16節 避難対策

全ての部

市長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備する。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによる。

1 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ等の作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。

県及び市は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。

要配慮者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（資料4-2参照）の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。

県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県及び市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

3 避難場所・避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全性が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地し、構造上安全な施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する設備であって、想定される災害による被害が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。

イ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担

当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

オ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を必要に応じて福祉避難所に指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

カ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

キ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

ク 市は、前キの公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 一時避難所の指定

市は、指定緊急避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように、自治会・自主防災組織で定める組織単位ごとに一時的に集合して待機する場所として、一時避難所^{いっとき}をあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

(4) 避難所運営マニュアルの策定

指定避難所の運営体制を確立するため、避難者（自主防災組織等）、市、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。なお、避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等

が発生することも想定した対策を検討しておく。

4 避難道路の指定

市は、市街地の状況に応じ、自主防災組織の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

5 避難情報等の基準の策定

市は、避難情報等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、当市が策定した「避難情報等の判断・伝達マニュアル《水害編・土砂災害編》」により、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

また、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備する。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

6 避難情報の助言に係る連絡体制

市は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

7 浸水想定区域における避難確保のための措置

- (1) 市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

市は、市域の洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）

について、当該浸水想定区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

- (2) 市は、浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定める。
- (3) 市は、(2)に該当する施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法を定める。
- (4) 市は、水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。また、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

8 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

9 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して、広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違ふこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め

るものとし、市は県と連携し、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

10 観光施設の避難対策

観光施設の各管理者は、ラジオ、テレビ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

11 避難所等におけるホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

12 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

13 感染症の自宅療養者等の避難

市は、平常時から、県の保健所との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第17節 必需物資の確保対策

全ての部

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 食料及び生活必需品の確保

災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

(1) 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

(2) 市内における緊急物資（食料・生活必需品等）流通在庫調査

(3) 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

大量調達が可能であり市中流通の混乱の少ない製造業者、卸売業者等を中心に、調達に関する協定を締結する。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(4) 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

(5) 公共備蓄すべき物資の備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。（資料8-1参照）

(6) アレルギーに対応した食料の備蓄

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(7) 緊急物資の集積場所の選定

物資の集積場所については、一時的に集積する拠点施設（地域内輸送拠点）を選定し、そ

こを拠点に各避難所に配布する。(資料6-2参照)

- (8) 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
- (9) 炊き出し要請先リスト作成(学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等)及び必要に応じ炊き出しに関する協定締結
- (10) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
 - ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄(乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮)
 - イ アのうち、非常持出品の準備(食料、防災用品(懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等))
 - ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進(協同備蓄の推進等)
- (11) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心がける。

2 飲料水の確保

災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

- (1) 岐阜県水道災害相互応援協定(資料2-6-5参照)に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (2) 応急給水用資機材等の整備
 - 給水タンク、ろ過装置、給水車
- (3) 湧き水、井戸水等の把握
- (4) 水道工事事業者との協力体制の確立
- (5) 復旧資材の備蓄
- (6) 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導
- (7) 住民は、次のとおり災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
 - ア 家庭における貯水
 - (ア) 1人1日3Lを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 給水班の編成
 - (イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保
 - ウ 応急給水用資機材の確保
 - ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

3 防災資機材の整備

- (1) 情報連絡用資機材
 - 市は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。
- (2) 避難、救出、応急救護用資機材

市は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

(3) 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等と重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結（資料2-1-1参照）

(4) 化学消火薬剤等（化学消火薬剤、空中消火薬剤等）の備蓄

(5) その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強に努める。

4 地域における防災資機材の整備

自主防災組織（自治会）単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

5 緊急輸送体制の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

6 物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

7 支援物資の輸送体制の整備

市は、国や県、民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

市長公室部 健康福祉部
商工観光部 教育部

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

1 地域ぐるみの要配慮者・避難行動要支援者支援

市は、災害時に、地域ぐるみの要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民等連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による避難行動要支援者の実態把握につとめ、生活の基盤が自宅にあるもののうち、下記の要件に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を有する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

また、自主防災組織は避難行動要支援者を支援できる地域の体制づくりに努める。

〈避難行動要支援者とは…〉

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを避難行動要支援者という。

2 避難行動要支援者の状況把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、下記の事項を記載した避難行動要支援者名簿を整備する。この場合において、市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。また、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 居住地、電話番号

- (3) 家族構成
- (4) 保健福祉サービスの提供状況
- (5) 連絡先
- (6) 安否確認の方法（複数）
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) 生活環境…特に独居の避難行動要支援者については災害危険度チェック（家屋の倒壊危険度と居住場所との関係、家具の転倒防止措置等）を行う。

3 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

市は、「個人情報保護法」に基づき、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「個人情報保護法」に基づき、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者等その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は以下のとおりである。

岐阜県警察、郡上市社会福祉協議会、自主防災組織、市内自治会、地区会その他避難支援等の実施に携わる関係者として市が認めるものをいう。

なお、名簿情報は、ここに掲げるすべての団体に一律に提供するものではなく、避難支援等に取り組むため、これらの関係者からの申し出により、名簿情報の適正管理を行うことができる団体等に提供する。

(3) 避難行動要支援者の意思確認

市は、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、拒否の意思表示をしない限り避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。

名簿情報の提供を拒否する場合は、別に定める届出書を市に提出する。

(4) 提供名簿の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報については、年1回更新を行う。

(5) 避難支援者等関係者における適正な情報管理

市は、避難行動要支援者の情報が無用に共有、利用されないよう努め、避難支援者等関係者に対して、守秘義務についての説明、施錠可能な場所での保管、必要以上の複製禁止等の指導を行う。

4 個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連

携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

5 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

6 要配慮者に配慮した防災知識の普及

市は、要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (1) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所管理者等は職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。なお、実施した避難訓練について市長にその結果を報告するものとし、報告を受けた市長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる。また、市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成す

るほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。実施した避難訓練について市長にその結果を報告するものとし、報告を受けた市長は訓練内容に係る助言・勧告を行うことができる（令和3年7月15日施行土砂法の一部改正による）。

- (2) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。
- (3) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

7 施設、設備等の整備

- (1) 市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムの設置を推進するなど要配慮者への情報提供体制の整備を図る。
- (2) 市は、要配慮者に配慮した避難所、避難路等のバリアフリー化を図る。
- (3) 市は、災害時に社会福祉施設において一定程度の要配慮者等を受入れ可能となるような施設整備を進める。
- (4) 観光施設の管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、要配慮者の救助その他支援組織を整備しておく。

8 人材の確保

- (1) 市は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) ボランティアの活用を図るため、その活動の支援策等に努める。
- (3) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人材確保に努める。

9 外国人に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第19節 応急住宅対策

建設部

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1 供給体制の整備

- (1) 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
- (2) 市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第20節 医療救護体制の整備

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1 緊急医療体制の整備

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

- (1) 市は、地域の実情にあわせた医療班を編成しておく。ただし、市独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- (2) 医療班編成に当たっては、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、病院等医療機関（資料7-1参照）の全面的な協力を得て編成する。
- (3) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (4) 避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (5) 市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

また、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

- (6) 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、市は関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (2) 医療班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグ（※）を活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

（※）トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タッグとは、トリアージの際に用いるタッグ（識別票）をいう。

- (3) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。

このため市は、医療機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における体制を確立するよう努める。

- (4) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

このため市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

3 医薬品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握等、医薬品等の確保体制の確立に努める。

4 広域医療搬送拠点等の整備

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

第21節 防疫対策

健康福祉部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を整備する。

1 防疫体制の整備

市は、県と連携して、災害時における防疫体制の整備を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、県と連携して、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の整備を図る。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、県と連携して、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者搬送体制の整備を図る。

第22節 災害危険地域の予防対策

総務部 農林水産部
建設部

本市は、地形、地質等の自然条件からみて地盤災害を受けやすい環境におかれている。

このため、市は、災害による危険が予想される地域及び箇所を調査・把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進を図る。

1 調査

市は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をする。

2 土砂災害防止事業

市は、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進等により、市民の生命・身体を守る土砂災害対策を推進する。また、施設整備については、要配慮者関連施設、次いで避難所等を守る砂防施設等を優先的に整備し、土砂災害発生箇所における施設整備や、大規模災害への対応として緊急輸送道路を守る施設整備を行う。

(1) 砂防

土石流等の危険が大きいと予測される人家密集地区及び市街化の進展の著しい地区に係る溪流を重点に推進を図る。

(2) 地すべり

亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を行い、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。

特に被害が大きいと予想される人家密集地区及び河川の陥没による下流地域への影響の大きい地区を重点に推進を図る。

(3) 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事の実施を推進する。

3 造成地の災害防止

市及びその他の関係機関は、急傾斜における土地造成については、該当土地にかかる法的制限を土地造成事業者等に十分周知し、新たな危険箇所をつくらぬよう徹底する。

また、既存の土地造成地についても、関係する法的制限等を遵守するよう指導する。

県と連携し、盛土の規制について、総合調整や包括的などとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的開催する。

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土につい

て、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

4 住宅移転事業

(1) 防災のための集団移転促進事業

市は、災害が発生した地域又は県建築基準条例で指定した災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図る。

(2) がけ地近接危険住宅移転事業

市は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」、建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な理解と協力を得るよう努める。

5 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域(資料9-16参照)については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報及び伝達及び予報又は警報の発表に係る住民への伝達手段については、防災行政無線(同報系)の屋外スピーカー、同戸別受信機、緊急速報メール等の手段を用いて行う。

イ 避難所、避難場所(資料4-1参照)のうち土砂災害について対応するものとして規定する施設を使用する。また、避難場所及び避難経路については土砂災害ハザードマップにより住民への周知を図る。

ウ 市は土砂災害に係る訓練について、防災訓練の実施(本章第3節「防災訓練」参照)に規定する訓練の中で年1回以上実施する。

(2) 浸水想定区域

水防法に基づき、県知事により指定を受けた水位周知河川における浸水想定区域については、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。

ア 避難判断水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる高齢者、障がい者、乳幼児等が主に利用する施設の名称及び所在地

(3) 危険区域内の要配慮者利用施設への情報伝達

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、特に防災上の配慮を必要とする施設で、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるよう土砂災害や洪水に関する情報を次のとおり施設管理者に伝達する。

ア 土砂災害情報の伝達

市は、要配慮者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（資料4－2参照）に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により土砂災害警戒情報、高齢者等避難、避難指示等の情報を伝達する。

イ 洪水情報等の伝達

市は、要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（資料4－2参照）に対しては、あらかじめ電話、ファックス等により河川の水位情報、高齢者等避難、避難指示等の情報を伝達する。

6 ため池等整備事業

県、市等は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。

県及び市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知に努める。

第23節 建築物災害予防対策

総務部 建設部

災害による建築物に関連した被害の防止又は被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1 建築物防災知識の普及

市は、県及び関係機関の協力を得て、建築物防災知識の教養普及のため、写真・ポスターの掲示、インターネットの活用、講演会・説明会の開催等に努める。

2 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難・救護等における重要な施設であることから、市は、これらの施設の防災対策について万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。

3 空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第24節 ライフライン施設対策

上下水道等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、市は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の整備

(1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、2系統水源を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

(2) 資機材の備蓄等

- ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）
- イ 応急給水用器材の備蓄（給水タンク等の整備）

(3) 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び訓練の実施

- ア 次の事項について水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。

(ア) 指揮命令系統の確立

- ・職員の非常招集
- ・情報伝達の確保
- ・班編成の強化

(イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法

(ロ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

(ハ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法

(ニ) 応急復旧活動内容の周知方法

(ホ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

- イ 水道施設応急復旧活動の訓練を実施する。

(4) 応急復旧応援受入れ体制の整備

次の事項について、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

2 下水道施設の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

- ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するた

め、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(2) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(3) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

3 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 避難所、その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのLPガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (5) 各種通信メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
- (6) 新エネルギーシステムの導入

第25節 文教対策

学校その他文教施設の災害予防あるいは児童・生徒の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるが、各施設の管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図る。

1 不燃化、安全性の促進

学校その他文教関係の建物、施設の管理者は施設を災害から保護するため次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 学校、その他教育施設等

学校その他教育施設は、児童・生徒等の安全のほか避難所として使用されることも想定し、不燃・耐震構造とするように努める。

(2) 文化財施設（資料11－5参照）

指定文化財等の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

2 施設の予防対策

学校その他文教施設を管理している者は、常に施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

施設の補強・補修等（台風時における準備作業等）が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修・補強

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修・補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修・補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

(4) 文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

4 防災教養

市教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等

を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努める。

- (1) 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。
- (2) 災害時においては、児童・生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設・設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を樹立し、事前に児童・生徒に周知を図ること。この場合特に低学年の児童や身体的故障のある児童・生徒にはよく理解させ徹底しておく。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童・生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童・生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校は、事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。
- (5) 児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考えること。この場合学校の施設・設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (6) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

5 避難その他の訓練

学校その他文教施設を経営し管理しているものは、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童・生徒の避難、誘導等防火上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校規模、施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。
- (3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- (4) 訓練は毎学期1回程度実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。

- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 計画の樹立及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6 気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報及び東海地震の予知に係る情報等各種の情報の把握に努める。なお、気象警報等の伝達は、本編第2章第7節「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき、市及び各振興事務所に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対し、伝達する。

7 臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休業については、市教育委員会が決定して行う。

第26節 行政機関の業務継続体制の整備

全ての部

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、市の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、市にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を推進する。

1 郡上市業務継続計画の策定

市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続性の確保をするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員の速やかな派遣を依頼できる体制の確立を図る。

2 市における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

市は、保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第27節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1 企業の取組

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市等が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を

目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取組

市は、県、商工団体等と連携して、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) BCPの策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は、市が作成した各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 相談体制の整備

ア 企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

イ 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

ウ 本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第28節 航空災害対策

全ての部

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県、国及び防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第29節 鉄道災害対策

全ての部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第30節 道路災害対策

全ての部

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、市は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

3 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

市は、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関と相互に連携した防災訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、市、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(3) 道路啓開訓練の実施

市は、国及び県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努める。

第31節 危険物等保安対策

消防部

危険物施設等による災害の発生及び拡大の防止を図るため、市は、防災関係機関及び関係事業所と連携し、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、教育訓練の徹底等の保安体制を確立して安全確保を図る。

1 危険物施設等の把握

市消防本部・中、北消防署は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、資料10-1 参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

4 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失のおそれ等危険な状態を発見した者は、直ちに市又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があるときは、県と協議し、火薬庫の使用停止又は火薬類の取扱い制限若しくは変更を要請する。

(3) 災害安全運動

毎年6月上旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、各事業者は、関係者に対して保安教育に努める。

(4) 訓練等

各事業所は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

5 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに関係の防災機関又は警察官に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があると認めるときは、県と協議し、高圧ガス施設の使用停止又は高圧ガスの取扱い制限若しくは変更を要請する。

(3) 災害安全運動

毎年10月下旬の1週間を「高圧保安活動促進週間」、毎年10月を「L Pガス消費者保安月間」とし、各事業所は、従業者の保安教育に努める。

(4) 訓練等

各事業所は、高圧ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

6 危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次により検査、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、その他の事故が発生し危険な状態になったときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちに消防署及び警察署に通報する。

(2) 規制、立入検査等

危険物製造所等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて適正に実施するとともに、これら製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、技術上の基準に適合するよう指導を行う。

(3) 輸送対策（移送を含む）

危険物の運搬については、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 災害安全運動

毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、各事業者は、保安体制の整備促進及び保安教育に努める。

(5) 教養、訓練等

ア 市は、危険物取扱者を対象として、危険物の取り扱い作業の保安に関する講習を実施し、災害の防止を図る。

イ 各事業所は、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育並びに消火訓練を実施するよう努める。

(6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害によ

り危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

7 毒物、劇物保安計画

毒物、劇物による災害の防止あるいは災害時の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

毒物、劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報する。

(2) 自主保安体制の強化

ア 毒物、劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせる。

イ 部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努める。

ウ 毒物、劇物営業者等は取扱い施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施するよう努める。

第32節 林野火災対策

全ての部

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 市消防本部は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 本所建設部は、必要な地域に防火林道の整備等を実施する。

(3) 本所農林水産部は、防火森林の整備等を実施する。

(4) 火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

2 防災知識の普及

(1) 市消防本部・中、北消防署は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対す

る住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。媒体については、おおむね次のものを利用する。

- ア 展覧会、講演会開催等による方法
- イ 映画、スライド等映写による方法
- ウ 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- エ 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法
- オ 林業従事者等を対象にした講演会を行う方法
- カ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

- (2) 本所農林水産部は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板等を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

3 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第33節 大規模な火事災害対策

全ての部

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

1 災害に強いまちづくり**(1) 災害に強いまちの形成**

本所総務部、建設部・支所振興課は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化**ア 消防用設備等の整備、維持管理**

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

(7) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(4) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 情報通信手段の整備

(1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情

報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第34節 大規模停電対策

全ての部

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1 事前防止対策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を推進する。

2 代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第2章

災害応急対策計画

第1節 活動体制

全ての部

市の地域において、災害が発生し又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき郡上市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図る。災害警戒本部を設置した場合は、災害の推移を注視し、市本部へ移行する体制を整える。市本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

市本部の設置又は廃止は、次の基準により実施する。

1 市本部の設置及び廃止基準

(1) 設置基準

次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認めたときに、市本部を設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を必要とするとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(2) 廃止基準

本部長（市長）は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、市本部を廃止する。

2 市本部の運用

(1) 体制等

気象注意報、警報等が発表されたとき、あるいは市本部が設置されたときの体制等は次による。

体制	基準	体制をとる班	
		本部	支部
準備体制	①気象注意報が発表されたとき	・総務班 ※勤務時間外は、宿日直者 (注1)	・総務班 ※勤務時間外は、宿日直者 (注1)
警戒体制	①気象警報が発表されたとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	・総務班 ・建設班 ・部長が指名する班長 ・班長が指名する班員 (注2)	・支部警戒当番 ・所長が指名する班長 ・班長が指名する班員 (注3)
	①気象警報が発表され、台風が接近しているときで、本所は総務部長、振興事務所は所長がこの体制を命じたとき ②その他市長がこの体制を命じたとき	・部長が指名する班長 ・班長が指名する班員 (注2)	・所長が指名する班長 ・班長が指名する班員 (注3)

警戒本部体制	①気象警報又は土砂災害警戒情報が発表され、市長が被害発生危険性を勘案し、この体制を命じたとき ②特別警報が発表された場合 ③市内において特別警報に準ずる気象現象が発生した場合 ④その他市長がこの体制を命じたとき ※郡上市災害警戒本部・支部を設置	・全部長 ・部長が指名する班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする (注2)	・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする (注3)
非常体制	①災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき ②災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を必要とするとき ③大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき ※郡上市災害対策本部・支部を設置	・全部長 ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、居住地の支部へ派遣する (注2)	・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、居住地の支部へ派遣する (注3)

注1：宿日直者のマニュアルにより運用する。

注2：本部の各部及び各班のマニュアルにより運用する。

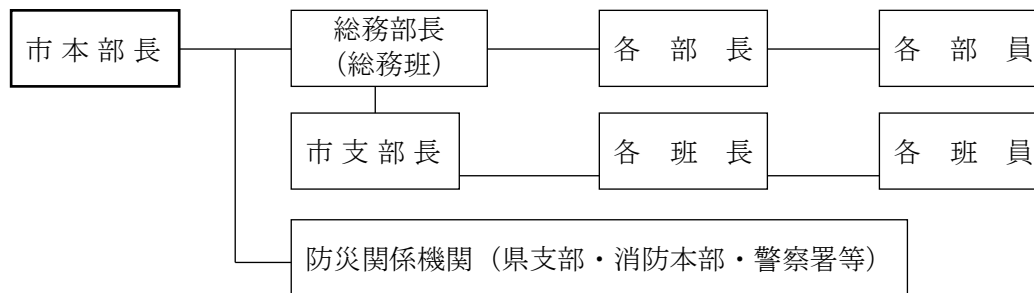
注3：支部のマニュアルにより運用する。

(2) 体制等の特例

市長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難いと認めるときは、特定の部（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

(3) 体制等の伝達

市本部の設置、あるいは廃止を決定した場合の伝達方法は次の系統により関係機関に伝達する。ただし、準備体制及び第1警戒体制時については省略することができる。



(注) 市内放送可能時における本庁各課への伝達は、放送によって行う。

(4) 本部室

市本部の開設場所は特別の場合（本庁舎被災時等）のほか本所庁内に置き、その室は次による。（準備体制及び第1・第2警戒体制時は、本部が設置されないため、配備対応課は、それぞれの課で活動する。）

災害の規模、程度により本部開設場所は次のとおりとする。

ア 警戒体制（警戒本部体制）をとった場合

本所3階フロア又は本所特別会議室、防災センター研修室

イ 非常体制をとった場合

本所3階フロア又は本所4階大会議室、防災センター研修室、必要に応じ被災現場

ウ 本部開設にいたらない災害時

平常時における組織にて対処する。

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（不在時は副本部長）がその必要を認めたときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等は、市本部の設置その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、本部長が決定する。

- ア 市警戒本部及び市本部の設置並びに職員の動員、応援に関すること。
- イ 市警戒支部及び市支部の設置に関すること。
- ウ 現地本部の設置及び現地本部長の選定に関すること。
- エ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- オ 被災者の救助保護及び生活支援に関すること。
- カ 交通、通信その他総合的な対策の調整、実施に関すること。
- キ その他災害対策に関連した重要な事項

なお、災害対策に関する最終意思決定権の順位は、次のとおりとする。

- 順位 1 位 災害対策本部長 市長
- 順位 2 位 災害対策副本部長 副市長
- 順位 3 位 災害対策副本部長 教育長
- 順位 4 位 総務部長
- 順位 5 位 消防長
- 順位 6 位 市長公室長

(6) 総合災害対策チーム

部を越えての対策が必要なとき関係部局により集約課内に設置し、防災関係機関の参加を得て検討する。

(7) 本部連絡員

本部連絡員室は総務課内に設置する。

本部連絡員は、本部を開設したときは本部に勤務し、おおむね次の事項を処理する。

ただし、災害の規模・種類等により本部連絡員室総括者（総務課長）が、その必要がないと認めた場合はこの限りでない。

- ア 本部長等の命令・指示等の伝達
- イ 本部が掌握した情報等を関係部班に伝達
- ウ 各部班が掌握した情報等を本部に報告
- エ 本部員への本部員会議開催の通知
- オ 本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への報告

(8) 本部職員配備

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における本部職員の動員方法あるいは任務等は、職員別により班ごとに定めておく。

3 災害対策支部の運用

市支部の運用は、2に定める市本部の運用に準じ支部において別に定めるが、全支部に共通する事項については、次に定めるところによる。

(1) 設置等の決定

市支部の設置、廃止等は、支部長が市本部と協議して決定するが、緊急を要する場合、市本部と協議するいとまがないときは、支部長の判断で決定する。

(2) 開設等の伝達

市支部の開設、体制あるいは廃止等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。



(3) 開設の場所

市支部は、各振興事務所に置く。

(4) 支部長への権限の委譲

本部長は、支部が設置された場合は、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。ただし、本部長に確認をするいとまがない場合に限り、事後速やかに通報し、了解を得る。

- ア 支部地域における避難の指示の命令
- イ 支部地域における警戒区域の設定
- ウ 支部地域における人的かつ物的応急公共負担
- エ 支部地域における県・国等関係機関への協力要請

4 現地災害対策本部

(1) 開設の場所

現地本部は、必要に応じ、被災地に近い振興事務所若しくは、学校、公民館等公共の施設に設置する。この場合、自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によれないときは常時連絡ができる体制をとる。

(2) 車両の確保

現地本部用の車両は、市本部財務班・支部総務班がその都度必要に応じ確保することとするが、それによれないときは、タクシー等を借り上げる。

5 災害警戒本部・支部

重大な災害が発生するおそれがある場合に、市長の指示により副市長を本部長とし、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、市本部・支部の設置前の段階として市警戒本部及び市警戒支部を設置し、警戒に当たる。

組織、編成及び分担任務については、第1編第5節「市災害対策本部の組織」に準じる。

(1) 警戒本部・支部の組織、編成

ア 組織

警戒本部・警戒支部は、2に定める体制のうち警戒本部体制時の組織とする。

イ 編成

警戒本部長は、副市長、副本部長には総務部長をもって充てる。

警戒支部長は、各振興事務所長、副支部長には各振興事務所副所長をもって充てる。

(2) 警戒本部の設置及び廃止

ア 設置

副市長は、警戒本部を設置する必要があると認めたときは、市長に報告し、その指示により警戒本部を設置する。

イ 廃止

本部長は、予想された被害の危険が解消したと認めるときは、市長に報告し、その指示により警戒本部を廃止する。

6 証票等

(1) 身分証明等

本部職員の身分証明書は、「郡上市職員証」をもって兼ねることとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

なお、災害救助法第27条第4項による身分を示す証票は、岐阜県災害救助法施行細則第11条に定める証票による。

(2) 腕章

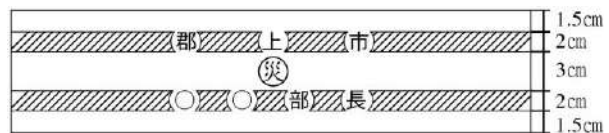
災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、次の腕章を着用し、関係機関は平常時から上記腕章を整備保管しておく。

ア 市本部

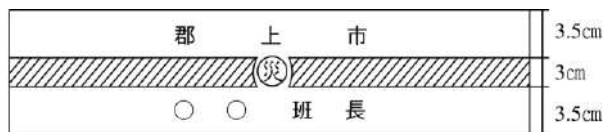
(7) 本部長・副本部長腕章



(イ) 部長腕章



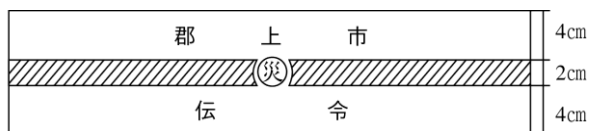
(ウ) 班長腕章



(エ) 連絡員腕章



(オ) 伝令腕章

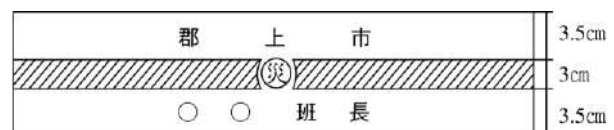


イ 市支部

(7) 支部長・副支部長腕章



(イ) 班長腕章



(ウ) 連絡員腕章



ウ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部長腕章



(イ) 現地災害対策本部員腕章

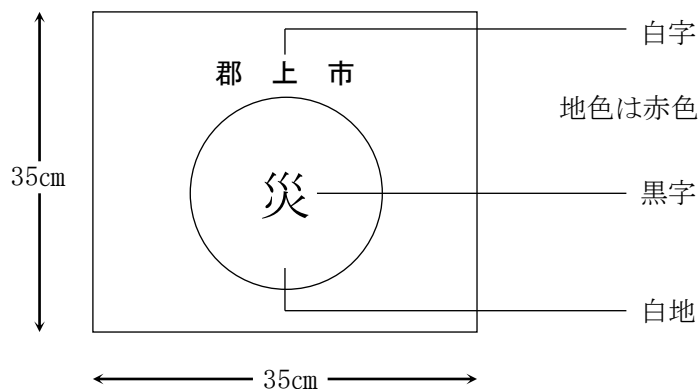


(注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

2 地は白地、字は黒色とし、線は市本部では赤色、市支部ではオレンジ色、現地災害対策本部では緑色とする。

(3) 標示板

災害応急対策に使用する自動車には、次の標示板（マグネットシート）を付す。標示板は、関係機関において平常時から整備保管しておく。



7 職員の動員計画

市本部における職員の動員は、本計画の定めるところによる。

(1) 動員の系統

市本部及び市支部の各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、各班においてあらかじめ定めた災害時活動計画及び職員派遣計画等により、それぞれに動員する。

各班は、動員の系統、職員の動員順序あるいは連絡の方法について具体的に計画しておく。

ア 勤務時間内

(ア) 総務部長は、気象情報、災害情報等を入手した場合、直ちに市長、副市長に報告する。

(イ) 市長は必要な動員配備体制を総務部長に指示する。これを受けて、総務部長は各部長等に対し、動員配備指令を伝達し、必要な要員を確保する。また、庁内放送により職員に周知する。

イ 勤務時間外

(ア) 宿日直者は、気象情報、災害情報等を入手した場合、直ちに本所は総務部長（総務部

長と連絡が取れない場合には総務班長)、振興事務所は所長(所長と連絡が取れない場合には総務班長)に報告する。

(4) 総務部長(総務班長)は、市長、副市長に報告し、その指示を受けて、各部長等に対し、動員配備指令を伝達し、必要な人員を確保する。また、宿日直者に対し、一般電話又は携帯電話等により職員に周知するよう指示する。

(2) 動員の方法

市本部・市支部の各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、あらかじめ定めた緊急連絡網(後掲)により、それぞれに動員する。一般電話による動員が困難な場合は、携帯電話等において行う。

(3) 本部及び支部職員の心得

職員は常に気象状況等に留意し、災害の発生が予想されるときは、速やかに登庁し待機する。

(4) 職員の応援

災害応急対策等実施に当たって、職員が不足するときは、次の方法により応援する。

ア 支部各班が、職員の応援を受けようとするときは、支部総務班長に次の応援条件を示して本部総務班長に要請する。

(7) 作業の内容

(4) 就労(勤務)場所

(7) 応援の職種及び男女の別(特に必要があれば機関名あるいは職員の氏名)

(2) 携帯品その他必要事項

イ 本部からの応援並びに応援の指示は、次の順位により動員して派遣する。

(7) 本部の班から応援支部居住者の動員

(4) 余裕のある本部の班からの動員

(7) 支部の班からの動員

(2) 余裕のある支部及び班からの動員

(4) (7)~(2)の措置及び全職員をもってもなお不足するとき、あるいは特別技術職員が不足するときは、県本部に対して職員の派遣を要請する。

ウ 応援のための動員は、本部総務班において行う。

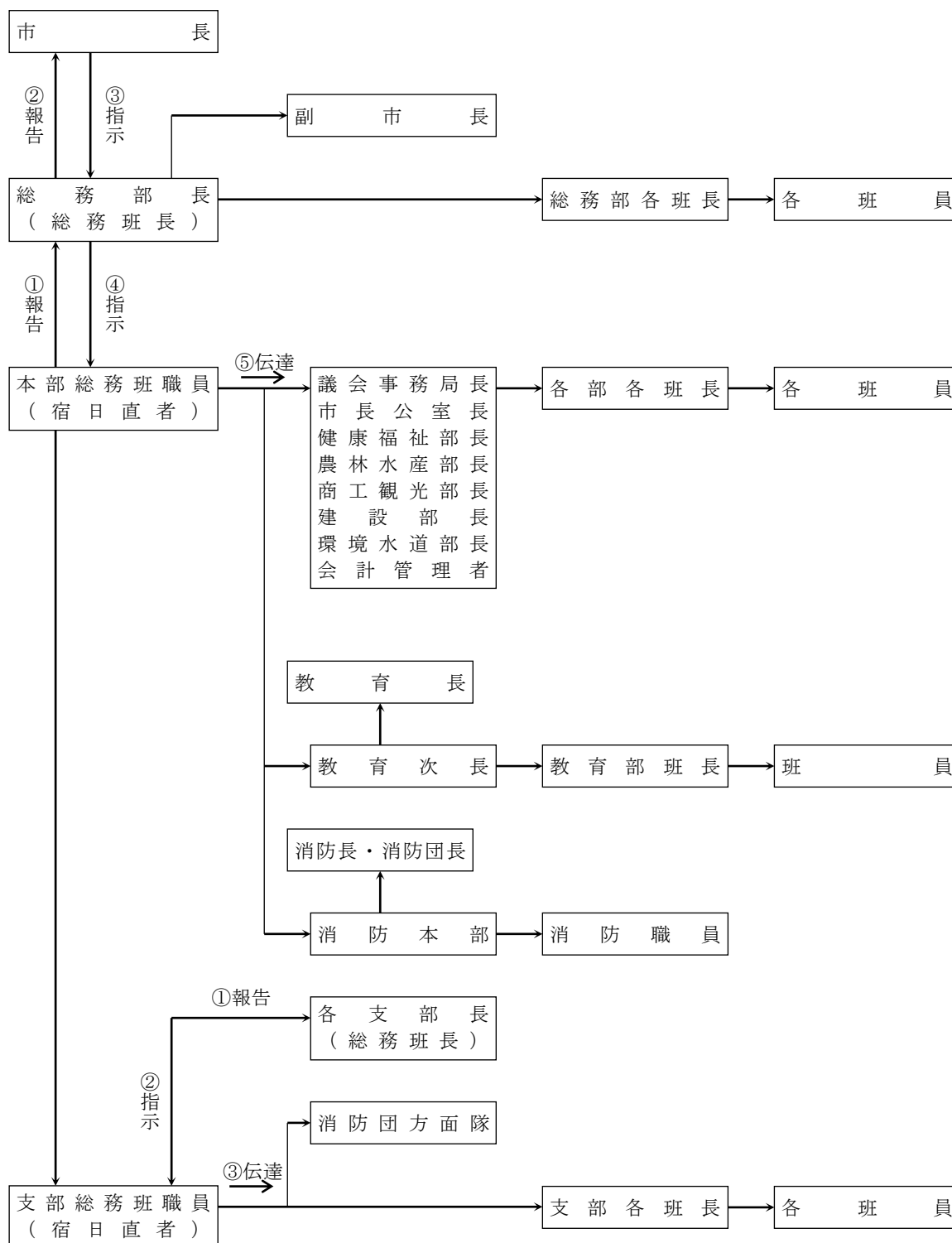
なお、本部員会議は、必要に応じて円滑な動員事務にかかわる総合調整を図る。

(5) 職員動員可能者数

本部の各部・班、各支部別職員動員可能者数は資料1-4のとおりである。

緊急時連絡網

- 注1) 宿日直者等は、気象情報（気象警報のみ）、災害情報等を入手した場合、直ちに総務部長（総務部長に連絡が取れない場合は総務班長）に報告すること。
- 注2) 宿日直者等は、部長から必要な動員配備体制の指示を受け、動員配備指令を伝達すること（下図のどの体制かを確認し伝達すること）。
- 注3) 各部等の動員体制は各部等で作成した緊急時連絡網による。



第2節 災害対策要員の確保

全ての部

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

なお、動員順序は次による。(応急対策の作業内容によっては、順序を異にして動員することができる。)

- (1) 市本部及び支部職員
- (2) 県、他市町村職員
- (3) 奉仕団
- (4) 労務者の雇上げ
- (5) 労務者等の強制従事

1 市以外の関係機関に対する動員の要請

市本部における動員のみでは、災害対策要員が不足するときは、県支部担当班に次の条件を示して、動員等の要請をする。

- (1) 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- (2) 所要人員
- (3) 就労期間（○日○時～○日○時）
- (4) 集合の場所（移送の方法）
- (5) 携行品その他必要条件

2 奉仕団の編成及び活動

(1) 協力組織の結成

市本部・市支部が実施する災害応急対策に協力するため、おおむね次の団体等で結成された組織（奉仕団）で、団長・班長を置き、災害活動に則した活動とする。

奉仕団の編成及び動員可能者数は、資料5-3のとおりである。

- ア 女性の会奉仕団
- イ 女性防火クラブ
- ウ 日本赤十字奉仕団
- エ 中学校生徒会奉仕団

(2) 関係機関との連絡協調

奉仕団は、常に市本部・市支部、消防、警察等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請があったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

(3) 被害状況等の通報

奉仕団は、市職員、消防団員、警察官等と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、市職員不在時等にあつては、その概況を速やかに市本部・市支部あるいは警察官に通報する。

(4) 動員

団員の動員は団長がその地域に災害が発生し、団員の動員を必要と認めたとき、又は、市本部長から動員の要請があったときに必要人員（団員）を動員する。

動員に当たっては、団長は団の役員と協議し、被災世帯員は除くようにする等配慮する。

(5) 活動内容

奉仕団が従事する作業は、次のとおりとする。

- ア 炊き出し、給水その他災害救助活動
- イ 防疫、被災地の衛生対策活動
- ウ 清掃、被災地整理活動
- エ 被災者の救助・保護活動
- オ 災害対策物資の輸送及び配分活動
- カ その他災害異常現象を把握し、市支部への連絡活動

(6) 中学校生徒会奉仕団

中学校生徒会奉仕団は、学校授業に支障のない範囲において、清掃活動等比較的安全で単純な作業に従事する。

なお、自校の災害対策のため動員を必要と認めたとき、市本部（教育班）から要請があったときは、生徒会の役員と協議して行う。なお作業の実施に当たっては、その現場に必ず教師が付き添い、安全に留意する。

(7) その他

奉仕団の奉仕を受けた機関は、おおむね次の事項について記録し保管しておく。

- ア 奉仕団の名称及び人員又は氏名
- イ 奉仕した作業内容及び期間
- ウ その他特記事項及び参考事項

3 技術者等の強制従事

(1) 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業		水防法第24条	市長又は消防団長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事、市長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令		
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長

(全般)		災害対策基本法第65条第2項及び第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害対策基本法による市長の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 公用令書の交付

市長が、災害救助法第7条又は第8条に定める従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）を発した場合（県知事が災害救助法第13条第1項の規定により、その権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合をいう。）は、公用令書を交付する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者に対する損害補償は、郡上市消防団員等公務災害補償条例による。

(5) 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、強制従事者台帳を整備し、市本部人事班・市支部総務班に提出する。

4 惨事ストレス対策

(1) 市は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(2) 消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3節 ボランティア活動

災害時には、平常時に比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努める。

1 市本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

市本部福祉班は、ボランティア活動が円滑に行われるよう県本部、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市本部福祉班・市支部救援班は、市社会福祉協議会が設置する現地災害救援事務所、その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立する。

(3) ボランティアを行っているものへの配慮

市本部福祉班・市支部救援班は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

市本部福祉班・市支部救援班は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努める。

(5) ボランティア活動拠点の確保等

市本部福祉班・市支部救援班は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(6) ボランティアセンターの設置

市本部福祉班・市支部救援班は、市社会福祉協議会と協力してボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県郡上地区、ボランティア関係団体等の各種ボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

市は、県又は県から事務の委任を受けたときは、共助のボランティア活動と地方公共団体

の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 日本赤十字社岐阜県支部郡上地区の活動

日本赤十字社岐阜県支部郡上地区は、被害の状況に応じて、災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼び掛ける。

3 市社会福祉協議会の活動

- (1) 県社会福祉協議会では、災害のため必要があると認めるとき、県社会福祉協議会災害救援本部が設置されるとともに、市社会福祉協議会の協力を得て現地災害救援事務所が設置される。

また、市と協力してボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 災害救援計画の策定及び実施
- イ 救護活動に必要な情報の発信
- ウ 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート
- エ 災害救援ボランティアの受付・登録
- オ ボランティア登録者への活動要請
- カ 災害救援ボランティアの救援活動への支援

- (2) 市社会福祉協議会は、被害が甚大で災害救援活動の必要があるときは、県社会福祉協議会に対し災害救援のための組織体制について支援を要請する。

4 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては当該ボランティア活動に関する団体等が、ボランティアセンター等関係機関と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行う。

第4節 自衛隊災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請の基準

ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 県知事（県本部長）への派遣要請の依頼

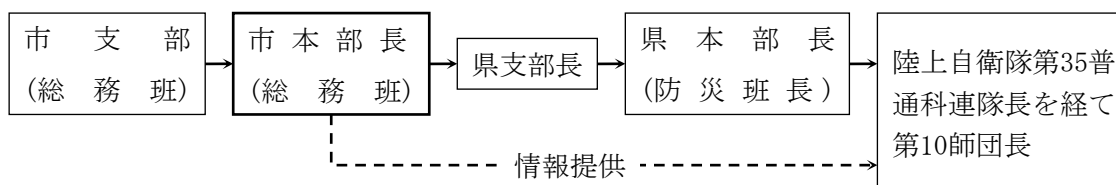
天災地変その他災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認められた場合には、市本部長は、県本部長に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を要請することを依頼することができる。ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれないときは、市本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。

(3) 要請手続き等

市本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書（様式No.2）をもって要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出する。

(4) 自主派遣

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。



2 自衛隊の活動

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送

- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
- (13) その他

3 市の受入れ体制

市本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、その受入れ体制に万全を期す。特に次の事項については留意する。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めること。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

(3) 活動拠点の確保

「岐阜県災害時受援計画」によりあらかじめ定めた活動拠点候補地（資料6-3）から活動拠点を指定すること。

(4) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

(5) 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

4 要請事項の変更

市本部総務班は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡する。

5 費用の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上、運搬及びその修理費

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定する。

6 派遣部隊撤収時の手続

- (1) 市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式No.3）を依頼する。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部危機管理統括監が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

7 その他

- (1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

ア 派遣要請

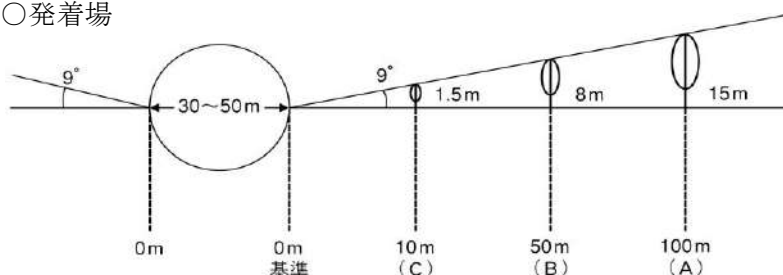
- (7) 派遣要請は、様式No.2の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (4) 派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

イ 発着場選定基準

- (7) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。

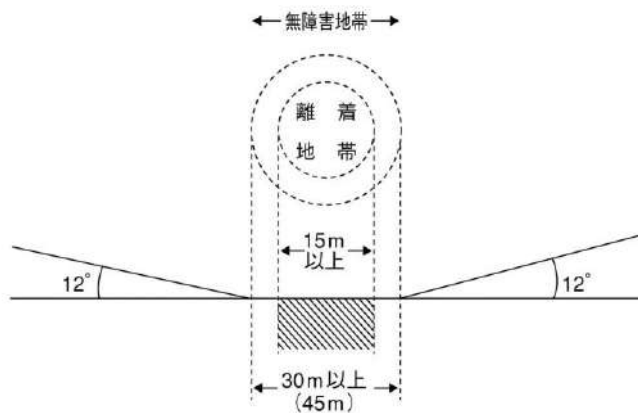
ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、次図のごとく障害物があっても離着陸可能である。

○発着場

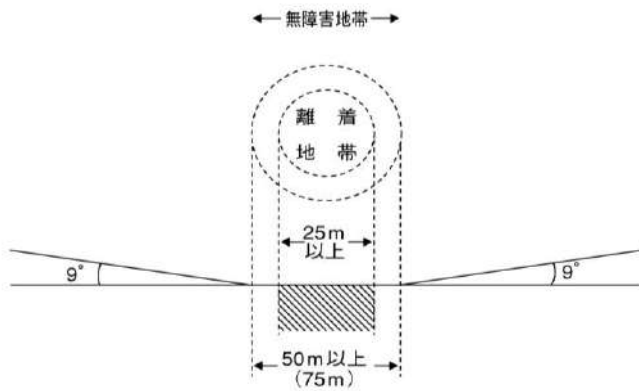


ウ 機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

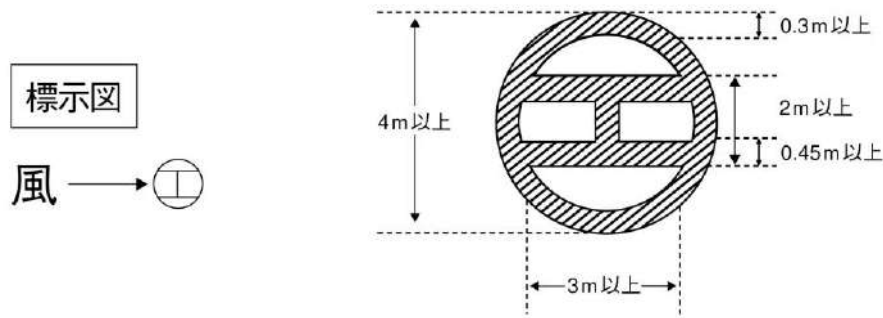
○小型機の場合（カッコ内は夜間）



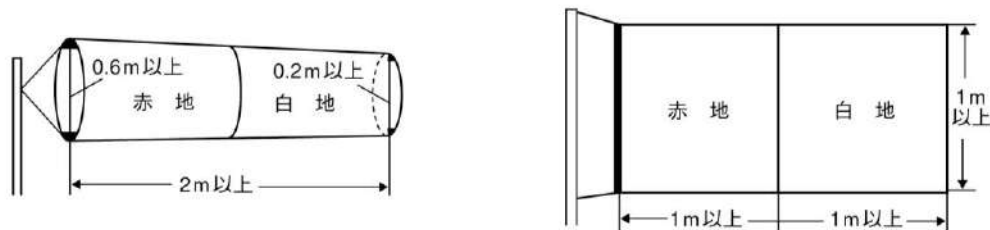
○中型機の場合（カッコ内は夜間）



エ 離着陸場の標示



(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。



(7) 風向に対して、石灰等で㊸を書くこと。

(4) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

オ 離着陸場における安全

(7) 離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

(4) 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(2) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(3) 緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、資料6-1のとおりであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してはヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

第5節 交通応急対策

全ての部

第1 道路交通対策

災害により、道路及び橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため、必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は次による。

1 道路情報の把握・提供

(1) 道路に関する被害状況の把握

市は、災害発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、関係機関との情報交換を行い、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

市は、災害発生箇所・内容、通行規制状況、う回路等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急輸送に従事する車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

3 規制の実施

規制の実施は、関係道路管理者や警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意する。

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（岐阜国道事務所）	一般国道のうち直轄指定区間
	中日本高速道路(株)	東海北陸自動車道
	県（県支部土木班）	上記以外の一般国道及び県道
	市支部（建設班）	上記以外の道路

警察機 関等	公安委員会（県本部警察部）	規制区域が2警察署以上 期間が1か月以上
	郡上警察署長（県支部警察班）	管轄区域内 期間が1か月以内
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にい ない場合）

4 発見者等の通報

災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は、市支部活動班に通報する。

5 市支部における処置

市支部活動班は、通報を受けたとき、市道にあつては速やかに必要な範囲の規制をし、その旨警察機関に連絡し、その他の道路にあつてはその路線管理機関又は警察機関に通報する。

関係機関の通報に当たっては、次の事項を明示する。

- (1) 禁止、制限の種別と対象
- (2) 規制する区間又は区域
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) う回道路、幅員、橋りょうの状況等

6 規制実施の要領

- (1) 市道が被害を受け、あるいは危険となったときは、市支部活動班は、道路法第46条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。
- (2) 国、県管理の道路施設については、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法による規制を行うが、警察官が居合わせないときにあつては、市長が指示する災害対策基本法第60条の規定による避難指示、又は同法第63条の規定による警戒区域を設定することにより、現場の市職員若しくは消防団員等が立入を制限し又は退去を命ずる。

7 緊急通行車両の確認申請手続

- (1) 使用者の申出

災害対策基本法第76条第1項に基づく規制を実施した道路の区間において、災害応急対策を実施するための車両を通行させようとする者は、県本部防災班又は警察部交通総括班あるいは県支部総務班又は警察班に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）等の交付の願い出をする。

- (2) 証明書等の交付

願い出を受けた機関は、緊急通行車両であることを確認したときは、証明書及び標章（様式No.58、59）を交付する。

8 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)による標識を立てる。ただし、緊急のための規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において指導に当たる。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）及び道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）第1条の2の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置する。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行制限状況、う回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないように努める。

9 車両の移動

(1) 車両の移動命令

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者に対し車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第76条の6）

(2) 指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定した時は、道路情報板、路側放送、ラジオ、防災行政無線等の手段により、指定区間内に在る者に周知する。

(3) 道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転手がない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他人の土地の一時利用及び障害物の除去をすることができる。

(4) 措置に伴う損失補償

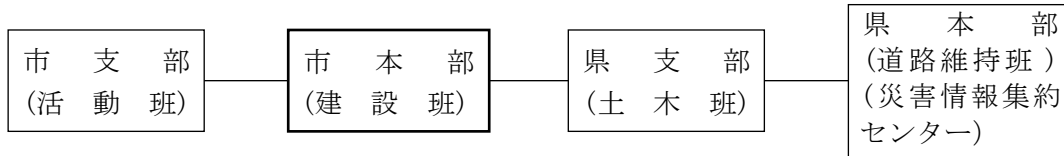
車両等の移動に際し、車両の破損、他人の土地の一時利用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

10 報告等

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知をする。

(1) 系 統

各機関における報告等は次の系統による。



(2) 報告事項

報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ う回路の道路、幅員、橋りょう等の状況等

第2 輸送手段の確保

災害時における応急対策を実施するに当たり、被災者及び応急対策従事者の移送あるいは災害応急対策物資、資材の輸送等（以下本節において「災害輸送」という。）を迅速、的確に行う。

1 実施責任者

災害輸送は、その応急対策を実施する班において行う。ただし、市本部・市支部における災害輸送のための自動車及びその使用等に当たって調整を行う必要があるときは、市本部財務班・市支部総務班が調整する。

2 災害輸送の種別

市本部財務班・市支部総務班が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路が途絶時で人力等によることが適当なときは、その方法による。なお、交通が途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合等にあつては、空中輸送による等他機関の応援を得て行う。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な自動車等の確保及びその使用に当たっての調整は、次による。

(1) 自動車等確保の要請

市本部・市支部各班は、災害輸送のため、自動車等の借上等を要するときは、市本部財務班・市支部総務班に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示して車両確保（借上）等の要請をする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車両の台数
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は行わない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた市本部財務班・市支部総務班は、各班と緊密な連絡のもとに輸送の緊急度、輸送条件、市本部・市支部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定する。

(3) 緊急輸送のための車両を使用する場合は、緊急通行車両確認証明書等の交付を県支部（警察班・公安委員会）に願い出て証明書（様式No.58）、標章（様式No.59）の交付を受ける。

(4) 輸送確保の方法

災害輸送のため必要な車両の確保は、次による。

ア 確保順位

(7) 市所有車両

(イ) J A所有車両（市内各支店）

(ウ) その他自家用車両

イ 事業用貨物自動車の借上げ

(7) 小型車両…市本部

(イ) 大型車両…県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げて使用する。

ウ 特殊車両等の借上げ

水防・土木工事等のための建設用重機は、市本部建設班・市支部活動班が、医療衛生車については市本部健康班・市支部救援班が担当しそれぞれ借上げ確保する。

エ 空中輸送

市本部各班は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、市本部総務班に空中輸送を要求し、市本部長の指示に基づき市本部総務班が県支部総務班に対し、輸送条件を示して自衛隊による空中輸送について要請をする。なお、空中輸送時の市内におけるヘリコプター発着可能の予定地は、資料6-1のとおりである。

オ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等については、市本部班員（消防団員を含む。）、奉仕団員等の直接人力によって輸送する。輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況及び予想される輸送物資の種類・量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取扱物資

- ア 市の救援要請により他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
 - イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
 - ウ 義援物資集積所から市に配送される義援物資
 - エ 医薬品
- (2) 一時集積配分拠点における業務
- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
 - イ 避難所等の物資需要情報の集約
 - ウ 配送先別の仕分け
 - エ 小型車両への積み替え、発送
- (注)・大型車両による輸送は、原則として地域内輸送拠点までとする。
- ・(2)ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。
- (3) 指定避難所等への輸送
- 指定避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

5 輸送の応援

市区域内において、自動車等の確保ができないときあるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して要請する。ただし、緊急を要するときは、隣接市に直接応援を要請する。

6 輸送記録

車両を使用した各班は、車両使用書（様式No.60）、輸送記録簿（様式No.61）、救助実施記録日計票（様式No.45）、救助の種目別物資受払状況（様式No.46）を作成し、整備保管する。

7 費用の基準及び支払

運輸事業者による輸送あるいは車両等の借上げは、慣行料金による。自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付き等）として運輸事業者を支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で所有者と協議し、定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手付きの場合は賃金）程度の費用とする。

8 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

- (1) 輸送、移送の範囲
- ア り災者を避難させるための移送
 - イ 医療及び助産のための移送
 - ウ り災者救出のための人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送
 - エ 飲料水供給のための輸送
 - オ 救助用物資の輸送
 - カ 遺体捜索のための輸送
 - キ 遺体の取り扱いのための輸送
- (2) 輸送の期間
- 各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「7 費用の基準及び支払」に示す費用の基準による。

(4) 報告その他手続事務等

市本部財務班・市支部総務班は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、「救助日報」(様式No. 1)により毎日その状況を県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分整理する。

9 留意事項

(1) 輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2) 緊急輸送車両等の確保が必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

第6節 通信の確保

全ての部

市は、防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

1 通信の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

2 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

(1) 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

(4) 郡上市ネットワークシステムによる通信（資料3－2参照）

(5) CATVによる通信

3 無線通信施設による通信

(1) 郡上市防災行政無線による通信

災害時において、回線不足等により通信に支障が生じた場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「郡上市防災行政無線管理運用規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

(2) 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

なお、岐阜県防災無線局番は、地域衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿に掲げるとおりであるが、主要機関の局番は次のとおりである。

連絡先機関名	無線接続番号及び無線番号
消防庁（応急対策室）	3 - 048 - 500 - 9043422
県 庁	3 - 400 - 2 - （内線番号）

県防災交流センター	3 - 4 0 0 - 9 2 4 0 ~ 9 2 5 1
可茂総合庁舎 (中濃建築事務所等)	3 - 5 1 0 - 2 - (内線番号)
中濃総合庁舎 (中濃県事務所等)	3 - 4 9 0 - 2 - (内線電話)
郡上総合庁舎 (郡上土木事務所等)	3 - 5 0 0 - 2 - (内線電話)
郡上市八幡庁舎	3 - 5 0 1 - 7 0 1
郡上市消防本部	3 - 5 0 8 - 7 0 1

(3) 警察無線電話による通信

防災行政無線電話及び消防無線電話による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線電話により通信の伝達を依頼する。

(4) 中部電力電話による通信

非常通信を要するときは、中部電力パワーグリッド(株)八幡サービスステーションの協力を得て、中部電力の電話により通信の伝達を依頼する。

(5) 消防無線による通信

被災現地と市本部・市支部との通信等で、移動無線による通信が必要なときは、移動局を派遣し消防班を経由して、支本部・市支部との通信を行う。

(6) 非常無線通信による通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関の無線局の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

4 電報による通信

災害時における電報（非常）の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱い所に申し込む。

5 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは、急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行う。市本部総務班からの急使は、市支部総務班員（総務班員が不足するときは、総務部総務班から各部班に依頼して指名された者）が当たる。

6 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項については文書によって重ねて通報する。

7 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、市広報車によって広報する。

関係機関との連絡方法

市←→県	電話、県防災行政無線
市←→消防本部	電話、県防災行政無線、消防無線
市←→郡上警察署	電話
市←→消防団	電話、市防災行政無線、消防無線（受令機）
消防本部←→消防団	電話、消防無線（受令機）
市←→住民（自主防災組織）	電話、市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機、復信通話機）、CATV

第7節 警報・注意報・情報等の受理伝達

全ての部

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象警報等の種別

防災と関連のある気象警報等の種別は、次の区分に従って扱う。

(1) 気象警報等の発表基準

気象ないしは気象と関連する異常現象等について気象台において発表される。

郡上市における特別警報・警報・注意報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

なお、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、県から発生した旨が伝達される。

(令和5年6月8日現在)

種 類		発 表 基 準		
一次細分区域		美濃地方		
市町村をまとめた地域		中 濃		
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		
警 報	暴 風 (平均風速)	17m/s		
	暴 風 雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う		
	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136

報	洪水	流域雨量指数基準	和良川流域=23.2、鬼谷川流域=17.3、長良川流域=45.8、亀尾島川流域=23.1、吉田川流域=27、牛道川流域=18.4、阿多岐川流域=11.1、曾部地川流域=6.5、小那比川流域=10.7、神奈良川流域=6.1、前谷川流域=7.2	
		複合基準* ¹	鬼谷川流域=(8、14.8)、長良川流域=(18、43.1)、曾部地川流域=(8、5.8)、小那比川流域=(10、10.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
大雪 (12時間降雪深)	平地30cm 山地50cm			
注意報	強風 (平均風速)	12m/s		
	風雪 (平均風速)	12m/s 雪を伴う		
	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	和良川流域=18.5、鬼谷川流域=13.8、長良川流域=36.6、亀尾島川流域=18.4、吉田川流域=21.6、牛道川流域=14.7、阿多岐川流域=7.9、曾部地川流域=5.2、小那比川流域=8.5、神奈良川流域=4.8、前谷川流域=5.7	
		複合基準* ¹	和良川流域=(8、14.8)、鬼谷川流域=(5、13.3)、長良川流域=(8、29.3)、亀尾島川流域=(8、14.7)、吉田川流域=(12、21.6)、阿多岐川流域=(8、7.9)、曾部地川流域=(8、4.2)、小那比川流域=(10、6.9)、神奈良川流域=(5、4.8)、前谷川流域=(8、4.6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	大雪 (12時間降雪深)	平地10cm 山地30cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
乾燥	最小湿度25%で、実効湿度60%			
濃霧 (視程)	100m			
霜 (最低気温)	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			

な だ れ	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合
低 温	冬期：最低気温－9℃以下
着 氷 ・ 着 雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
融 雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合
記録的短時間大雨情報 （1時間雨量）	100mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫している警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報（同警報）の発表をもって、この発表がなされたこととする。

(3) 水防警報等

水防法第16条に基づき、洪水のより重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、県知事が水防管理団体に対して情報若しくは警報を通知する。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水 防 情 報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えて危険が予想されるとき。

(4) 水位到達情報

水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位等を示して県支部土木班から市本部総務班・市支部総務班に通知される。

ア 水位到達情報の通知が行われる河川及び水位等

発表責任者	河川名	区域	延長	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
郡上土木事務所長	長良川	吉田川合流点から 亀尾島川合流点まで	4.9km	稲成	2.00m	3.00m	3.10m	3.70m
		亀尾島川合流点から 美並町下田橋まで	13.1km	新美並橋	2.60m	3.10m	3.20m	3.80m
美濃・郡上 土木事務所長		美並町下田橋から 板取川合流点まで	14.8km	上田	3.20m	4.80m	5.20m	6.00m

イ 本市での情報の活用

今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報を勘案しながら、避難指示の検討及び発令等を行う。

ウ 住民への伝達等

浸水想定区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、防災行政無線等により伝達及び注意喚起等を行う。

(5) 火災警報

消防本部における気象観測により、次の場合発令する。

ア 実効湿度が60%以下で、最低湿度が30%以下であるとき。

イ 実効湿度が65%以下で、最低湿度が35%以下であって、かつ、現に風速7 m以上であり、又は風速7 m以上になると予想される時。

ウ 現に、風速10m以上であるとき、又は風速10m以上になると予想される時。

エ ウの場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度が70%以上で最低湿度が50%以上であるときは、ウの規定を適用しない。

ただし、台風時はこの限りでない。

(6) 土砂災害警戒情報・特別警報

土砂災害警戒情報は、岐阜地方気象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

特別警報は、数十年に一度の大雨等が予想される場合に気象庁より発表される。

ア 住民への伝達等

土砂災害警戒情報が発表された該当区域内の住民等へ確実に伝達されるよう、防災行政無線等により伝達及び注意喚起を行う。特別警報が発表され、市に伝達を受けた場合は直ちに住民等に伝達する。

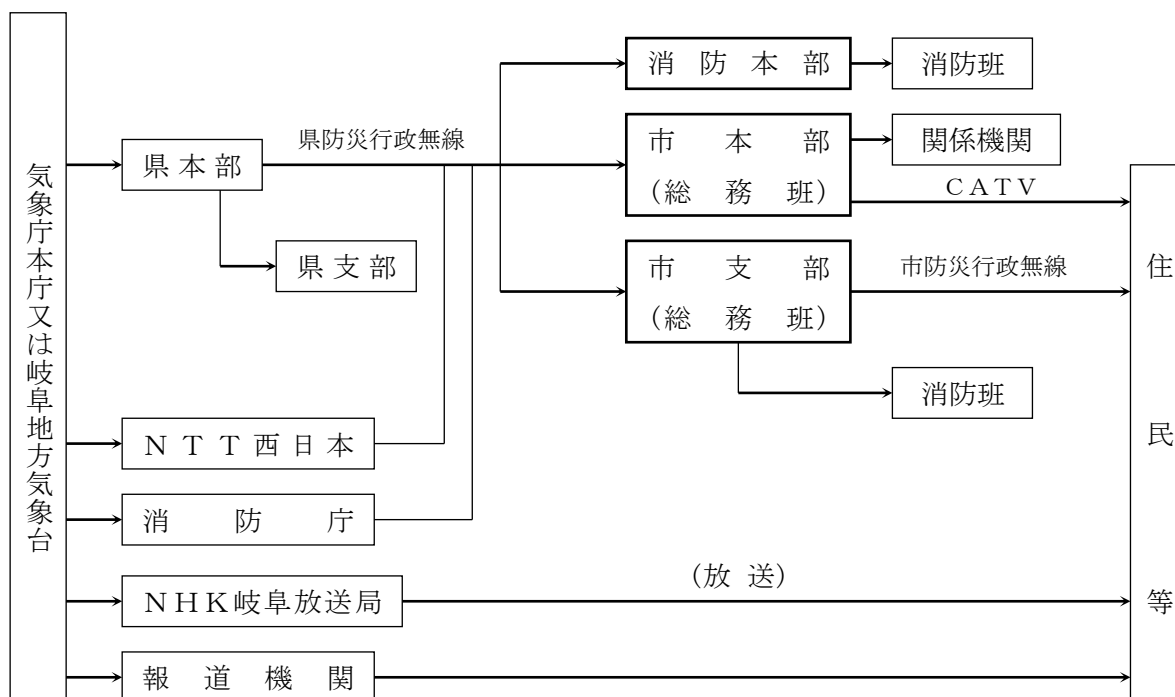
2 警報等の伝達

気象警報等の伝達及びその周知徹底は、次の方法による。

(1) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、市本部総務班・市支部総務班が担当する。ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当班において行う。なお、他班（職員）において警報等の伝達を受け、あるいは異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を市本部総務班・支部総務班又は宿日直者に通報する。

(2) 伝達系統図



(3) 住民等への伝達

住民等に周知徹底の必要があると認めるときは、次により行う。

- ア 防災行政無線（屋外拡声受信機及び戸別受信機）
- イ CATV
- ウ 庁用車、消防車等による広報
- エ 伝達組織（自主防災会→住民）による伝令
- オ メール

(4) 防災気象情報と警戒レベル

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある 場合	水位情報がない 場合	土砂災害に関する情 報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害) ・危険度分布 (災害切迫)	・大雨特別警報（土 砂災害） ・危険度分布（災害 切迫）
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危 険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災 害）の危険度分布(危 険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危 険度分布(警戒)	・大雨警報（土砂災 害） ・大雨警報（土砂災 害）の危険度分布(警 戒)

警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

3 異常現象発見の手続

(1) 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、次の区分により関係の機関(職員)に通報しなければならない。

- ア 火災に関する現象 → 消防機関(消防団員)
- イ 水災に関する現象 → 消防団員、市本部建設班・市支部活動班又は警察官
- ウ その他に関する現象 → 市本部総務班・市支部総務班又は警察官

(2) (1)によって通知があったときは、ただちに次の機関に通報するとともに住民及び関係機関に周知徹底する。

- ア 気象及び地震に関する現象 → 岐阜地方気象台
- イ 異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市 → 隣接市
- ウ 土砂災害に関する情報 → 市本部総務班・市支部総務班
- エ 異常現象によって予想される災害と関係のある機関 → 県支部関係機関

4 警報等の伝達及び警告

市本部総務班・市支部総務班は、火災予防上危険な気象の状況における火災に関する予報若しくは警報、並びに予想される災害事態及びとるべき措置について県本部から通知を受けたときは、関係機関及び住民等に伝達する。

5 雨量観測による気象状況等の把握

市本部・市支部は、注意報、警報発令時における市内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて関係機関に伝達する。

市本部・市支部は、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県本部に連絡する。

市本部・市支部は、災害の発生が予測される気象状況のとき等は、警察機関、県支部等と連絡を密にし、ラジオ、テレビ放送等に留意して的確な気象状況の把握に努めるとともに、災害危険箇所・区域に雨量観測所の早期設置をはかり、集中豪雨等における住民の避難等が適切にできるように努める。

第8節 災害情報等の収集・伝達

全ての部

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）あるいは収集は、本節の定めるところによる。ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの対策に関連する計画の定めるところによる。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

1 被害状況等の調査、報告事項

被害状況の調査及び報告を要する事項は、即時報告（災害即報）のほか次のとおりとする。ただし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告等に併せて行う。

- (1) 即時報告（様式No.4～9）
- (2) 住家等一般被害状況の調査報告（様式No.10、11）
- (3) 社会福祉施設等被害状況の調査報告（様式No.12、13）
- (4) 医療、衛生施設被害状況の調査報告（様式No.14、15）
- (5) 商工業関係被害状況の調査報告（様式No.16）
- (6) 観光施設被害状況の調査報告（様式No.17）
- (7) 農業関係被害状況の調査報告（様式No.18～26）
- (8) 林業関係被害状況の調査報告（様式No.27～36）
- (9) 土木施設被害状況の調査報告（様式No.37）
- (10) 都市施設被害状況の調査報告（様式No.38）
- (11) 教育・文化関係の被害状況の調査報告（様式No.39）
- (12) 市有財産被害状況の調査報告（様式No.40）
- (13) 消防職団員活動状況の調査報告（様式No.41）
- (14) 総合被害状況調（様式No.42、43）
- (15) 消防関係報告書（様式No.44）
- (16) 水防の情報

2 被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次表に掲げる者が、関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。その際、市本部は市支部ごとに収集された被害状況をまとめ、県に報告する。

ただし、被害甚大で調査の不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため、市単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求めて行う。

調 査 事 項		収 集 報 告 班		協 力 機 関
		市 支 部 (調査機関)	市 本 部	
住 家 等	人的被害	救援班	福祉班	自治会 民生委員
	住家被害			

	住家被害（火災）	消防班	消防班	
社会福祉施設	社会福祉施設等被害	救援班	福祉班	施設管理者
医療衛生施設	清掃施設被害	—	環境班	清掃関係者
	医療施設被害	救援班	健康班	医療関係者
	水道施設被害	活動班	水道班	自治会 上下水道指定工事店
商工業	商工業関係被害	活動班	商工観光班	商工会
観光関係	観光施設被害	活動班	商工観光班	観光協会
農業	農作物被害 畜産被害 水産被害	活動班	農林水産班	農業協同組合 農業共済組合 農事改良組合
	農地被害 農業用施設被害		建設班	自治会 建設業者
	下水道施設		水道班	自治会 上下水道指定工事店
林業	林産被害	活動班	農林水産班	自治会 建設業者 森林組合
	林道被害 治山被害		建設班	自治会 建設業者
土木	土木施設被害	活動班	建設班	自治会 建設業者
	下水道施設		水道班	自治会 上下水道指定工事店
都市施設	都市施設被害	活動班	建設班	自治会 建設業者
教育	学校被害 教育被害 文化財被害 社会教育被害 スポーツ施設被害	救援班	教育班	施設管理者
市有財産	市有財産被害	総務班	財務班	
火災	火災等の情報	消防班	消防班	
水防	水防等の情報	総務班 活動班	総務班 建設班	
総合被害	全被害について取り まとめる。	総務班	総務班	

（注）土木施設については、県管理分も市において一括調査する。この場合県支部土木班は共同して調査を行う。

3 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告する。

種別区分	調査報告事項	報告時限
即時報告 (災害即報)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定した時
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	確定後3日以内
変動(訂正)調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間にわたった災害(例:たん水)が終了したときに報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	り災地域における状況及び実施又は実施しようとする応急対策の概況についてできる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

(注) 1 毎日定時に報告を必要とする場合は、本部連絡員室においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

2 調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、2以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

4 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市本部においては、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行う。

5 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- (1) 本章第1節「活動体制」による準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 市が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 市内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助または県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

6 情報の収集、報告

市本部は、次の方法により情報を収集し、報告(即時報告、概況調査報告、確定調査報告等)する。

- (1) 災害発生直後は、市支部が班ごとに被害の状況及び被害応急対策の実施状況を取りまとめ、市支部総務班に報告する。
- (2) 市支部総務班は、収集、掌握した被害状況等を市本部総務班に報告する。
- (3) 市本部総務班は、収集、掌握した被害状況等を被害情報集約システムにより延滞なく、県支部又は県本部に報告する。また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の共有も図る。
- (4) 県支部又は県本部に報告できないとき、あるいは直接即報基準に該当する場合にあっては、直接、消防庁に報告する。

さらに、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）には、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式（様式No.5、6）

報告要領	<p>火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。</p> <p>特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。</p> <p>なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。</p>
一般基準	<p>次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。</p> <p>(1) 死者が3人以上生じたもの</p> <p>(2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p>
個別基準	<p>次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。</p> <p>(1) 火災</p> <p>ア 建物火災</p> <p>(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>(イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</p> <p>(ウ) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</p> <p>(エ) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災</p> <p>(オ) 損害額1億円以上と推定される火災</p> <p>イ 林野火災</p> <p>(ア) 焼損面積10ha以上と推定されるもの</p> <p>(イ) 空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>(ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの</p> <p>ウ 交通機関の火災</p> <p>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 航空機火災</p> <p>(イ) トンネル内車両火災</p> <p>(ウ) 列車火災</p> <p>エ その他</p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの</p>

	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災 <p>(2) 危険物等に係る事故</p> <p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの イ 負傷者が5人以上発生したもの ウ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの エ 500kℓ以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 オ 海上、河川への危険物等流出事故 カ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 <p>(3) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p> <p>(4) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）</p> <p>(5) その他特定の事故</p> <p>可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p>
<p>直接即報基準</p>	<p>(1) 交通機関の火災</p> <p>船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 航空機火災 イ トンネル内車両火災 ウ 列車火災 <p>(2) 危険物等に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 航空機火災 イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの (イ) 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

イ 救急・救助事故等即報……第3号様式（様式No.7）

<p>報告要領</p>	<p>救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。</p>
<p>一般基準</p>	<p>(1) 救急・救助事故即報</p> <p>救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。</p>

	<p>ア 死者5人以上の救急事故 イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ウ 要救助者が5人以上の救助事故 エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 (例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故</p> <p>(2) 武力攻撃災害即報 次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、(1)と同様式を用いて報告すること。 ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p>
<p>直接即報基準</p>	<p>(1) 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ スーパー等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p> <p>(2) 武力攻撃災害即報 一般基準(2)のア、イに同じ</p>

ウ 災害即報……第4号様式（様式No. 8、9）

<p>報告要領</p>	<p>災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。</p>
<p>一般基準</p>	<p>(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 市が災害対策本部を設置したもの</p>
<p>個別基準</p>	<p>(1) 地震 地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの (2) 風水害 ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ 河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 雪害</p>

	ア 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの (4) 火山災害 ア 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの イ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
直報 接基 即準	地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

7 市本部内における連絡等

市本部内における被害状況の取りまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法による。

(1) 市本部

ア 収集

市本部各班においては、収集した被害状況その他の情報は本部連絡員を通じて総務部長に、総務部長は市本部長に報告する。

イ 連絡

市本部（本部連絡員室）において承知し、収集した情報のうち、各班において必要な事項については、その事項を所管する担当部長及び班長に連絡する。

また、避難指示や災害防除の観点から必要とされる情報のうち市支部にて入手できない情報については、市本部にて集約した情報を市支部に通報する。

ウ 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令等は、その部の部長が班長及び班員に伝達する。

(2) 市支部

ア 収集

市支部各班においては、収集した被害状況その他の情報は市支部総務班を通じ支部長に、支部長は総務部長に報告する。

イ 連絡

市支部（市支部総務班）において承知し、収集した情報のうち、各班において必要な事項については、その事項を所管する担当班長に連絡する。

ウ 伝達

支部員会議の決定事項及び支部長の指示命令等は、その班長及び班員に伝達する。

8 調査、報告の留意事項

被害状況の調査、報告に当たっては、全般的にわたって次の事項に留意を要する。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査、報告

本調査、報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

この調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

本調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので正確な被害の調査報告を要する。なお、本調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項と併せて行う等できる限り正確を期する。

(5) 電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話電報報告によることとなるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については文書によって重ねて報告する。

(6) 報告用紙の印刷

電話の発受あるいは文書報告のため関係の機関は、所要様式を事前に印刷保管及びパソコン等にデータを保存しておく。

(7) 情報発受記録の整備

情報の発受に当たっては、発受両機関とも記録を整備保管する。なお、電話、口答等による発受は、様式によって記録する。

9 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害、その他の状況の調査と、実施しあるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の方法でそれぞれ取り扱う。

(1) 即時報告

報告領	災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集し、報告する。
系 統 図	<pre> graph TD A[市支部 (総務班)] --> B[市本部 (総務班)] B --> C[県支部 (総務班)] C --> D[県本部 (災害情報集約センター)] D --> E[県本部 連絡員] B -.-> D </pre> <p>(注) 直接県本部災害情報集約センターに報告したときは遅滞なくその内容を所轄する県支部総務班に通知する。</p>
報告事項	「即時報告（災害即報）」（様式No. 4）に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話、パソコン通信及び電報のいずれかにより報告する。

(2) 住家等一般被害

報告領	人的、住家の被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするため必要な事項を調査報告する。
-----	---

系 統 図	<pre> graph LR A["市 支 部 (救 援 班) (消 防 班)"] --> B["市 本 部 (福 祉 班) (消 防 班)"] B --> C["県 支 部 (総務班)"] C --> D["県 本 部 (防災班)"] B -.-> D </pre> <p>(注) 緊急を要する場合に市本部は、直接県本部防災班に報告し、同時に県支部にも報告する。</p>
報 事 告 項	「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10)に定める各事項について調査報告する。
<p>ア 被害状況判定の基準等 災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次の基準による。</p>	
被害等区分	判 定 基 準
死 者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行 方 不 明	1 所在不明となり死亡した疑いのある者 2 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 傷	1 か月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1 か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊、全焼、全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要構造部の被害額がその住家の50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 失 (半壊、半焼)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床 上 浸 水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床 下 浸 水	住家の浸水が床上に達しない建物
一 部 破 損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。)
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計

		上する。
1	棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1	戸	主家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世	帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を1世帯とする。）

(注) (1) 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

(2) 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

(3) 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。

(4) 遺体の調査計上は、被災市において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市の被害として計上する。

(5) 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

イ 調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行う。

(7) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。かかる場合は、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地区の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法により又被災人員についてもその地区の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。

(4) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式No.11）によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食糧配給事務等の諸記録とも照合し、的確を期する。

(7) 「住家等一般被害状況報告書」（様式No.10）に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

ウ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行う。

(7) 本報告は、市本部福祉班の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延となるので速やかに行う。

(4) 中間報告を要する災害にあっては少なくとも毎日午前10時までに報告する。

(7) 市本部福祉班は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告する。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告する。

<ul style="list-style-type: none"> a 市の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号 b 報告責任者の所属、職名、氏名 c 報告副責任者の所属、職名、氏名
--

(3) 社会福祉施設等の被害

報 要 告 領	社会福祉施設等の被害に伴う収容所の保護と施設応急復旧等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し、報告する。
系 統 図	<p>(注) 緊急を要する場合に市本部は、直接県本部健康福祉政策班に報告し、同時に県支部にも報告する。</p>
報 事 告 項	「社会福祉施設等被害状況報告書」(様式No.12)に定める各事項について調査報告する。
<p>ア 社会福祉施設の範囲 本調査報告は、社会福祉法にいう第1種、第2種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行う。</p> <p>イ 被害程度判定の基準 建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、(2)の被害状況判定の基準等の例による。</p> <p>ウ 調査報告の方法 (7) 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10)と重複計上されるものであるから調査、報告あるいは集計に当たっては留意して扱う。 (1) 確定報告を文書によって行うときは「社会福祉施設等被害調査表」(様式No.13)を添えて提出する。</p> <p>エ 報告書記載作成の方法 (7) 各施設責任者は報告書を作成し、市本部福祉班は、その集計をして本報告書を作成する（文書による提出に当たっては各施設別報告書を添える。）。 (1) 報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。</p>	

(4) 医療、衛生、上下水道施設の被害等

報 要 告 領	医療、衛生、上下水道施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策等の基礎資料とするための必要な事項を調査し、報告する。
系 統 図	

	(注) 緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に報告する。
報告事項	「医療、衛生、上下水道施設被害状況等報告書」(様式No.14)に定める各事項について調査報告する。
ア	医療、衛生施設の範囲 本調査は、公営、民間すべてについて計上するが、国民健康保険施設については、「社会福祉施設等被害状況報告書」(様式No.12)により社会福祉施設に計上するので本報告は参考までに()書きし、累計に当たっては計上しない。
イ	調査、報告の方法 被害状況のうち建物については「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10)と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

(5) 商工業関係の被害等

報告事項	商工業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
系統図	<pre> graph LR A[市支部 (活動班)] --> B[市本部 (商工観光班)] B --> C[県支部 (総務班)] C --> D[県本部 (商工労働部)] B -.-> D </pre> <p>(注) 報告の内容が緊急を要するときは、直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておく。</p>
報告事項	「商工業関係被害状況等報告書」(様式No.16)に定める各事項について調査報告をする。なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。
ア	調査の基準被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。 (7) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。 (4) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は()外書きとして計上する。 (7) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。 (5) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。 (7) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。
イ	調査報告の方法 調査報告に当たっては、次の点に留意して扱う。 (7) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10)の非住家と重複計上されるものである。 (4) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努める

こと。(例：材木、農産加工製造品等)

(6) 観光施設の被害等

報 要 告 領	観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部 (活動班)] --> B[市本部 (商工観光班)] B --> C[県支部 (総務班)] C --> D[県本部 (商工労働部)] B -.-> D </pre> <p>(注) 報告の内容が、緊急を要するときは、直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておく。</p>
報 事 告 項	「観光施設被害状況等報告書」(様式No.17)に定める各事項について調査報告する。
	<p>ア 調査の基準被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。</p> <p>(7) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、ロープウェイ、観光ヤナ(漁具としてのヤナを除く。)、遊舟、栈橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。</p> <p>(イ) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。</p> <p>(ウ) 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。</p> <p>(エ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。</p> <p>イ 調査報告の方法</p> <p>本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10)と重複計上されるものである。</p>

(7) 農業関係の被害等

報 要 告 領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。				
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部 (活動班)] --> B[市本部 (農林水産班 建設班 水道班)] B --> C[県支部 (農林班)] C --> D[県本部 (農政部)] B -.-> D </pre>				
報 事 告 項	「農業関係被害状況の調査報告」(様式No.18~26)に定める事項について行う。				
	<p>ア 報告期限</p> <p>文書による報告書の提出期限は、県本部農政部長が指示した場合を除き、次による。なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話によって行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">報 告 種 別</td> <td style="text-align: center;">報 告 書 提 出 期 限</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市本部 → 県支部</td> </tr> </table>	報 告 種 別	報 告 書 提 出 期 限		市本部 → 県支部
報 告 種 別	報 告 書 提 出 期 限				
	市本部 → 県支部				

概況	災 害	3日以内
中間報告	災 害	9日以内
確定	終息後	15日以内

イ 調査の基準等
被害状況調査に当たっての判定の基準は、おおむね次による。

(7) 農地等の被害区分
流失…その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。
埋没…土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。
冠水…作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

(4) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

ウ 調査、報告の方法
被害状況の調査報告は、おおむね次の方法による。

(7) 農業関係
農業関係の被害については、自治会、農業協同組合職員、農業共済事務組合職員並びに農業関係団体の役員等の協力を得るとともに、県支部農業関係職員の立会を求めて調査する。

(4) 耕地関係
農地及び農業用施設の被害については、自治会等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立会を求めて調査する。

(8) 林業関係の被害等

報告領	林業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を調査・収集し、報告する。
系統図	<p>(注) 報告の内容が緊急を要するときは、県本部に直接報告をし、同時に県支部にも報告しておく。</p>
報告事項	「林業関係被害状況等報告書」(様式No.27~36)に定める事項について行う。
調査方法	<p>林業被害のうち、次の被害については、県支部農林班が行う。</p> <p>(7) 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害</p> <p>(4) 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害</p> <p>(7) 県有種地の苗木等の被害</p> <p>なお、調査に当たっては、県支部の関係班その他の協力を得て、的確な被害の把握に努める。</p>

(9) 土木施設の被害等

報 要 告 領	土木施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部 (活動班)] --> B[市本部 (建設班 水道班)] B --> C[県支部 (土木班)] C --> D[県本部 (県土整備部)] B -.-> D </pre> <p>(注) 報告の内容が、緊急を要するときは、直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておく。</p>
報 事 告 項	「土木施設被害状況報告書」(様式No.37)にある各事項について調査報告する。
調査報告の方法 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。	

(10) 都市施設の被害等

報 要 告 領	都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部 (活動班)] --> B[市本部 (建設班)] B --> C[県支部 (土木班)] C --> D[県本部 (都市建築部)] B -.-> D </pre> <p>(注) 報告の内容が、緊急を要する時は、直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておく。</p>
報 事 告 項	「都市施設被害状況報告書」(様式No.38)にある各事項について調査報告する。

(11) 教育・文化関係の被害等

報 要 告 領	教育・文化関係(私立を含む。)の被害状況を掌握するとともに、施設の応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部 (救援班)] --> B[市本部 (教育班)] B --> C[県支部 (教育班)] C --> D[県本部 (教育部)] B -.-> D </pre> <p>(注) 緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に報告しておく。</p>
報 事 告 項	「教育・文化関係被害状況等報告書」(様式No.39)に定める各事項について調査し、報告する。
ア 被害程度判定の基準	

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

(7) 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(4) 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧しても安全管理上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(5) 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

イ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準による。

(7) 建物

当該園・学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

(4) 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(5) 土地

建物敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等）をいう。

(5) 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

ウ 報告書記載作成の方法

(7) 区分欄は、次のように区分する。

市立施設 保育園・幼稚園・小学校・中学校・教職員住宅・図書館・公民館・体育施設等

私立施設 保育園・幼稚園

(4) 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し、報告する。

(5) 建物の浸水は被害の有無にかかわらず計上すること。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(12) 市有財産の被害等

報告領	市有財産等の被害状況を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の要領により行う。
-----	--

系 統 図	<pre> graph LR A[市有財産管理機関] --> B[市支部(総務班)] B --> C[市本部(財務班)] A -.- C </pre>
報 告 項	「市有財産被害状況等報告書」(様式No.40) に準じて各事項について調査報告する。
<p>ア 調査、報告の基準 被害状況の調査計上に当たっての基準は次による。</p> <p>(7) 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10) の判定基準による。</p> <p>(4) その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 給水施設と給水施設の被害があったときは2件</p> <p style="margin-left: 20px;">b 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件(備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。)</p> <p>イ 調査、報告の方法</p> <p>(7) 財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、本部連絡員に報告する。</p> <p>(4) 調査に当たっては、「市有財産被害状況等報告書」(様式No.40) に準じて施設別に作成し、これを集計して報告する。なお、上記調査表は、被害が確定したときに提出する。</p> <p>(7) 本被害のうち建物については「住家等一般被害状況報告書」(様式No.10) の住家(市庁舎等)及び非住家その他と重複計上されるものである。</p>	

(13) 消防職団員の活動

報 要 告 領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。			
系 統 図	<pre> graph LR A[市支部(消防班)] --> B[市本部(消防班)] B --> C[県支部(総務班)] C --> D[県本部(消防班)] </pre>			
報 告 事 項	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたときに「消防職団員活動状況報告書」(様式No.41) に定める事項について調査報告する。</p> <p>ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、(15)「水防の情報」に定める計画による。</p>			
<p>調査報告の方法</p> <p>(7) 活動状況については出動月日につき1枚とする。</p> <p>(4) 消防本部、消防団を区別して記入する。</p>				

(14) 消防関係の報告

報 要 告 領	火災による消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集し、報告する。
------------------	---

系統図	
報告事項	<p>「消防関係報告書」(様式No.44)に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって即報する。ただし、上記報告は災害発生後直ちに行う電話等による即報事項であって、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。</p>
ア	<p>即報する災害の規模 火災、爆発等による災害が発生した場合あるいは風水害等により災害が発生し又は発生するおそれがある場合等で火災・災害等即報要領の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。</p>
イ	<p>その他 被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによる。</p>

(15) 水防の情報

報告要領	<p>洪水に当たって堤防等の危険な状態を掌握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を収集し、報告する。</p>
系統図	
ア	<p>雨量の通報 相当降雨量があったと認められるときは、雨量の通報を行う。</p>
イ	<p>水位の通報 洪水のおそれがあることを察知したときは、水位の変動についてその状況を通報する。なお、通報事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 観測場所 (イ) 観測日時 (ウ) 水位 (エ) 増減の傾向及び見込
ウ	<p>氾濫発生 of 通報 破堤、溢水、越水、大規模な道路冠水等のいずれかを察知したときは、その状況を通報する。なお、通報事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 発生場所 (イ) 発生日時
エ	<p>その他の通報</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 消防機関等が出動して河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部土木班を経て県本部に報告する。 (イ) 他の機関の応援を求めるとき、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部に通報又は要請報告する。

(16) 総合被害状況調

総合被害の状況は、系統によってとりまとめ、市本部における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。

情報の種類		市支部担当	市本部担当
住家等一般被害及び応急救助情報	人的被害	救援班	福祉班
	住家被害		
	住家被害（火災）	消防班	消防班
社会福祉施設の被害等の情報		救援班	福祉班
医療、衛生施設の被害等の情報	清掃施設被害	—	環境班
	医療施設被害	救援班	健康班
	水道施設被害	活動班	水道班
商工業関係の被害等の情報		活動班	商工観光班
観光施設の被害等の情報		活動班	商工観光班
農業関係被害等の情報	農作物被害・畜産被害・水産被害	活動班	農林水産班
	農地被害・農業用施設被害		建設班
	下水道施設		水道班
林業関係被害等の情報	林産被害	活動班	農林水産班
	林道被害・治山被害		建設班
土木施設被害等の情報	土木施設被害	活動班	建設班
	下水道施設		水道班
都市施設被害等の情報	都市施設被害	活動班	建設班
教育・文化関係の被害等の情報	学校被害・教育被害	救援班	教育班
	文化財被害・社会教育被害		
	スポーツ施設被害		
市有財産の被害等の情報		総務班	財務班
火災に関する情報		消防班	消防班
水防に関する情報		総務班 活動班	総務班 建設班

市本部
(総務班)

ア 被害の集計

市本部における被害の集計は、総務班において「災害総合被害状況調」（様式No.43）に定める事項に分類して集計を行う。

イ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報する。なお、住民等に対する広報は、本章第9節「災害広報」の定めるところによる。

- (7) 防災会議構成委員の所属機関
- (4) 市本部各部、班
- (7) 報道機関

第9節 災害広報

市長公室部 総務部

災害時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要で、災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。このため、多種多様な方法により被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1 災害広報の実施

市本部及び市支部における被害状況その他災害情報の収集は、総務班が担当する。その広報は、市本部秘書広報班、情報班・市支部総務班が担当し、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

- (1) 災害に関する情報を地域住民に広報する。
- (2) 広報の方法

情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

- (3) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

ア 災害の状況に関すること。

イ 避難に関すること。

- (ア) 市本部が実施した避難情報、避難場所等の内容

- (イ) 居住者がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること。

- (ア) 交通規制及び道路情報等に関すること。

- (イ) 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定

- (ウ) 鉄道、路線バス・自主運行バス等の運行状況及び復旧予定

- (エ) 電話の使用制限及び復旧予定

- (d) 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- (e) 救護所の開設状況、その他の医療情報
- エ その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）
 - (f) 被災者の安否情報
 - (g) 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること。
 - (h) 水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること。
 - (i) 下水道の使用に関すること。
 - (j) 防疫に関すること。
 - (k) 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - (l) 流言飛語の防止に関すること。

2 報道機関に対する情報発表

市本部総務班において収集した被害状況、その他災害の情報は、市本部秘書広報班から報道機関に対して、次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所
- (3) 被害調査及び発表の時限
- (4) 被害状況
- (5) 災害救助法適用の有無
- (6) 市本部等における応急対策の状況

なお、本情報は発表時判明している事項についてのみ行う。

3 デマ等の発生防止対策

市本部秘書広報班・情報班、市支部総務班及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、関係機関の協力も得て正確な情報を提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

4 被災者等への広報の配慮

市は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

5 住民の安否情報

市本部総務班・市支部総務班は、あらかじめ定めた方法（各避難所単位での収集等）により住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。また、西日本電信電話㈱により、災害用伝言ダイヤル「171」が開設され住民の安否確認と電話の輻輳緩和が図られる。

6 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 市本部総務班・市支部総務班は、各班の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談窓口を設置する。
- (2) 情報提供・相談窓口は、各班から派遣された要員で構成し、市本部・市支部の下に置く。

7 安否不明者等の氏名等公表

市は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、個人情報保護に関する法律に基づき、県と連携を図りながら、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等の公表について検討する。

第10節 消防活動

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、郡上市消防計画に定めるもののほか本計画による。

1 火災気象通報の取扱い

(1) 火災警報発令計画

消防法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上消防長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次のいずれかであるときに発令する。

ア 実効湿度が60%以下で、最低湿度が30%以下であるとき。

イ 実効湿度が65%以下で、最低湿度が35%以下であって、かつ、現に風速7m以上であり、又は風速7m以上になると予想される時。

ウ 現に、風速10m以上であるとき、又は風速10m以上になると予想される時。

エ ウの場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度が70%以上で最低湿度が50%以上であるときは、ウの規定を適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。

火災警報発令信号

余いん防止サイレン信号	その他の信号		
30秒 ○ — 6秒 — ○ — (5回)	掲示板 火災警報発令中	吹流し 赤・白	旗 赤・白

(2) 火災警報解除計画

発令した火災警報は、火災予防上消防長がその必要がないと認めたときは解除する。

火災警報解除信号

余いん防止サイレン信号	その他の信号		
10秒 ○ — 3秒 — ○ — 1分	掲示板の撤去	吹流し の降下	旗の降下

(3) 火災警報の伝達及び周知徹底

火災警報の伝達及び住民に対する周知徹底は、次の方法で行う。

ア 火災警報発令のサイレン吹鳴

イ 関係機関に対する電話通報

ウ 消防車等による広報

エ 防災行政無線による一斉通報

2 火災報告

県計画第3章第9節に定めるところによる。

3 出動計画・招集計画

火災、その他の非常災害の発生若しくは、発生のおそれがある場合は、消防本部・署にあっては、別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、消防本部・署と緊密な連絡をとり、消防団長の命令により行うものとし、別に定めることとする。

4 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

5 相互応援計画

市は、消防組織法第39条第2項及び第42条第2項の規定に基づき、消防業務の実施について相互に応援するため、次のとおり協定を締結している。

(1) 岐阜県広域消防相互応援協定

ア 協定の対象地域

岐阜県下の全市町村

イ 対象とすべき災害の種別と規模

風水害、地震、集団的な救急、救助事故等で規模が大きく、発生市町村のみでは被害の防止、人命救助等が、困難な場合

(2) 消防相互応援協定

ア 市が協定を締結している市等

美濃市、関市、高山市、下呂市、中濃消防組合、大野市消防本部、下呂市消防本部、高山市消防本部

イ 対象とすべき災害の種別と規模

火災救急で発生市町村で被害の防止、人命救助等が困難な場合

(3) 派遣区域、派遣区分、指揮、経費等の負担については、各協定に基づき実施する。

6 住民（自主防災組織）及び事業所等（自衛消防組織）の責務

市は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るが、住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

(1) 広報事項

特に地震発生の際には、次の広報を行う。

ア 火気の使用を中止する。

イ ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。

ウ 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。

エ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。

オ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

道路の寸断等により消防隊（消防署、消防団）の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ア 消火器、バケツ、消火栓、可搬式小型動力ポンプを使用した初期消火を実施する。

イ 消防隊が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 初期救出

救出活動が迅速に行われるかどうかは要救助者の救命のポイントとなるため、市は住民（自

主防災組織) への積極的な救助活動の実施を要請し、事業所等においても、救助資機材の放出を行う。

第11節 水防活動

総務部 建設部 消防部

市は、市域内における水害を防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図る。

本市の水防団の組織は消防団が兼ねるものとし、その組織は資料5-1に掲げるとおりである。水害の発生のおそれがある場合は、市長、副市長のほか、市本部総務班、建設班、消防班により水防本部を設置し、水防業務に当たる。また、増員が必要な場合には市長（水防本部長）が職員を指名する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の組織の中に移行する。

本市における水防資機材及び水防要員、雨量観測所等は、資料5-5～5-7に掲げるとおりである。

また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

第12節 雪害対策

総務部 建設部

降雪時における交通の確保その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1 道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次による。

(1) 実施責任者

市の道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

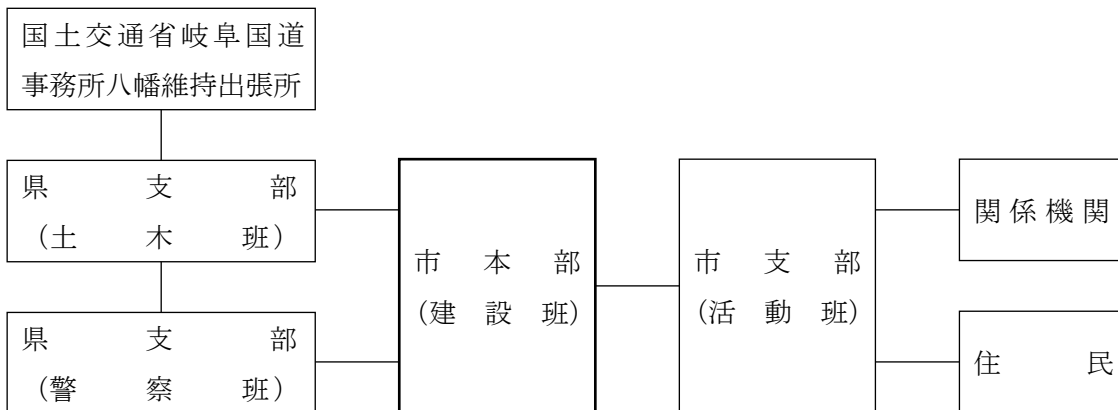
区 分	実 施 範 囲
国 土 交 通 省	一般国道のうち直轄指定区間
中日本高速道路(株)	東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道
県	上記以外の一般国道及び県道のうち「県道路除雪実施要領」で定める道路
市	上記以外の主要な道路

(2) 降雪及び除雪状況の収集連絡等

市本部における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次による。

ア 連絡系統

降雪及び除雪等に関する情報収集及び連絡は、次の系統による。



イ 降雪量の観測

道路除雪対策の実施のための降雪量の観測は、市各庁舎及び県「道路除雪実施要領」に定める観測地点により行う。なお、降雪の状況に応じて必要な場合はその他の地域における降雪状況の把握に努める。

ウ 除雪等の広報

市本部建設班・市支部活動班は、常に除雪等に関する情報把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡するが、国土交通省、中日本高速道路(株)、県本部(県土整備部)及び市等道路管理機関は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底に努める。

また、道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早

く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

エ 公共建物の排雪作業

市本部・市支部各班は、警戒積雪深に達したとき、又はおそれのあるときは、公共建物の屋根の雪おろし等を行う。ただし、市本部長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

(3) 除雪体制の整備

道路除雪の円滑を期するための除雪は、次の体制により実施するが、関係機関は、それぞれ除雪対策組織を編成しその体制の万全を期する。

ア 除雪機械の準備配置等

降雪期前に除雪機械の点検整備を完了し、降雪時には直ちに除雪活動に移れるよう体制を整備しておくが、特に雪に関する気象注意報、警報等が発せられたときはその準備に万全を期する。

イ 平常体制

降雪による積雪深が指定観測地点において別に定める警戒積雪深以下の場合は、平常体制により除雪対策に当たる。

ウ 警戒体制

降雪による積雪深が、指定観測地点において別に定める警戒積雪深に達した地点が総数の1/2以上に及んだとき、又は市本部長が降雪状況その他から必要があると認めたときは、警戒体制をとり除雪対策に当たる。

エ 緊急体制

降雪による積雪深が指定観測地点において大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案して必要が認められるときは、緊急体制をとるものとし、緊急体制をとった場合は、主要路線の交通を確保する。

(4) 密集地の除雪

密集地における屋根の雪下ろし等は、道路除雪計画の遂行に多大の支障を及ぼすので、市本部建設班・市支部活動班は関係地区と協議して、事前に雪捨場を選定し沿道住民に十分徹底するとともに降雪期には県支部土木班、警察班及び管内関係団体と連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整をし、円滑な実施に当たる。

2 雪崩対策

雪崩による被害を防止するため、市本部建設班・市支部活動班及び関係機関は所管地域内の巡回査察を実施するなど現場状況の把握に努め、雪崩発生のおそれが予想される場合は、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、雪崩の危険箇所に表示板、旗等による標示を行い住民に対する周知徹底を図る等災害の未然防止に努める。

3 孤立地域対策

市本部総務班・市支部総務班は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努める。

第13節 火山災害対策

総務部 商工観光部

火山現象による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、住民等の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置は本計画の定めるところによる。

1 計画の方針

(1) 目的

この計画は、白山が噴火し、又は火山現象による被害が発生するおそれがある場合において、地域住民・観光客・登山者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法の規定に基づき市が関係機関の協力を得て災害予防、応急対策及び災害復旧等に必要な措置を実施することを目的とする。

(2) この計画に係る区域

この計画に関する区域は市地域のうち、銚子ヶ峰から白山山頂に至る区域とし、この計画以外については岐阜県地域防災計画による。

2 計画の周知徹底

(1) この計画は、防災関係機関、防災関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底する。

(2) 計画のうち特に必要な事項については、登山者・観光客・地域住民に周知徹底する。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

4 白山の観測体制

火山観測は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター及び防災科学技術研究所、東京大学防災研究所で行っている。

5 噴火警報等の種類と発表及び伝達

(1) 噴火警報等の種類

ア 噴火警報・予報

(7) 噴火警報・予報の種類

噴火警報	気象業務法第13条及び第13条の2の規定により、気象庁が、居住地域や火山周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。なお、居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が予想される場合に発表される噴火警報は、特別警報に位置付けられる。
噴火予報	気象業務法第13条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(4) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

白山の噴火警戒レベル（表1）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・融雪型火災泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 歴史記録なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	・融雪型火災泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 歴史記録なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・火口から4 km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火：溶岩流が約7 km流下形成（白山滝溶岩）、火砕流、溶岩ドームの形成 1554～56年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約1 km流下、溶岩ドームの形成
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)	・火口から2 km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活 状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月：地震活動活発

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注) 火口とは、想定火口域をいう。

イ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

ウ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表

エ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表

オ 降灰予報

気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の3種類がある。

(7) 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと18時間先まで提供

(4) 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(7) 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

カ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

(7) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表

(4) 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎月上旬に発表

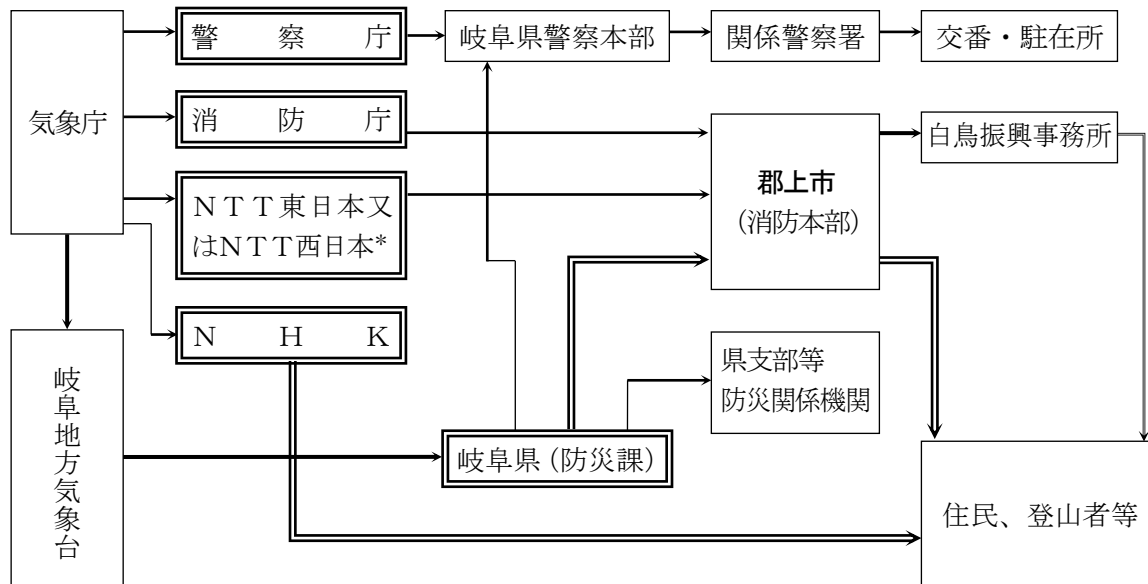
(7) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻・噴煙高度等の情報を直ちに発表

(2) 噴火警報等の伝達体制

市は、伝達を受けた噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、特別警報に当たる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(3) 噴火警報等の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先。

注2) 特別警報が発表された場合、県から関係市町村への通知、及び市町村から住民への周知の措置が義務づけられており、二重線で示すルートにより伝達する。

注3) 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

* NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(4) 異常現象発見者の通報義務及び連絡先

ア 市は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、登山者・観光客・住民に周知徹底する。

イ 市は、異常現象を了知し気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定める。

ウ 通報を要する異常現象

- (ア) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- (イ) 火映、鳴動の発生
- (ロ) 白山周辺での地震の群発
- (ハ) 白山周辺での山崩れ、地割れ、土地の隆起、沈下、陥没等の地形変化
- (ニ) 噴気孔・火孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、湿度、昇華物等の顕著な異常等
- (ホ) 白山周辺での湧水の新生、枯渇又は量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- (ヘ) 白山山頂での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大又は移動及び草木立枯れ等
- (ヘ) 白山周辺での湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上

6 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

警戒が必要な範囲内にある施設、道路及び具体的な防災対策については、次のとおりとする。

噴火警戒レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応
レベル5 (避難)	融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫 【地域】 岐阜県 (融雪型火山泥流到達地区) ・白川村平瀬地区 ・白川村長瀬地区 (稗田を除く) ・白川村保木脇地区 石川県 (融雪型火山泥流到達地区) ・白川市白峰地区	(想定火口域からおおむね13km) 【地域】 → 避難指示 岐阜県 ・白川村平瀬地区 ・白川村長瀬地区 (稗田を除く) ・白川村保木脇地区 石川県 ・白川市白峰地区
レベル4 (高齢者等避難)	融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性 【地域】 岐阜県 (融雪型火山泥流到達地区) ・白川村平瀬地区 ・白川村長瀬地区 (稗田を除く) ・白川村保木脇地区 石川県 (融雪型火山泥流到達地区) ・白川市白峰地区 【道路】 岐阜：国道156号 石川：県道33号 (主要地方道白山公園線)	(想定火口域からおおむね13km) 【地域】 → 高齢者等避難 岐阜県 ・白川村平瀬地区 ・白川村長瀬地区 (稗田を除く) ・白川村保木脇地区 石川県 ・白川市白峰地区 【道路】 → 通行止 (地域住民の往来可) 岐阜：国道156号 (高山市荘川町牧戸地内～白川村荻町地内) → 通行止 (避難車両通行可) 石川：県道33号 (白川市白峰地内～)
レベル3 (拡大) (入山規制)	火砕流が想定火口域からおおむね7 km以内に到達する可能性 【施設】 市ノ瀬ビジターセンター、永井旅館 【登山道】 別山・市ノ瀬道、加賀禅定道、檜新宮参道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路、南縦走路、鳩ヶ湯新道 【道路】 岐阜：県道451号 (一般県道白山公園線) 石川：県道33号 (主要地方道白山公園線)	火砕流が想定火口域からおおむね7 km以内に到達する可能性 【施設】 → 閉鎖 市ノ瀬ビジターセンター、永井旅館 【登山道】 → 立入禁止 ・別山・市ノ瀬道：市ノ瀬登山口～ ・加賀禅定道・檜新宮参道：しかり湯分岐～ ・楽々新道・岩間道：新岩間温泉登山口～ ・中宮道：中宮温泉口～ ・北縦走路：野谷荘司山～ ・南縦走路：石徹白大杉～ ・鳩ヶ湯新道：六本檜～ 【道路】 → 通行止 (退避車両通行可) ・県道33号：百万貫岩パーキング 【登山者・観光客】 → 退避・注意喚起 周辺施設及び各登山口等で火口周辺警報を案内 (注意喚起)・避難誘導
レベル3 (入山規制)	火砕流が想定火口域からおおむね4 km以内に到達する可能性 【施設】 別当出合登山センター、白水湖畔ロッジ、大白川野営場 【登山道】 砂防新道、観光新道、白山禅定道、釈迦新道、加賀禅定道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路 【道路】 岐阜：県道451号 (一般県道白山公園線) 石川：県道33号 (主要地方道白山公園線)	火砕流が想定火口域からおおむね4 km以内に到達する可能性 【施設】 → 閉鎖 別当出合登山センター、白水湖畔ロッジ、大白川野営場 【登山道】 → 立入禁止 ・砂防新道・観光新道・白山禅定道・釈迦新道：市ノ瀬登山口～ ・加賀禅定道・百四丈滝展望台～ ・楽々新道：新岩間温泉登山口～ ・岩間道：岩間元湯～ 【道路】 → 通行止 (退避車両通行可) ・県道451号：国道156号との交差点～ ・県道33号：市ノ瀬～ 【登山者・観光客】 → 退避・注意喚起 市ノ瀬ビジターセンター、周辺施設及び各登山口等で噴火レベル案内 (注意喚起)・避難誘導

レベル2 (火口周辺規制)	大きな噴石が想定火口域からおおむね2km以内に飛散する可能性	
	<p>【施設】 室堂ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘、雷鳥荘、南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所、南竜ヶ馬場ケビン</p> <p>【登山道】 砂防新道、観光新道、白山禅定道、釈迦新道、加賀禅定道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路、平瀬道、南縦走路</p>	<p>【施設】 →閉鎖 室堂ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘、雷鳥荘、南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所、南竜ヶ馬場ケビン</p> <p>【登山道】 →立入禁止 ・砂防新道：別当出合～ ・観光新道：別当出合～ ・白山禅定道：指尾～ ・釈迦新道：林道分岐～ ・加賀禅定道：天池～ ・楽々新道・岩間道：縦ヶ丘分岐～ ・中宮道・北縦走路：ゴマ平避難小屋～ ・平瀬道：大白川登山口～ ・南縦走路：御舍利山～</p> <p>【登山者・観光客】 →退避・注意喚起 市ノ瀬ビジターセンター、白水湖畔ロッジ、周辺施設及び各登山口等で噴火レベル案内（注意喚起）・避難誘導</p>
レベル1 (活火山であることに留意)	火山性地震・微動が少なく、静穏な状態	
	<p>噴火想定火口域 (山頂周辺、南北2.4km、東西1.5km)</p>	<p>【登山道】 ・状況により判断</p> <p>【登山者・観光客】 山小屋、ビジターセンター等で噴火予報を案内（事前周知）</p>

7 噴火警戒レベルに応じた防災体制

噴火警戒レベルに応じた防災体制については、次のとおりとする。

レベル	本部	支部（白鳥振興事務所）
レベル1 活火山であることに留意	【通常体制】	【通常体制】
レベル2 火口周辺規制	【準備体制】 総務課：担当職員	【準備体制】 振興課：担当職員
レベル3 入山規制	【警戒体制】 総務課：担当職員	【警戒体制】 振興課：担当職員
レベル3（拡大） 入山規制	【警戒体制】 総務課：担当職員	【警戒体制】 振興課：担当職員
レベル4 高齢者等避難	【非常体制】 火山災害対策本部設置	【非常体制】 火山災害対策白鳥支部設置
レベル5 避難	【非常体制】 火山災害対策本部設置	【非常体制】 火山災害対策白鳥支部設置

8 避難計画

火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民、観光客、登山者の人命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、石徹白上在所コミュニティセンターにおいて避難所を開設し、有事に対し安全に避難させる。

(1) 避難指示

噴火警戒レベル	火山の状況	避難形態	情報伝達手段	行政無線発信元
レベル3 (拡大)	火砕流が想定火口域からおおむね7km以内に到達する可能性 【警戒体制】	避難準備 自主避難	防災行政無線、広報車、携帯電話	①本庁舎 ②白鳥振興事務所
レベル4	融雪型火山泥流が居住地域に到達する可能性(想定火口域からおおむね13km) 【火山災害警戒本部体制】	避難準備 自主避難	防災行政無線、広報車、携帯電話	①本庁舎 ②白鳥振興事務所
レベル5	融雪型火山泥流が居住地域に到達又は切迫(想定火口域からおおむね13km) 【火山災害対策本部体制】	避難指示	防災行政無線、広報車、携帯電話	①本庁舎 ②白鳥振興事務所

(2) 避難経路

避難経路については、登山中の登山者にあつては最寄りの登山道から避難を行う。

(3) 避難の手段

ア 避難については、最寄りの避難小屋に避難する。

イ 最寄りの避難小屋に避難した後、火山活動の状況を見て下山する。

ウ 第3次避難については、火山活動の状況をみて避難する。ただし、必要があるときは県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターにより避難させることができる。また、市長は、立入禁止の措置を講ずる。

(4) 避難誘導

市長は、必要と認めるときは関係市町村、関係機関と協議の上、避難誘導対策として、登山者、観光客、地域住民に対し適切な伝達及び誘導を行う。

(5) 避難道路の整備

市長は、登山道の整備を実施するとともに、登山者、観光客、地域住民が避難できるよう道路整備について、関係機関に働きかける。

路線名	区間	距離	累加距離
県道石徹白前谷線	国道156号分岐～石徹白上在所コミュニティセンター前	12.8km	12.8km
登山道	石徹白大杉～銚子ガ峰	5.5km	

9 被害想定

白山火山噴火による被害想定については、資料9-17を参照のこと。

第14節 県防災ヘリコプターの活用

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターの運航については、「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岐阜県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

2 防災ヘリコプターの災害応急対策

市本部総務班は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない時には、必要に応じ、防災ヘリコプターの支援を要請する。

3 防災ヘリコプターの支援要請

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

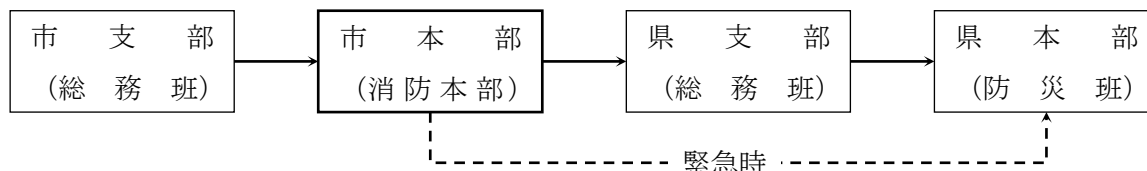
消防組織法上の災害に係る活動について、市長（消防長）から知事に対する支援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」（資料2-7-1参照）の定めるところによる。

要請は、消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びファクシミリで行う。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく支援要請

物資輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの支援が必要な場合には、本章第5節「交通応急対策」及び第8節「災害情報等の収集・伝達」により支援要請を行うことができる。

〔岐阜県防災航空センター第1事務所 電話 058-385-3772 FAX 058-385-3774〕



第15節 孤立地域対策

全ての部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立地域が発生した場合には、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、市から能動的に状況を確認する必要がある。市は、平素からの孤立予想（資料9—15参照）に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。市は、負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある。市は、本章第6節「通信の確保」に定めるところにより、通信手段の確保を図る。

4 食料品等の搬送

市は、県の支援を得て、道路交通が応急復旧するまでの間、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

5 道路の応急復旧活動

市は、県の支援を得て、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

6 その他

市は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第16節 災害救助法の適用

総務部 健康福祉部 商工観光部
建設部 環境水道部 教育部
消防部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分熟知し、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

災害救助法の適用

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。また、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体となることもできる。

(2) 被害状況の把握及び報告

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、国に対して緊急報告を行う。

(3) 災害救助法の適用

市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対し、その旨を要請する。

県知事は、市長の要請に基づき、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

第17節 避難対策

全ての部

災害発生に伴い、人命の安全を第一に避難活動を実施し、及び避難路の安全性を確保する。

また、避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生じ、これら弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように対応を図る必要がある、このため避難所での生活環境の保持を図る。

1 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害の影響から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災害対策基本法第60条第1項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災害対策基本法第60条第3項)

市は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や气象台、県が発表する情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

なお、市は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等によ

り、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示することができる。

(2) その他の措置

区 分	実 施 者	根 拠 法 令
指 示	市長（各振興事務所長）	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知 事	災害対策基本法第60条（市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行）→直ちにその旨を公示する。
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

2 避難情報等発令基準

過去の災害履歴等を参考に高齢者等避難、避難指示の発令基準（資料4-3）を定めるほか、次により適正に避難指示等を発令する。

(1) 注意喚起及び高齢者等避難

市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。また、高齢者や要配慮者等、避難行動に時間を要する者に対し避難を開始する段階であることを知らせる。

(2) 高齢者等避難、避難指示の発令の判断基準等

高齢者等避難、避難指示等を発令する判断基準は、次表によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。なお、台風などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、避難の指示を行う。

《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》

ア 土砂災害を警戒する場合

土砂災害の危険性を判断する際には、市域に影響を及ぼす雨雲の動きや急激に発生する雨雲等に十分注意しつつ、気象庁が発表するレーダーアメダス合成図並びに岐阜地方気象台等からの気象予測に加え、岐阜県砂防課ホームページ「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」から提供されている土砂災害警戒情報に関する補足情報を踏まえる。

イ 洪水を警戒する場合

洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での既往降水量、上流の水位観測情報及び県支部土木班等からの水位情報を踏まえる。

① 避難情報の発令基準（洪水等）

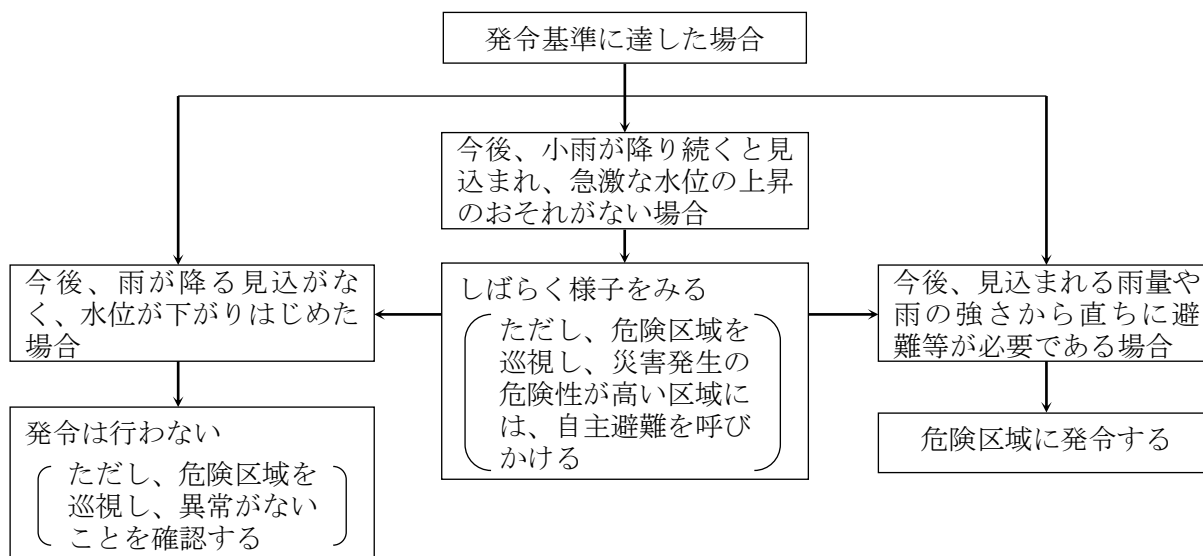
種別	洪水等
<p>警戒レベル5（ご） 緊急安全確保</p>	<p>○氾濫発生情報が発表された場合 ○危機管理型水位計の水位が「氾濫開始水位」に達した場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ※発令対象地区は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫（黒）」となった河川を基本とする。 ○堤防の決壊や越水・溢水（いっすい）の発生が確認された場合 ○阿多岐ダムから「非常用洪水吐越流 開始」の連絡があった場合</p>
<p>警戒レベル4（よん） 避難指示</p>	<p>○「氾濫危険水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険（紫）」となった河川の危機管理型水位計の水位が「避難判断参考水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ※水位計がない河川は、洪水キキクルを参考（「危険（紫）」）に、現地確認をしたうえで、発令を検討する。 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○阿多岐ダムから「非常用洪水吐越流 1時間前」の連絡があった場合</p>
<p>警戒レベル3（さん） 高齢者等避難</p>	<p>○「避難判断水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」となった河川の危機管理型水位計の水位が「避難判断参考水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ※水位計がない河川は、洪水キキクルを参考（「警戒（赤）」）に、現地確認をしたうえで、発令を検討する。 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、大雨や暴風により立ち退き避難が困難になるおそれが予想される場合</p>

② 避難情報の発令基準（土砂災害）

種別	土砂災害
<p>警戒レベル5（ご） 緊急安全確保</p>	<p>○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ※発令対象地区は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「災害切迫（黒）・実況値が大雨特別警報（土砂災害）の基準値超過」となった1kmメッシュを基本とする。 ○土砂災害の発生が確認された場合</p>

<p>警戒レベル4 (よん) 避難指示</p>	<p>○土砂災害警戒情報が発表された場合 ※発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「非常に危険（うす紫：2時間先予測値がCLライン超過）」又は「極めて危険（濃い紫：実況値がCLライン超過）」となった1kmメッシュを基本とする。</p> <p>○土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「非常に危険（うす紫：2時間先予測値がCLライン超過）」となった場合</p> <p>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>警戒レベル3 (さん) 高齢者等避難</p>	<p>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「警戒（赤：2時間先予測値がKPライン超過）」となった場合</p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、大雨や暴風により立ち退き避難が困難になるおそれが予想される場合</p>

高齢者等避難、避難指示の発令フロー



(3) 避難情報の解除

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行う。

3 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危

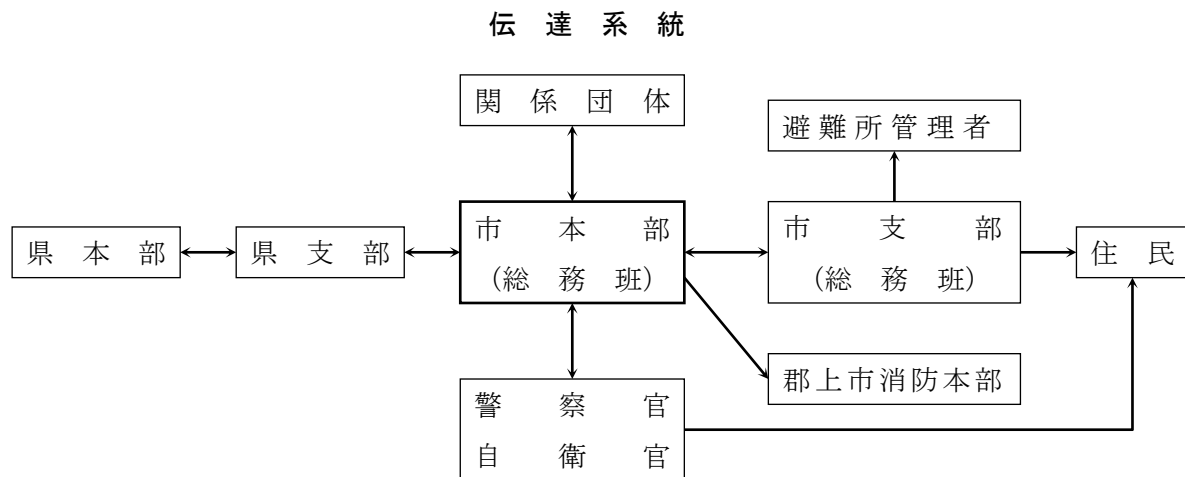
険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 避難所開設困難時の措置

被災により市においては避難所を開設することができないとき又は適当でないときで、隣接市管内の施設を利用し、他市において開設することが適当な場合は、県支部総務班に対して、隣接市施設使用についての要請、報告をする。ただし、事態が急迫し、前記手続きをとるとまのなないときは、隣接市の本部に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 避難の周知徹底

避難の指示があったとき又はそれを承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民その他関係機関に指示の徹底を図る。なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図る。また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で行う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を推進する。



(1) 周知徹底事項

避難の周知徹底に当たっては、できる限り次の事項を具体的に示し、その徹底を図る。ただし緊急を要する場合にあっては、特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行う。

ア 避難の指示者及び避難誘導者（機関）

イ 避難場所及び経路（避難時の周囲の状況により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難を指示する場合もある。）

ウ 予想される災害の概要と見通し

エ 避難に当たっての留意事項

安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

(2) 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うが、特に短時間にその徹底を図るため、必要に応じ二以上の方法を併用する等その万全を期する。

ア 市防災行政無線による徹底

市本部及び市支部無線室及び放送室より、屋外拡声装置及び戸別受信機を通して、一斉・グループ及び戸別放送によりその徹底を図る。

イ 広報車による徹底

当該地域に広報車を派遣し、拡声器によりその徹底を図る。

ウ C A T V等による伝達

C A T V等を活用して、周知徹底を図る。

エ 携帯電話による徹底

メールにより伝達し、その徹底を図る。

オ 自治会長による徹底

各自治会長は関係機関から避難の指示について連絡を受けたときは、直ちに各地区に適した方法によりその旨を徹底させる。

カ 吹鳴サイレンによる徹底

消防（水防）機関に連絡し、吹鳴サイレンによってその徹底を期する。なお、使用する信号は次によるが、信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

○警 鐘 信 号 乱打

○サイレン信号 ○ $\frac{60秒}{5秒休止}$ ○ $\frac{60秒}{5秒休止}$ ○ $\frac{60秒}{5秒休止}$ ○ $\frac{60秒}{5秒休止}$

キ ラジオ、テレビ放送による徹底

対象地域が広域で他市町村にも及ぶような場合で、その徹底が困難なときは、市本部総務班が直ちに県本部にラジオ、テレビ放送による徹底の要請をする。

ク 関係機関への伝達

避難の指示地域の機関に対しては、直接電話又は伝令をもって徹底する。

6 避難誘導

避難誘導者（消防団員・市職員・自主防災組織等）あるいは避難する者は、次のような点に留意して安全な避難に努めなければならない。

(1) 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

ア 頭部を座布団等で保護すること。

イ 夏期等でも身体の裸出を避け、できるだけ厚着をすること。

ウ 夜間は、懐中電灯をヒモで肩から下げること。

エ ロープ、ヒモ等を携行すること。

(2) 携帯品（所持品）

携帯品はできるだけ最少限度にとどめ、自力で所持でき、避難に際して障害にならない程度とすること。

7 避難者の誘導及び移送

避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

避難者あるいはその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に注意すること。

(1) 避難の順序

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、幼児、病人、障がい者等を先に行い一般青壮年男子はその次とする。

ア 誘導補助者等

避難誘導者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等のうちから壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すること。

イ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落等を防ぐためロープ等により確保に努めること。

なお、集団の配列に当たっては高齢者や幼児は中央の安全な場所に位置させる等留意すること。

ウ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者は、先頭と最後尾につくこと。また、規模、危険度の高いときは、適宜補助員を増配置すること。

エ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等自力で行動できないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者がその家族に助力すること。

オ 避難のため家屋をあけるときの、盗難、火災、浸水、倒壊等予想される災害の程度に応じ、家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すること。

(2) 移送の方法

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、市において車両、舟艇等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市において処置できないときは、県本部を通じ、自衛隊の出動を求める等適宜の方法を要請する。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市、県支部警察等と連絡して実施する。

(4) その他

避難者の移送は、各個に行くことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は、本章第24節「救助活動」の定めるところによる。

8 避難所の開設及び受入れ

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認すること。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

(1) 受入れ対象者

避難所へは次の者を受け入れる。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者

イ 住家が災害により全焼、流失し、又は半焼、半壊し若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災をまぬがれた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(2) 受入れ期間

災害救助法による避難所の開設、受入れ、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了させる。ただし、開設期間中に被災者が住居あるいは仮住居を見いだすことができずにそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば、以降の受入れは、災害救助法によらず必要に応じ独自の受入れとして行い、また、8日目以降においても多数の避難者を続けて受け入れる必要のあるときは、災害発生後5日以内に県本部に開設期間の延長を要請する。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況（具体的に）

エ その他（期間の延長を要する避難所名及び受入れ人員等）

(3) 費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び受入れのため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 所要物資の確保

避難所開設及び受入れ保護の所要物資が確保できないときは、県支部総務班に避難所用物資確保についての連絡をする。

(5) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、当該施設使用についての強制命令（公用令書による。）の執行について、県本部に連絡する。なお、本連絡についてはできる限り、避け得るよう平常時から計画し、施設の所有者等と協議しておく。

(6) 職員の駐在及び備え付帳簿

指定避難所を開設したときは、市本部福祉班は、市支部救援班と連携し指定避難所ごとに職員を要請し、あらかじめ定めた職員を派遣駐在させて、駐在員をして指定避難所の管理と避難者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせる。なお、駐在員は次の各種記録を備え付け、整備する。

ア 救助実施記録日計票（様式No.45）

イ 救助日報（様式No.1）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

エ 避難所設置及び受入れ状況（様式No.47）

オ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式No.48）

(7) 指定避難所の適切な運営管理

市本部福祉班・市支部救援班は、下記の事項に留意し、適切な運営管理を行う。

- ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。
- イ 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等要配慮者の所在把握に努め、必要な保護を講じること。
- ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の巡回頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ、寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、対策を講じること。
- エ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- オ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- カ 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、外国人への対応について十分配慮する。
- キ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ク 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

- ケ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。
- コ 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めること。
- サ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。

(8) 指定避難所開設状況の報告

市本部福祉班・市支部救援班は、指定避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告するとともに、その後の受入れ状況を毎日「救助日報」（様式 No. 1）により報告する。

報告は、次の事項について電話、電報等によって行う。

ア 開設状況報告

- (ア) 指定避難所開設の日時
- (イ) 指定避難所開設の場所及び施設名
- (ウ) 受入れ状況（うち避難指示による者）—（施設別に）
- (エ) 開設期間の見込み

イ 受入れ状況報告

- (ア) 受入れ人員（施設別に）
- (イ) 開設期間の見込み等

ウ 閉鎖報告

閉鎖した日時（施設別に）

(9) その他

市は、避難者の健全な生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

9 災害種別に応じた避難

(1) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法に基づき指定された、土砂災害警戒区域について、区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

- ア 本市と指定区域の住民等は協力して、避難場所及び避難路を選定し、周知する。
- イ 指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や本市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で決めておいた知人宅等に自主避難を行う。
- ウ 指定区域の住民等は、本市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- エ 本市と指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や居住者状況等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。
- オ 本市は、气象台から大雨警報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。また、土砂災害に関するメッシュ情報等

を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ 本市は、気象台から大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「自主避難」を呼びかけ、また、気象台及び岐阜県から土砂災害警戒情報が共同発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「避難指示」を行う。

なお、今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」又は「避難指示」を行う。

キ 避難指示等の防災情報については、市防災行政無線及び音声告知放送、広報車、CATV、サイレン、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。

ク 避難に当たっては、自主防災組織、消防団等が中心になって、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努める。

(2) 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法に基づき指定された、浸水想定区域について、区域ごとに、次のとおり警戒避難体制を定める。

ア 浸水想定区域内の住民等は、本市から自主避難の呼びかけがあった場合、越水や破堤の危険を感じた場合には、堅牢な建物の上階又はあらかじめ自分で探しておいた知人宅や高台等に自主避難する。

イ 浸水想定区域内の住民等は、本市から避難指示の発令があった場合、越水や破堤のおそれがあると判断した場合は、原則として橋梁を渡らず、堅牢な建物の上階又は指定緊急避難場所に避難する。

ウ 避難に当たっては、自主防災組織等が中心となって、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努める。

10 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

市は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

11 要配慮者への配慮

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認

等が行われるように努める。

県及び市は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

12 広域避難

(1) 市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 関係機関の連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

国、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

13 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第18節 食料供給活動

市長公室部 健康福祉部
農林水産部

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は各振興事務所をとおして実情をつかみ、関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 実施者

(1) 炊き出し及び食品給与の実施は、市本部健康班、農林水産班・市支部救援班、活動班が協力して行い、災害応急対策従事者等については、市本部人事班・市支部総務班がこれを行う。ただし、市本部で実施できないときは、県支部総務班若しくは隣接市本部に応援を要請して実施する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施場所

炊き出しの実施は、避難所において、その施設を利用して行う。ただし、その施設が使用できないとき又は輸送不能の状態の場合は、避難所にできる限り近い適当な場所あるいは施設で実施する。

3 炊き出しの方法

炊き出しに要する労力は、被災をまぬがれた地区の日赤奉仕団及び女性の会奉仕団が、これに当たる。ただし、炊き出し原材料の確保については市本部農林水産班・市支部活動班が行い、炊き出し品の配分輸送は、市本部福祉班・市支部救援班が担当する（配分、輸送が軽労力で可能な場合は、日赤奉仕団及び女性の会奉仕団が直接実施する。）。

実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

(3) 炊き出し場所には市支部救援班員が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

4 主食料の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原

則として市本部農林水産班・市支部活動班において、管内の米穀販売業者（資料8-5）から米穀を購入する。

5 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、前記4の一般的確保が困難な状態における主食料の確保は次による。

(1) 食料緊急引渡要請

市本部農林水産班は、前記4の方法による米穀の確保が困難な場合、若しくは政府所有の乾パンの配給を受ける必要がある場合は、県本部農産園芸班に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出する。

(2) 引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（白米又は玄米）又は乾パンとする。

(3) 引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	米 穀
被災者供給用	白米1人1食当たり 200g
	又は 玄米1人1食当たり 220g
災害救助従事者供給用	白米1人1食当たり 300g
	又は 玄米1人1食当たり 330g

(4) 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災害の状況	引渡場所	引渡品目	引渡しを受ける者
県本部長（知事）と市本部長（市長）の連絡ができる場合	岐阜県の指定する場所	米穀（白米）	市本部長（市長）
交通、通信の途絶等のため県本部長（知事）と市本部長（市長）の連絡がつかない場合	政府が指定する倉庫	米穀（白米）	市本部長（市長）

(5) 引渡手続

災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

ア 県本部長（知事）と市本部が連絡できる場合

(7) 市本部長（市長）は、県本部長（知事）に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食糧（米穀）緊急引渡申請書（様式No.67）を1部提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請する。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(4) 市本部長（市長）は、白米の引渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食糧（精米）

受領書（様式No.69）を1部提出する。

イ 交通、通信の途絶等のため県本部長（知事）と市本部長（市長）の連絡がつかない場合（市本部長（市長）がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合）

(7) 市本部長（市長）は、政府の定める所定の手続きにより農林水産省生産局に対し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式No.70）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式No.71）と引換えに東海農政局指定倉庫において米穀を受領する。

ただし、地域第一課長等に対して連絡がとれないときは、政府が指定する倉庫の責任者に対して、直接、上記の手続きを行う。

(4) 市本部長（市長）は、政府が指定する倉庫から米穀を受領したときは、連絡がつき次第、県本部長（知事）に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式No.72）を提出する。

(6) 代金納付

買受手続等が完了した後、市本部長（市長）は、県本部長（知事）が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込む。

6 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市本部農林水産班・市支部活動班において行う。

7 応援等の手続

市本部において炊き出し等食品の給与ができないときまたは物資の確保ができないときは、県支部総務班に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市に応援等の要請をする。なお、応援等の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1) 炊き出しの実施

ア 所要食数（人数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品送付先

エ その他

(2) 物資の確保

ア 所要物資の種別、数量

イ 物資の送付先及び期日

ウ その他

8 食品衛生

市本部健康班・市支部救援班は、炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

(1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。

(2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付けること。

(3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、避難施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

9 災害救助の基準等

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、市において対象とする。

3 列車の旅客等は、長良川鉄道(株)又は関係会社等において救済措置ができないときに限って対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、期間内に県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の期間
- (イ) 延長を要する地域及び対象人員
- (ウ) 延長を要する理由
- (エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。（「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。）

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。

2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。

3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 主食費

イ 副食費

ウ 燃料費

エ 雑費

オ その他

賃金職員等雇上費、輸送費は、特別の場合を除き、原則として認められない。

(5) その他事務手続

市本部健康班・市支部救援班は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告する。

ア 作成記録

救助実施記録日計票（様式No.45）

炊き出し給与状況（様式No.73）

救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式No.74）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況を毎日、県支部総務班を經由して県本部防災班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告する。報告は電話等による。

なお、報告は「救助日報」（様式No.1）による。

10 その他

(1) 災害救助法によるり災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮する。

(2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして市本部において計画し、実施する。

なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は1食300gとして実施する。

第19節 給水活動

環境水道部

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 実施者

飲料水の確保については、市本部水道班・市支部活動班が担当する。

2 給水方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、供給する。

なお、給水に当たって利用可能な給水器具等は資料8-2のとおりである。

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車を含む）に積載し、又は容器により給水拠点（資料8-4参照）等に運搬供給する。
- (2) 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (4) 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- ア 避難所及び炊き出し場所
- イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）
- ウ 社会福祉施設
- エ 断水地域の住民、施設

3 応援等の手続き

市本部において飲料水の供給のできない時の応援等の手続きは、岐阜県水道災害相互応援協定（資料2-6-5参照）その他の規定の定めるところによる。

4 災害救助の基準等

飲料水の供給のうち、災害救助法に基づく実施の基準その他は次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して行う。

（注）本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくても、その地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害

があっても、自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間前に必要がなくなったときは、その日までとし、また、期限を経過しても多数のものに対して継続して実施する必要があるときは、期間内に県支部総務班を経由して、県本部防災班に次の事項を明示して期間延長の要請をする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

イ 浄水用薬品及び資材費

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員雇上費

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3ℓを供給するために必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

市本部水道班・市支部活動班は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告する。

ア 作成記録

救助実施記録日計票（様式No.45）

飲料水の供給簿（様式No.75）

救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日、県支部総務班を経由して県本部防災班に給水地区、対象人員、供給人員、供給方法等を報告する。報告は、電話等による。なお、報告は「救助日報」（様式No.1）によって行う。

5 水道の対策

市本部水道班・市支部活動班は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及びその要員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、郡上市上下水道指定工事店（資料8-3）の協力を得て、次の方法によりその対策を講ずる。

(1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合その水源により取水でき得るよう計画を樹立する。

(3) 施設の損壊、漏水等を認めるときは応急復旧に当たる。また状況により郡上市上下水道指定工事店に要請し、復旧作業の円滑を図る。

(4) 塩素滅菌による遊離残留塩素検出量を0.2mg以上に保持する。

第20節 生活必需品供給活動

健康福祉部 商工観光部

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 実施者

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、災害救助法の適用の有無にかかわらず市本部福祉班、商工観光班・市支部救援班、活動班が行う。ただし、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 物資の確保

(1) 市内業者等からの調達

市本部商工観光班・市支部活動班は、市内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

(2) 災害救助法適用時

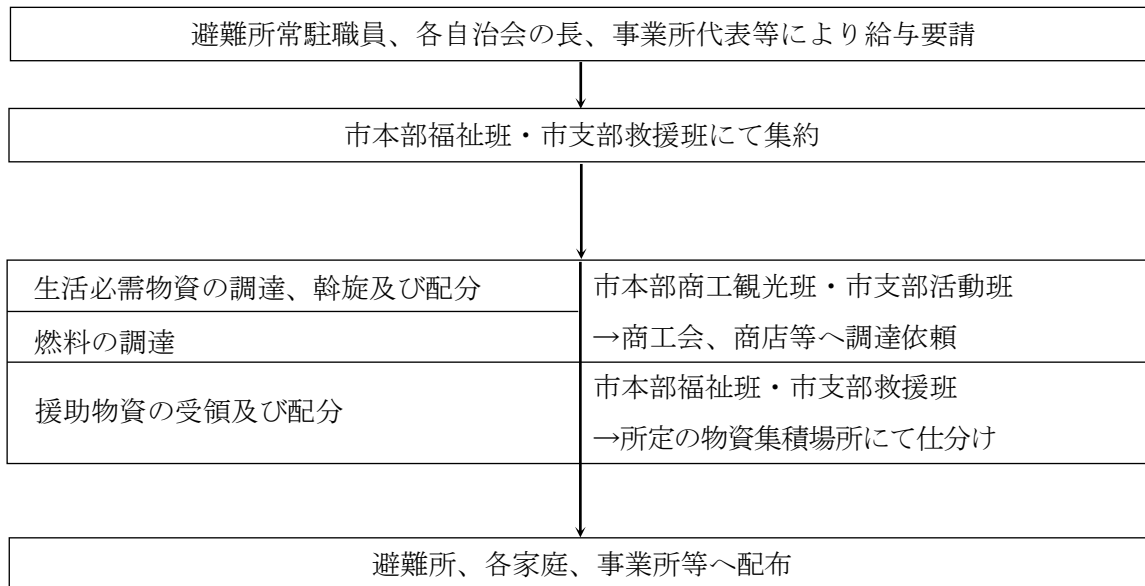
原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、指示条件に従って市地域内あるいは隣接市において購入確保する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

4 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自治会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達には県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行う。



5 避難所における供給計画

避難所における物資の供給については、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段 階	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

6 災害救助法による基準

(1) 対象者

- ア 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。以下本節において同じ。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。以下本節において同じ。）並びに床上浸水した世帯
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯
- ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず、家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

(2) 世帯構成の調査報告

「住家等一般被害調査表」（様式No.11）による調査を完了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式No.76）を作成し、県支部総務班を經由して県本部防災班に報告する。なお、報告に当たっては、緊急を要するので文書の提出に先立って、電話によって報告

する。

(3) 物資支給の基準額

支給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、災害救助法に基づく応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により給付する。

(4) 物資支給の期間

災害発生後迅速に各世帯に対して支給を完了させる。ただし、即支給することが困難と認められたときは、その旨を県支部総務班を経由し、県本部防災班に報告するとともに県本部に次の事項を明記して協力を得る。

- ア 支給期間の延長
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する地域ごとの世帯数等

(5) 物資の輸送

物資の輸送は、県本部が、直接市まで行う。ただし、県本部長が確保場所まで引取を指示したときは、市本部福祉班が、その場所で引継ぎを受け輸送する。なお輸送に当たっては、次の点に留意する。

- ア 輸送に当たっての荷造りは、市支部ごとに行い授受を便利にすること。
- イ 輸送は、原則として自動車輸送とすること。
- ウ 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の適確を期すること。
- エ 引継ぎに当たっては、「救助用物資引継書」(様式No.77)を作成し、授受の関係を明確に記録しておくこと。

7 物資の割当

物資の割当ては、次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」(様式No.78)により全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯を含む。)に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当ては、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」による。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準による。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行う。

- ア 割当ての基準(県本部長が指示したときはその指示)を変更してはならないこと。(余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。)
- イ 世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。
- ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。
- エ 災害発生後出生した者がいるときは、県に連絡した上、割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

8 物資の給与方法

り災害世帯に対する物資の直接の支給は、市本部福祉班・市支部救援班が行う。なお、物資支給の場所は、物資の管理上等から市支部等において実施することとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時をり災者に通知するとともに関係事項を記録する。給与場所を避難所において行うときは避難所の責任者が給与責任者を兼ねる。

9 物資の保管

市本部福祉班・市支部救援班は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をする。

なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については、県本部の指示のあるまで厳重に保管する。

10 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、福祉事務所がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

(1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2) 家具什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

11 その他事務手続

市本部福祉班は、各市支部救援班と連携し、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報」(様式No.1)により毎日県支部総務班を經由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておく。

(1) 救助用物資引継書 (様式No.77)

(2) 救助用物資割当台帳 (様式No.78)

(3) 救助実施記録日計票 (様式No.45)

(4) 物資の給与状況 (様式No.79)

(5) 救助の種目別物資受払状況 (様式No.46)

第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるので極力避け、地域住民の協力応援を得て避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

1 在宅の要配慮者対策

- (1) 市本部福祉班・市支部救援班は、要配慮者を支援するため、次のような対策を講ずる。
 - ア 要配慮者が必要な支援内容の把握（時系列で）
 - イ 要配慮者のニーズに応じた救護、援護
 - (ア) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
 - (イ) 要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
 - (ウ) ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
 - (エ) 情報提供
 - (オ) 人工透析及び難病患者等への医療の確保等
 - ウ 避難所での要配慮者への配慮
 - エ 要配慮者向け相談所の開設
 - オ 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討
 - カ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居
 - キ 避難行動要支援者名簿の作成及び、定期的な更新
- (2) 避難支援
 - ア 市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者の避難支援を行う。
 - イ 発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。
 - ウ 避難行動要支援者の避難に当たっては、あらかじめ定めた避難支援計画に基づき、避難支援者、自治会組織及び自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努める。
 - エ 避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に配慮する。
 - オ 市は、避難行動要支援者名簿に掲載されていない要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

カ 要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市本部福祉班は市支部救援班を通じ、次により避難行動要支援者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

ア 被災状況等の把握

避難所及び避難行動要支援者の自宅等に保健師やホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

関係機関の協力のもとに在宅の避難行動要支援者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な補装具の交付、修理、日常生活用具（品）の給与、貸与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育園にあっては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部福祉班、県支部保健班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市などの協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部福祉班、県支部総務班に連絡し、その応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の

日常生活の確保を図る。

確保できない時は、不足が予想される物資の内容や程度について市本部福祉班、県支部総務班に連絡し、その支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（指定避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要配慮者等援護の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

県支部の協力を得て、通訳ボランティアを派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた外国語による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難場所や物資支給等の必要な情報の欠如、混乱することがないように努める。

第22節 応急住宅対策

健康福祉部 建設部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

また、市は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い、若しくは破損し、又は土砂石の浸入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

対 象 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自力 確保	(1) 自 費 建 設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既 存 建 物 の 改 造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存 公営施 設収容	(1) 公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫 資金融 資	災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地 滑 り 等 関 連 住 宅 融 資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。	
	5 公営 住宅建 設	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	一般の公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	1 自 費 修 繕	被災者が自力（自費）で修繕をする。	
	2 資金 融資	(1) 国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。

	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し土砂等の除去又は屋根の雪下しを生活保護法で行う。

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 住宅修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた世帯を対象としたものである。
- 4 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

2 住宅対策等の調査報告

市本部福祉班・市支部救援班は、災害が終了し、住宅の被害が確定したときは、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の方法により希望者を調査するとともに「住宅総合災害対策報告書」(様式No.49)により県支部総務班に災害発生後5日以内に報告する。

調査事項

(1) 公営住宅入居希望者	(6) 生活福祉資金借入希望者
(2) 国庫資金借入希望者	(7) 母子福祉資金借入希望者
(3) 仮設住居入居対象者	(8) 社会福祉施設入居希望者
(4) 住宅応急修理対象者	(9) 寡婦福祉資金借入希望者
(5) 障害物除去対象者	

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

- ア 制度種別が極めて多くかつ、その内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- エ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。
- (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
 - (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資

(エ) 障害物等の除去と各種資金融資

(オ) 各制度の別の調査方法は、本計画及び県地域防災計画の定めるところによること。

3 仮設住宅の建設及び入居

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

なお、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行う。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、市本部建設班において直接又は建設業者に請負わせて建設に当たる。ただし、市において実施できないときは次の方法により応援を得て実施する。

ア 市本部建設班は、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請する。

イ 市本部建設班は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式No.50)に略図(適宜No等を付し、入居該当調と対照できるようにする。)を添えて県支部総務班に提出する。敷地の選考に当たっては、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選ぶ。また、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

(2) 対象者及び入居者の選定

市本部福祉班・市支部救援班は、次の条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選考し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式No.50)により、災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住宅が全失した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力で住宅を確保することができ得ない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低くかつ住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定し、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮する。

なお、必要に応じた適宜補欠も選定しておく。

(3) 建設基準等

ア 標準面積 29.7㎡以内

イ 費用の限度(整地費、附帯工事費、事務費等含む。)は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ その他

必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。

(注) 面積及び建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、県本部防災班に連絡する。

(4) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、でき得る限り速やかに完成させる。

なお、20日以内に着工できないときは、その理由を付して県本部防災班に期間延長の申請をし、承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。申請は次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
 - イ 期間の延長を要する地域
 - ウ 期間の延長を要する理由（具体的に）
 - エ その他（期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等）
- (5) 建設資材及び用地の確保
- ア 建設資材
建設のための資材は、原則として請負業者が確保する。
 - イ 用地
市本部は、応急住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておく。
- (6) 仮設住宅の管理
- 仮設住宅の管理者は、知事から市長への委任に基づき、建設部が担当する。
- ア 家賃及び維持管理
家賃は無料とするが、維持補修については入居者の負担とする。ただし、維持補修に当たって原形の変更を認めようとする場合は、県の意思を聞かなければならない。また、地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
 - イ 入居者台帳の作成
 - (7) 被災者を仮設住宅へ入居させるについては、趣旨をよく説明し、貸与期間が2か年であることも指示し、入居誓約書（様式No.52）を徴してから入居させる。
 - (4) 応急仮設住宅入居者台帳（様式No.51）を作成し、その1通を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出し、前記入居誓約書とともに整備保管しておく。
- (7) 仮設住宅建設の着工及び竣工報告
- 市本部建設班は、請負業者から着工及び竣工報告（写真添付）を徴し、県支部総務班を経由して、県本部防災班に提出する。
- (8) 備付帳簿等
- 仮設住宅建設に関し支部各班の協力を得て、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。
- ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式No.51）及び入居誓約書（様式No.52）
 - イ 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式No.50）及び入居該当者選考関係書類
 - ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
 - エ 救助実施記録日計票（様式No.45）
 - オ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

4 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、災害救助法により住居の応急修理を行う。

(1) 実施者

住宅の応急修理は市本部福祉班・市支部救援班において実施する。

(2) 修理対象世帯の選定

次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し「住宅応急修理該当世帯調」（様式No.53）により災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く、自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他の関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておく。

(3) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急処理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急的修理で、例えば、土台、床、天井、屋根、窓、戸等のいかんを問わない。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 修理期間

災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）とする。ただし、期間内に修理することができないと認められた場合は、県本部防災班に期間延期の申請をすることができる。期間延長の申請に当たっては、次の事項を明記して行う。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由

エ 期間延長を要する地域の応急修理戸数

オ その他

(5) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として、請け負った業者が確保する。

(6) その他

修理についての着工報告及び竣工報告を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

(7) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておく。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式No.53）

- イ 住宅応急修理記録簿（様式No.54）
- ウ 修理請負契約関係書類
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式No.45）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

5 障害物の除去

災害により住宅又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等により、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対しては、災害救助法により、次の方法で除去する。

(1) 実施者

障害物の除去は、奉仕労力又は賃金職員を雇上げ、機械器具を借上げて、直接実施又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県支部総務班に応援の要請をする。

- ア 応援を要する地域（作業場所）
- イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
- ウ 応援を求める内訳（人員、機械、器具等）
- エ 応援を求める期間
- オ その他

(2) 除去対象世帯の選定

市本部福祉班・市支部救援班は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式No.55）により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
- イ 生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。
- ウ 高齢者世帯、母子世帯等で自力で除去することができない世帯であること。

対象世帯の選定について民生委員その他関係者の意見を聞き、選定する組織及び方法を計画しておく。

(3) 費用の基準

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が同居している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(4) 報告事務手続

障害物の除去を実施したときは、その状況をその都度救助日報（様式No.1）により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式No.55）
- イ 障害物除去記録簿（様式No.56）
- ウ 除去工事その他関係書類

エ 障害物除去対象者選考関係書類

6 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯又は寡婦世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金による貸付申請を受け付ける。

ア 生活福祉資金の災害援護資金

イ 母子福祉資金の住宅資金

ウ 寡婦福祉資金の住宅資金

エ 災害援護資金の貸付

7 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋修理する。

(1) 家屋修理等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において、土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員雇上費等

(3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する賃金職員等雇上費

8 社会福祉施設への入所

市本部福祉班・市支部救援班は、災害により住宅を失いまたは破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させる。

また、被災者の避難状況等をかんがみ、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

9 適切な管理のなされていない空き家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第23節 医療・救護活動

健康福祉部 消防部

災害のため、被災地の住民に医療救護が必要となった場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 実施責任者

災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき本部長が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、市独自の応急対策として市本部健康班が実施する。ただし、市のみで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社及び郡上市医師会その他がそれぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施する。

また、災害時であっても平常の医療が可能なとき又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度方法によることができる。ただし、本部長から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

2 医療班の編成等

被災地の現地において医療、助産救助を実施するため、市地域内の医療関係者による医療班を編成し、市本部健康班の要請により、出勤し、救助の実施に当たる。

実施に当たっては、郡上市医師会との協定（資料2-4-1参照）、郡上歯科医師会との協定（資料2-4-3参照）、郡上薬剤師会との協定（資料2-4-4参照）に基づき、医師会等に対し医療救護活動の協力を要請する。

(1) 編成基準

医療班等の編成は、おおむね次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

ア 医療救護班

- (ア) 医師 1名
- (イ) 看護師又は助産師又は保健師 2名
- (ウ) 事務職員 1名

(注) 運転手については必要に応じ編成に加える。

イ 歯科医療救護班

- (ア) 歯科医師 2名又は3名
- (イ) 補助職員（歯科衛生士、歯科助手、看護師等） 2名又は3名
- (ウ) 事務職員 1名又は2名

(注) 運転手については必要に応じ編成に加える。

ウ 薬剤師班

- (ア) 薬剤師 2名又は3名
- (イ) 事務職員 1名又は2名

3 救助対象者

(1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

4 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定し難いが、おおむね次の方法による。

(1) 医療班派遣の方法

被災地の現地において医療の必要があるときは、市本部健康班は、医療班を派遣して行う。なお、この場合被災現地の適当な医療施設を利用（使用）することができる場合は、施設所有者と協議して使用する。

また、市本部・市支部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱に準じて実施する。この場合対象者は、医療券を提出して診療を受ける。

医療券には、所管の福祉事務所長が市長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして直接救助対象者に発する。

なお、市長は、福祉事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡表（診察依頼書）等を発行し、連絡票等に「災害」と朱書きして、直接、救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉事務所に連絡する。

(3) 移送収容

医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）への収容を必要とするときは、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、同所において医療の給付（救助）をする。

なお、多数の搬送を必要とするときは、地域住民による自力搬送など効率的移送運用を図る。

(4) 応援等

当該地域において医療、助産救助が不可能又は困難なときは、次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア 医療班の報告その他により、県支部保健班にその旨を連絡又は報告し、応援を要請する。

イ 連絡及び報告並びに要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(7) 医療、助産救助実施の場所

(4) 対象者及び医療機構の状況

- (ウ) 実施の方法及び程度（医療班何箇班派遣、何科〇〇名入院等）
- (エ) その他必要な事項
- (5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請
 - ア 県及び市は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
 - イ 県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点など）の確保を図る。

5 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲並びに程度は、おおむね次の基準による。

- (1) 医療の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
 - ア 分娩の介助
 - イ 分娩前及び分娩後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (3) 程 度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度による。
- (4) 期 間
 - ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
 - イ 助産救助の実施は、分娩の日から7日以内（災害発生前後7日以内に分娩したもの。）
 - ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることがないときは、市本部健康班は、県支部保健班（総務班と連絡）に実施期間延長の要請、連絡をする。
 - エ 期間延長の要請に当たっては次の事項を明示して行う。
 - (ア) 延長に要する期間
 - (イ) 延長を要する地域
 - (ウ) 延長を要する理由
 - (エ) 救助を要する理由

6 医療品、衛生材料の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班を編成する医療機関の手持品を繰替使用する。ただし、手持品がなく又は不足し、市では確保不可能又は困難なときは、県支部保健班に調達を依頼する。

具体的な方法は、次のとおりとする。

- (1) 市本部健康班は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売業者、医薬品製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。
- (2) 管内で医薬品等の調達ができないときは、医薬品等調達要請書（様式No.62）により県支部保健班に調達を依頼する。

7 費用の請求等

災害救助法による医療及び助産のための費用の基準並びに請求等は、次による。

(1) 費用の基準

ア 医療班の費用

- (ア) 救助費…使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）
- (イ) 事務費…医療班員の派遣旅費

イ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

ウ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

(2) 請求

ア 医療班費用の請求

様式No.63により県本部防災班に提出する。

イ 医療機関費用の請求（含助産）

医療機関は災害により負傷した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書きしたもの）を有している場合はそれを、また、それに準ずる連絡票（診察依頼書）等を有する場合は、それをレセプトに添付の上、市へ提出する。

市本部健康班は、医療機関により提出された前記のレセプトに所要事項を取りまとめて県本部防災班に提出する。（様式No.66）

8 医療機関の対策

医療機関のうち特に患者収容施設（病院等）にあつては、次の対策を立てるとともに災害時の応急措置を実施する。計画及び実施に当たっては特に次の事項に留意する。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、市本部健康班に連絡して適宜の処置を行う。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため、長期間継続診療が見込めないときは、他の適当な施設に転送するようにする。適当な施設がないときは、市本部健康班その他の関係機関にそのあつせん等を要請する。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施する。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、市本部健康班に連絡し、り災者の炊出給付を受ける等応急的な給食を実施する。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切りとなるので保険制度等への切替指導を行う。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、り災者（負傷者）の収容診断に万全を期す。

(7) その他

各施設は、地域環境その他の条件を考慮して実情に即した対策の樹立と実施に当たる。

9 保険制度等への切替え

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療機構にもどる。従って、保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療を要するものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努める。

- ・国民健康保険 市健康福祉部
- ・健康保険 美濃加茂年金事務所
- ・日雇労働者健康保険 美濃加茂年金事務所
- ・労働者災害保険 労働局岐阜八幡労働基準監督署
- ・生活保護 市福祉事務所
- ・児童福祉 施設経営者
- ・障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）福祉 市福祉事務所
- ・戦傷者戦没者遺族援護 市福祉事務所
- ・未帰還者留守家族支援 県健康福祉政策課
- ・結核予防 県関保健所郡上センター
- ・精神衛生 県関保健所郡上センター
- ・生活福祉資金 市社会福祉協議会

10 報告その他事務手続

(1) 医療班出動報告

市本部健康班は、医療班を派遣した場合、「医療班出動編成表」（様式No.64）により編成及び出動の状況を、県本部健康福祉政策班に提出する。

(2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療班が扱った患者については、「医療救護活動報告書」（様式No.65）により診療記録を作成し保管しておく。

第24節 救助活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 実施者

り災者の救出は、市本部消防班・市支部消防班等が必要な器具を使用して実施することを原則とする。ただし、市本部消防班・市支部消防班等で実施できないときは、県支部総務班若しくは隣接市本部に応援を要請する。

2 対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

(1) 災害のため、次のような生命身体危険な状態にある者

- ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
- イ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ウ がけ崩れ等によって生き埋めになったような場合
- エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので市本部消防班が協力する。）

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

3 救出方法

救出は、災害の種別、被害地域の状況等現場の条件は異なるが、市本部消防班・市支部消防班、市職員、奉仕団員等により速やかに救出作業を行う。なお、必要に応じ機械器具を借り上げ、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」（資料2-7-1）に基づき防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により行う。

4 応援の手続

市のみで救出作業ができないとき又は、機械器具等が借入れできないときは、市本部総務班が県支部総務班に内容を明示して応援等の要請を行う。

5 災害救助の基準等

災害救助法によるり災者救出の実施基準その他は、次による。

(1) 費用の範囲

り災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

- ア 借上費
- イ 修繕費
- ウ 燃料費

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものがあるとき（生存していることが判然としているとき）又は災害が継続して新たに救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、法定の救出期間内に県支部総務班を経由して、県本部防災班に対して期間延長の要請をする。

なお、延長要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由又はその状況
- エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

市本部消防班は、り災者の救出に関し市支部消防班の協力を得て、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。なお、市本部消防班はり災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」（様式No.1）により、県支部総務班を経由して県本部防災班に電話等によって報告する。

- ア 救助実施記録日計票（様式No.45）
- イ り災者救出状況記録簿（様式No.57）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

第25節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については、応急埋葬を実施する。

1 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の搜索は、次による。

(1) 搜索の方法

ア 市本部総務班・市支部総務班は遺体搜索の必要があるときは、市本部消防班と協議してその対策をたて、その実施を市支部消防班又は奉仕団に要請する。

イ 搜索作業は、消防団長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本章第41節「り災者の救助保護計画」に定める方法によって行う。

(2) 応援の要請等

市本部において、被災、その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により、他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

ア 市本部総務班は、県支部総務班に遺体搜索の応援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市本部又は遺体漂着が予想される市町村本部に、直接搜索応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると認められる場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具、ヘリコプター等
- (エ) その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次による。

ア 搜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行う。

なお、本救助は死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において搜索を打ち切ることができないときは、市本部総務班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をする。

搜索期間の延長要請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって搜索されるべき遺体の件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲

遺体搜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費
- (イ) 修繕費
- (ウ) 燃料費

エ 報告及び事務手続

市本部消防班は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項を「救助日報」(様式No.1)により報告する。

- (ア) 記 録
 - 遺体搜索状況記録簿 (様式No.88)
 - 救助実施記録日計票 (様式No.45)
 - 救助の種目別物資受払状況 (様式No.46)
 - 遺体搜索機械器具修繕簿 (様式No.89)
- (イ) 報 告
 - 実施月日
 - 実施の地域
 - 実施の状況及び方法
 - 搜索対象遺体数
 - その他

2 遺体の見分、取り扱い

遺体を発見したときは、市本部消防班・市支部消防班は、速やかに県支部警察班に連絡し、その見分を待って必要に応じ、次の方法により遺体を取り扱う。

(1) 実施者及び方法

遺体の取り扱いは、市本部総務班・市支部総務班が、取り扱い場所を借上げ(仮設)、医療班又は医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。

ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める方法により実施する。なお、応援の方法は「1 遺体の搜索」に準じて実施する。

(2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体取り扱いの実施基準等は、次による。

ア 遺体取り扱いを行う場合

遺体の取り扱いは、災害により社会混乱をきたし、その取り扱いを要するときに行い、

埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体取り扱いの内容

遺体の扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施する。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の実施、遺体の識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため速やかに埋葬等できない場合において、遺体は特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の取り扱いをするまで保存する。

ウ 遺体の取り扱い期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の取り扱いを打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をする。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって取り扱われるべき遺体件数

(オ) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取り扱いに要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の実施のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

a 既存建物利用の場合は、当該施設の借り上げ実費とする。

b 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検視料

医療班の実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

市本部総務班は、本救助を実施したときは市支部総務班の協力を得て、「救助実施記録日計票」（様式No.45）、「救助の種目別物資受払状況」（様式No.46）により「遺体の取り扱い台帳」（様式No.90）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報」（様式No.1）により報告する。なお、遺体の取り扱いを医療班が実施したときは本章第23節「医療・救護活動」の「医療救護活動報告書」（様式No.65）によりその実施状況を報告する。

3 遺体の埋葬

災害の際死亡したもので、市支部総務班がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、市支部総務班において火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する

等現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

- ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬とする。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、引継ぎを受けた後、埋葬する。
- ウ 大規模な災害が発生し、火葬場が破損し、使用できない場合や、火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、県本部生活衛生班に調整を依頼する。

また、この際の費用負担は災害救助法の定めるところにより行う。

- エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人の取扱いによる。

(2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における、遺体埋葬の実施基準等は、次による。

ア 埋葬を行う場合

埋葬は、次の場合に行う。

- (7) 災害の混乱時に死亡した者であること。(災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。)
- (4) 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合であること。
 - a 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
 - b 墓地又は火葬場等が、浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
 - c 経済的機構の一時的混乱のため遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手困難な場合
 - d 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で、埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、市本部総務班は、県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をする。なお、延長の要請申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (7) 延長を要する期間
- (4) 期間の延長を要する地域
- (7) 期間の延長を要する理由
- (2) 埋火葬を要する遺体件数
- (4) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

- (7) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の賃金職員及び輸送に要する費用を含むが、埋葬に当たっての供花代、酒代等は含まない。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱う。

エ 報告及び事務手続

市本部総務班は、埋葬救助を実施したときは市支部総務班の協力を得て、「救助実施記録日計票」(様式No.45)、「救助の種目別物資受払状況」(様式No.46)及び「埋葬台帳」(様式No.91)を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に「救助日報」(様式No.1)により報告する。

第26節 防疫・食品衛生活動

健康福祉部 環境水道部

第1 防疫活動

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

災害時における被災地の防疫は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるもののほか、本計画の定めるところによる。

1 実施担当者

災害時における防疫は、検病調査等、県が実施するもののほか、市が「2 防疫の種別及び方法」により、県支部保健班の指導、指示に基づき、地域住民、関係団体等の協力を得て実施する。ただし、被害が甚大で市本部のみでは実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援の要請をし、県支部又は県支部管内の他市町村本部からの応援を得て実施する。

なお、県支部内においてもなお実施が不可能なときは、県本部健康福祉部（保健医療班）に連絡し、他支部の市町村本部又は県本部から応援を得て実施する。

2 防疫の種別及び方法

(1) 防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分及び方法によりそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分	県	市	方法等
検病調査	検病調査 (県支部保健班)	情報の提供等協力 (市本部健康班・市支部救援班)	県支部保健班で編成する検病調査班の稼働能力に応じ実施する。たん水地域は週1回以上、集団避難所はできる限り頻回に行う。実施に当たっては、市地区内の衛生組織など関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。
健康診断	健康診断 (県支部保健班)	対象人員把握等協力 (市本部健康班・市支部救援班)	検病調査の結果必要があるときは、感染症予防法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施する。
臨時予防接種	予防接種の指示 (県本部感染症対策推進班) 予防接種 (県支部保健班)	予防接種 (市本部健康班・市支部救援班)	感染症予防上必要があるときは、県支部保健班に指示し、対象者及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。ただし、市本部で実施することが適当と認め県本部長が命令したときは、市本部で実施する。
清潔方法	清潔方法の指示 (県本部廃棄物対策班) 清潔方法の指導 (県支部総務班)	1 公共施設の清掃 2 ごみ・し尿等の収集、処理 (市本部環境班・市支部総務班)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本章第28節「清掃活動」の定める方法によって実施するが、特に管内の道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。なお、災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とする。
消毒方法	井戸水	消毒方法の指示 (県本部感染症対策推進班) 消毒方法の指導 (県支部保健班)	感染症予防法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下この節において「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って防疫班によって実施する。
	水道水	井戸所有者への消毒方法の指導 (市本部水道班・市支部活動班) 水道水の消毒 (市本部水道班・市支部活動班)	

	市本部 供給水	供給水の消毒 (市本部水道班・市支部 活動班)	
	家屋内の消毒	家屋内の消毒 (市本部環境班・市支部 総務班)	
	便所の消毒	便所の消毒 (市本部環境班・市支部 総務班)	
	芥溜、溝渠 等の消毒	芥溜、溝渠及びその周辺 の消毒 (市本部環境班・市支部 総務班)	
	患者運搬用 器具等の消毒	患者運搬器具等の消毒 (市本部健康班・市支部 救援班)	
ねずみ・昆虫等 の駆除	ねずみ・昆虫等の駆除 (県本部感染症対策推 進班)	ねずみ、昆虫駆除等の実 施 (市本部環境班・市支部 総務班)	感染症予防法第28条第2項の規定により知事が定 めた地域内で知事の指示に基づき実施する。実施 に当たっては、感染症予防法施行規則第15条の規 定に定められたところによる。
生活用水の供給	生活用水の供給 (県本部薬務水道班)	生活用水の供給 (市本部水道班・市支部 活動班)	感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指 示に基づき生活用水の供給をする。実施に当たっ ては本章第19節「給水活動」の定める方法によっ て行う。
患者等に対する 措置		収容、診療 (市本部健康班・市支部 救援班、医療機関)	感染症患者又は病原体保有者の医療及び看護
患者等に対する 医療及び看護	医療看護の応援 (県支部保健班) 県支部不能時の応援 (県本部医療整備班)	医療、看護 (市本部健康班・市支部 救援班、医療機関)	感染症患者又は病原体保有者の医療及び看護
避難所の防疫指 導等	避難所の防疫指導 (県本部感染症対策推 進班)	避難所の防疫 (市本部環境班・市支部 総務班・市本部健康班・ 市支部救援班)	避難所を開設したときは、県本部又は県支部の防 疫関係職員の指導を得て、施設管理者を通じて衛 生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て 避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を期する。

3 防疫業務実施の基準

防疫業務実施の基準については、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるところによる。

4 記録の整備

防疫関係機関では、おおむね次の書類を整備して、保管しておく。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒・予防方法に関する書類
- (4) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫（消毒）作業日誌

第2 食品衛生活動

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

1 食品関連施設に対する監視指導

市は、炊き出しを開始した場合、速やかに保健所に連絡する。

2 炊き出し時の食品衛生

市は、炊き出しに当たって、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付けること。
- (3) 炊出場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 炊き出しに携わる者で直接食材に触れる人は、調理師、保健師等の定期的な健康チェックを実施している者が望ましい。
- (9) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県保健所に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (10) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

3 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所に連絡する。

第27節 保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1 保健活動

- (1) 市は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。
- (2) 市は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

2 精神保健

市は、保健所との連携により、管内の精神保健に関するニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

第28節 清掃活動

環境水道部 健康福祉部

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 実施者

被災地帯の清掃は、市本部環境班・市支部総務班が下記により実施する。ただし、被害甚大のため市のみで清掃不能の場合は、県支部総務班に連絡し、県支部及び隣接市から応援を得て実施する。

2 清掃班の編成

市本部環境班・市支部総務班は、清掃班を編成し、災害時におけるごみ又はし尿収集・運搬の業者手配を行う。清掃班は、ごみ収集運搬班・し尿収集運搬班に区分して編成する。清掃班を構成する人員、資機材等は別に定めることとする。災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

3 清掃の方法

(1) ごみ処理

ア 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況等を把握し、緊急清掃を要する地区から順次指示し実施する。

- (7) 洪水時においては、水位の状況を把握し減水した地区から実施すること。
- (4) 被災世帯における屋内清掃状況を考慮すること。
- (7) 感染症発生のおそれのある地域等を優先すること。

イ 収集方法

- (7) 収集担当区域については、アを把握し、指示すること。
- (4) 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災地域の住民及びごみ収集業者・奉仕団に周知徹底すること。

ウ ごみの処分

- (7) ごみの処分方法・処分先等については十分検討し、計画的に行うこと。
- (4) 収集したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃性物質又は焼却できないごみは埋立処分する。

エ ごみ集積場の確保

分別して集積できる土地を確保し、被災地域の住民に周知徹底すること。

(2) し尿処理

ア し尿の収集

し尿のくみ取りは、実施者が被災地の状況を把握して、緊急くみ取りを要する地区から

順次指示し実施する。くみ取り順序の決定に当たっては、ごみ収集の順序決定に当たっての留意点を考慮すること。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

(3) 災害廃棄物への備え

ア 市は、国が定めた災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の処理場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。

イ 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

ウ 平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

エ 大量の廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進に努める。

オ 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。

(4) 災害廃棄物の処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等(土砂、ヘドロ、汚染物等)を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処分を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行う。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4 応援等の要請

大規模災害のため、あるいは清掃施設被災のため市本部において清掃ができないときは、県支部総務班に応援の要請をする。

5 清掃の事務

災害時における清掃等応急対策を完了した場合、市本部環境班は市支部総務班を通じて状況

をまとめ、次の報告書を県支部総務班を經由し、県本部環境生活部（廃棄物対策班）に4部提出する。

- (1) 廃棄物処理施設等被害状況報告（様式No.86）。ただし、1施設の復旧事業に要する経費が150万円未満のものは、報告を必要としない。
- (2) 災害廃棄物処理事業報告（様式No.87）。ただし、事業に要する経費が40万円未満の場合は報告を要しない。

6 その他の関連対策

(1) 仮設トイレの設置

避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用し、避難人員200人に対して、大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。

なお、緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設する。

第29節 愛玩動物等の救援

環境水道部

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

第30節 災害義援金品の募集配分

義援物資については、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要である。また、住民及び他市町村から被災者あてに寄託された義援金品を確実に、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施する。

1 義援金品の募集

災害義援金品の募集は、次による。

(1) 募集機関

市域における義援金品の募集は、市本部福祉班・市支部救援班が中心になり、次の各機関が共同し、あるいは協力して行う。

- ア 日本赤十字社岐阜県支部（義援金に限定、物資は扱わない。）
- イ 社会福祉法人岐阜県共同募金会
- ウ 自治会
- エ 郡上市社会福祉協議会
- オ 郡上市女性の会
- カ 郡上市民生委員協議会
- キ 小・中学校生徒会
- ク 警察機関

義援金品の募集機関は、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、(2)の事項を公表する。

(2) 募集方法

ア 義援物資

- (ア) 受入窓口
- (イ) 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）
- (ウ) 受入窓口と集積場所の所在が異なるときは、その集積場所（資料6－2参照）の所在等

イ 義援金

- (ア) 受入窓口
- (イ) 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2 義援物資の受入・配分

市等の募集機関は、次により義援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入

- ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。
- イ 義援物資の募集機関は、その受入れに当たって、拠出者名簿（様式No.92）を作成し、あ

るいは義援金品受領書（様式No.94）を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ・集積

募集機関は、受け入れた義援物資の引継ぎに当たっては、義援金品引継書（様式No.93）を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配 分

ア 配分の基準

配分は、募集機関等で構成する配分委員会が定めた基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に添って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資の配分機関（募集機関）は義援金品受払簿（様式No.96）を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 費 用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金の受入・配分

募集機関は、次により義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受 入

ア 災害発生後、速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

イ 義援金の受入れに当たっては、拠出者名簿（様式No.92）を作成し、あるいは義援金品受領書（様式No.94）を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引渡し・集積

募集機関で受け入れた義援金の送付、引渡しは、銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配 分

配分は、募集機関により組織する配分委員会と十分協議のうえ行う。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに現金出納簿（様式No.95）を備え付け、出納の状況を記録する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 費 用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引渡し、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

第31節 公共施設の応急対策

全ての部

道路、河川等の公共施設は、道路交通など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が、被害を受けた場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなる。また、社会福祉施設等の公共施設が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、これら公共施設の速やかな応急復旧措置を講ずる。

1 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設を所管する部等が行う。

2 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるときあるいは災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、あるいは被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとる。

3 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、あるいはそのまま放置することが、被害を拡大させるおそれがある場合等は、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとる。

4 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況をできるだけ所管の機関に報告するとともに、予算措置を要する対策にあっては、関係の機関に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧あるいは取り除きに当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

5 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておく。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示する。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

6 市有財産の対策

- (1) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとと

もに、台風発生時等においては、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努める。

なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め、浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

(2) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受け、そのまま放置することは、財産の維持管理上又はその機関の業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係機関に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置をする。

第32節 ライフライン施設の応急対策

市長公室部 総務部
環境水道部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 通信施設の応急対策

西日本電信電話(株)は、次のとおり公衆電気通信に係る災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じてNTTグループ会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(4) 通信の確保

災害時に際し、次により臨機な措置をとり、重要通信の確保を図る。

ア 臨時回線を作成するほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急の電話及び電報は、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、NTTグループ会社の在庫確認を行い緊急確保に努める。

(6) 応急復旧

通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ちNTTグループ会社に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

2 電力施設の応急対策

中部電力パワーグリッド(株)及び北陸電力送配電(株)は、災害発生時には次の災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等のほか、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を予想して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

(5) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 高圧発電機車による電源確保

必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

(7) 災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。

(8) 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

3 鉄道事業者の応急対策

長良川鉄道㈱は、災害発生時には次の災害対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想される時又は発生した時は、直ちに災害対策本部を設けて必要な体制を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 危険防止措置

乗務員は、線路の浸水・土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある場合は、徐行運転、運転を一時停止又は出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

(5) 駅構内等の秩序の維持

駅舎等の破損（倒壊）、停電、出火等に伴う混乱の防止、秩序の維持を図るため駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理・誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客公衆の安全を確保する。

(6) 輸送の確保

不通区間が生じた場合、自動車等による代替輸送の確保に努める。

(7) 資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量を確認を行い緊急確保する。

(8) 応急復旧

早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

4 水道施設応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧用資機材業者及び指定給水装置工事事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

—《目標期間》—

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3L） |
| イ | 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20L） |
| ウ | 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100L） |
| エ | 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250L） |

(5) 県への応援要請

市による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定（資料2-6-5参照）に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 下水道施設の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

市本部水道班・市支部活動班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

市本部水道班・市支部活動班は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式配水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第33節 文教災害対策

教育部

児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

第1 文教対策

1 小中学校関係の対策

(1) 学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

ア 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用する。

- (ア) 応急的な修理で使用できる程度の場合、当該施設の応急処置をして使用する。
- (イ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。
- (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を使用する。
- (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民避難地の最寄りの学校、被災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。

上記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

イ 施設の応急復旧

市本部教育班・市支部救援班は、災害後できる限り速やかに被災校舎等の維持保全のため、又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行う。ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存等に留意する。

ウ 施設利用の応援

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得る。

(ア) 管内施設利用の場合

市本部教育班・市支部救援班において関係者協議の上、行う。

(イ) 応援要請する事項等

応援（協力）に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 応援を求める学校名
- b 予定施設名又は施設種別

- c 授業予定人員及び室数
- d 予定期間
- e その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、教育長は、市本部長と協議して決定する。

(2) 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補う。

- ア 学校内操作
- イ 振興事務所内操作
- ウ 市内操作
- エ 県支部内操作

市において解決できないときは、県支部に対し、教職員派遣の応援要請をする。

オ 応援要請事項等

教職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 授業予定場所
- (ウ) 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- (エ) 派遣予定期間
- (オ) 派遣職員の宿舎、その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、教育長は市本部長と協議して決定する。

(3) 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めるときは、臨時に授業を行わない。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

- ア 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童・生徒が負担にならないように留意する。
- イ 教育の場が公民館等学校外施設によるときは授業の方法、児童・生徒の保健等に留意する。
- ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し、徹底する。
- エ 学校が避難所に利用される場合は、収容者あるいは児童・生徒に対し、それぞれ支障とにならないよう十分徹底する。
- オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- カ 緊急休業その他の事態に備えてそれぞれの学校の実情に即した方法で学校と児童・生徒との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。
- キ 教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

2 学用品等支給計画

(1) 支給の種別

学用品等の支給あるいは斡旋は、災害の程度によって次の種別に区分して扱う。

- ア 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次による。

(7) 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小中学校に在籍する児童、生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 支給対象者は、市本部におけるり災者台帳に登載されている児童、生徒であること。

(4) 費用の基準

a 教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

b 文房具及び通学用品等

小中学校児童生徒（岐阜県災害救助法施行細則（資料1-5）に定める額の範囲内）

(7) 支給期間

a 教科書は災害発生の日から1か月以内

b 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、市本部教育班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ・延長の見込み期間
- ・延長を要する地域
- ・延長を要する理由
- ・延長を要する地域ごとの児童、生徒数
- ・その他

イ 救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は、郡上市に適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人負担とする。調達の方法は、救助法適用分と合わせて調達する。

ウ 近隣市町村に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが郡上市には災害救助法の適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、その必要があるときは、前項イ同様に一括斡旋する。

(2) 調達配給の実施者

教材学用品の調達配給は、次の区分に従って行う。

ア 災害救助法による場合

(7) 被災児童生徒の調査は、市本部教育班が市支部救援班を通して調査照会

(4) 被災教科書の調査報告は、市本部教育班が市支部救援班を通して調査し、県支部にて

県本部へ報告

- (㊦) 教科書及び文房具の調達は県本部の指示により市本部教育班が確保
- (㊧) 調達物資の輸送は市本部教育班により、市支部救援班へ送付
- (㊨) 教科書及び文房具の配給は市本部教育班が市支部救援班を通して行う。

イ 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

(1)のイ及びウの場合にはアの災害救助法による場合に準ずるが、教科書のみについて斡旋する。

ウ 災害救助法が適用されなかった場合

市本部教育班において斡旋をする。ただし、市本部で処理できないときは、県本部に調達斡旋を依頼し、輸送は、市本部教育班対業者の平常の方法による。

(3) 被災児童生徒及び教科書被災状況の調査報告

市本部教育班は市支部救援班を通して調査及び集計を行う。

ア 被災児童生徒の調査

災害終了後速やかに児童生徒（又は保護者）について「被災児童生徒名簿」（様式No.80）を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失ったものについては、調査作成する。本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、り災者台帳等による程度区分に従う。

イ 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」（様式No.80）により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」（様式No.81）を作成する。

ウ 被災教科書等の報告

(1)のア～ウまでの災害による場合で市本部教育班において調達困難な場合は、「被災教科書報告書」（様式No.81）を作成し、速やかに（災害発生後5日以内）県支部教育班に3部提出する。

(4) 教科書及び文房具の調達、輸送

県本部の指示による教科書、文房具等学用品の輸送は、市本部教育班が行う。

確保する物資は、おおむね次のとおりである。

ア 教科書

イ 文房具

災害救助法適用時のみ。

ウ 通学用品

災害救助法適用時のみ。

なお、物資輸送に当たっての授受は、「学用品引継書」（様式No.82）によって記録を残す。

(注) 教科書の輸送が販売取扱店から直接市本部に送付されたときは、納品書を市本部教育班においてとりまとめ、県本部防災班に提出する。

(5) 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、市本部教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方

法により児童生徒別に割当てをし、支給する。

ア 割当て

県本部からの学用品支給基準（1人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童生徒別に「学用品の給与状況」（様式No.83）により割当てをする。なお、割当てに当たっては、児童生徒の被害区分（程度）をり災者台帳による程度区分等と照合をし、正確を期する。

イ 支給

受領書と引換えに学用品を各児童生徒に支給する。なお、被災児童生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、市支部救援班において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておく。

3 学校保健の対策

(1) 被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害に伴う準要保護児童、生徒の給食費補助のため、市支部救援班を通じ、次の事項を速やかに調査し、報告する。

ア 学校給食用物資の被害状況調

市内小・中学校は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」（様式No.84）により報告する。

イ 児童生徒被災状況調

市内小・中学校は児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」（様式No.85）により、速やかに調査し、報告する。

(2) 応急給食の実施

応急給食の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施すること。

イ 施設、原料等の被害のため、その実施ができないときは、教育長と協議し、速やかに応急措置をして実施すること。

(3) 児童、生徒の安全措置

各学校長は、迅速に児童、生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、災害に応じた救急措置及び安全措置を講ずる。

ア 登下校

地域やその時の状況判断により、市本部・市支部との連携を密にしながら登下校の可否を決める。

緊急下校の際は、通学路の安全を確保し、できるだけ家庭との連携をとりながら、小集団で下校させる等、所要の措置をとり、児童、生徒の安全を確保する。

イ 救急措置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急措置を行う。

ウ 死傷者等の報告

災害による児童、生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、市本部、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告する。

4 その他の事務手続

市本部総務班は、市支部救援班の協力を得て次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」（様式No.1）により、県支部教育班を経由して県本部防災班に報告する。

- (1) 救助実施記録日計票（様式No.45）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

第2 文化財、その他の文教関係の対策

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生したときには、被害の状況を市に報告する。

2 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

3 文化財の対策

市は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう、所有者又は管理者に被害文化財個々について対策を指示し、指導する。

第34節 航空災害対策

全ての部

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県、国及び防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第35節 鉄道災害対策

全ての部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第36節 道路災害対策

全ての部

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、市は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

3 交通マネジメント

市は、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要と認めたときは、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を県に要請することができる。

第37節 危険物等災害対策

全ての部

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

1 危険物施設等の把握

市消防本部・中、北消防署は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、資料10-1参照のこと。

2 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第38節 林野火災対策

全ての部

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 市消防本部は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 本所建設部は、必要な地域に防火林道の整備等を実施する。

(3) 本所農林水産部は、防火森林の整備等を実施する。

(4) 火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- キ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(5) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

2 防災知識の普及

- (1) 市消防本部・中、北消防署は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。媒体については、おおむね次のものを利用する。

ア 展覧会、講演会開催等による方法

イ 映画、スライド等映写による方法

ウ 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

エ 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法

オ 林業従事者等を対象にした講演会を行う方法

カ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

- (2) 本所農林水産部は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板等を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

3 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第39節 大規模な火事災害対策

全ての部

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

本所総務部、建設部・支所振興課は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

(7) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(4) 本所契約管財課・支所振興課及び市施設管理者、事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 情報通信手段の整備

(1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情

報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第40節 大規模停電対策

全ての部

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するよう努める。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

2 応急対策

市は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

3 通信機器等の充電

市は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努める。

第41節 り災者の救助保護計画

総務部 健康福祉部 商工観光部
建設部 環境水道部 教育部
消防部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、保護と社会秩序の保全を図ることが必要で、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

1 被災者台帳の作成

被害状況の確定調査を終了し、関係各班の協力を得て、各世帯の被害状況が判明したときは、市本部福祉班・市支部救援班は速やかに「被災者台帳」(様式No.97)を作成する。

- (1) 災害時の混乱等により被災者台帳の作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」(様式No.11)又は「救助用物資割当台帳」(様式No.78)をもって一時代用する。
- (2) 作成に当たっては「住家等一般被害調査表」に基づくほか、住民登録、食料配給事務等の係と連絡し、正確を期する。
- (3) 「被災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、下記の事項を記載するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管しておく。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 り災証明書の発行

市本部福祉班・市支部救援班は、り災世帯に対して「り災証明書」(様式No.98)を交付する。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、とりあえず「仮り災証明書」(様式No.100)を作成交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替える。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 本証明書の交付は、り災者にとっては本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期する。
- (2) 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行に当たっては契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行(仮証明書と本証明書の重複を含む。)をさけるよう留意する。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たってはその提示を求めるようにする。

(4) り災者旅行証明書

市本部福祉班・市支部救援班は、住家に被害を受けたため現住所に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「り災者旅行証明書」（様式No. 99）を作成し交付する。

3 災害救助法の適用基準等

(1) 適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは次の場合である。

- ア 本市における住家の全失世帯が60世帯以上に達したとき。
- イ 被害世帯がアに達しないが、被害が広範地域にわたり、県下の全失世帯が2,000世帯以上の場合で、本市における被害世帯が30世帯以上に達したとき。
- ウ 被害世帯がア、イに達しないが、被害が広範地域にわたり、県下の全失世帯が9,000世帯以上に達した場合で、本市における被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害計算の方法等

- ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3分の1として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- エ 災害の種別は限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救 助 の 種 類	実施期間	実 施 者 区 分
避難場所の設置及び収容	7日以内	市本部福祉班・市支部救援班
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市本部健康班・市支部救援班
飲 料 水 の 供 給	7日以内	市本部水道班・市支部活動班
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部商工観光班・市支部活動班
医 療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、市本部健康班・市支部救援班
助 産 救 助	分べんした日から7日以内	その他＝市本部健康班・市支部救援班

学用品の給与	教科書1か月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部教育班・市支部救援班
災害にかかった者の救出	3日以内	市本部消防班・市支部消防班
埋葬救助	10日以内	市本部総務班・市支部総務班
仮設住宅の建設	着工20日以内	市本部建設班・市支部活動班
住宅応急修理	1か月以内	市本部福祉班・市支部救援班
遺体の捜索	10日以内	市本部消防班・市支部消防班
遺体の取り扱い	10日以内	市本部総務班・市支部総務班
障害物の除去	10日以内	市本部消防班・市支部消防班 市本部建設班・市支部活動班

(注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、また市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。

2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により市本部が救助法に基づいて実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこともある。

3 市本部は、法に基づく救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡する。ただし、実施に当たってその指示を得る暇のないときは、市本部限りで実施し、その結果を報告する。

4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

5 市本部実施の応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市本部は、市計画の定めるところにより、り災害の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県支部総務班を経由して、県本部防災班に報告する。実施した応急救助について、災害救助法が適用されない災害にあつては、市単独の救助として処理する。

参 考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の長時間を要する 때가多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは直ちにり災害の救出、避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災

害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならぬ場合に限って必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要がない場合は、被害状況を報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

6 救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには市支部の協力を得て「救助日報」(様式No. 1)により毎日その状況を県本部防災班に報告するとともに、県支部総務班に連絡する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告事項		報告様式(県計画)				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式番号	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の1	住家等一般被害状況報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難所設置	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	6	1	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	6	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告(市町村委託分)	8	1	4	救助日報		○	
	竣工報告(市町村委託分)	8	1	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
炊出状況報告		8	1	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	1	4	救助日報		○	
被必需寝具給与生活	世帯構成員別被害報告	8	5	1	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療・助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	7	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	1	4	救助日報		○	
り災者救出状況報告		8	1	4	救助日報		○	

住宅 応急 修理	住宅対策報告	8	6	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	6	4	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告 (市町村委託分)	8	1	4	救助日報		○	
	竣工報告 (市町村委託分)	8	1	4	救助日報		○	
被災教科書報告		8	9	2	被災教科書報告書			○5日以内
学支 用品給	学用品支給状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—		○	
埋葬救助状況報告		8	1	4	救助日報		○	
遺体捜索状況報告		8	1	4	救助日報		○	
遺体取り扱い状況報告		8	1	4	救助日報		○	
障 害 物 除 去	住宅対策報告	8	6	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	6	6	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	1	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—	—	—		○	
輸送、賃金職員雇上状況報告		8	1	4	救助日報		○	
救助時間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—		○ (程度、方法)	(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

7 救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次による。

- (1) 救助実施記録日計票 (様式No.45)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (様式No.46)

第**3**章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

全ての部

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、地域住民の意向を尊重するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

1 迅速な現状復旧

- (1) 市は、発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (2) 市は、著しく異常かつ激甚な災害（国において緊急災害対策本部が設置された災害。以下「特定大規模災害」という。）等を受け、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、工事の実施を要請する。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

市は、大規模災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討するとともに、その推進のための体制を整備する。

(2) 復旧・復興計画の策定

ア 市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を策定するとともに、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

イ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間にわたる膨大な業務の執

行が必要になることから、市は、不足する職員を補うため、必要に応じて、県及び他の市町村等に職員の派遣その他協力を求める。

市は、県から派遣される、復旧工法の早期立案を支援するための県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を受け入れる体制を検討する。

4 その他

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設災害復旧事業

全ての部

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、災害による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、本編第2章「災害応急対策計画」に基づく応急復旧等による臨時的措置を講じたのち、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

1 基本的手順

公共施設管理者等は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るために必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

2 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害調査・報告は、県に対し速やかに行う。なお、被害状況調査の実施者等は、本編第2章第8節「災害情報等の収集・伝達」の定めによる。

3 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害発生による復旧について、被災施設を速やかに原形復旧する。

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道などであり、一定の要件を満たす災害復旧に国の負担がなされる。

4 住宅復興に関する計画

災害により住宅を滅失又は損傷したものに対する住宅対策は、本編第2章第22節「応急住宅対策」の定めによる。

5 激甚災害に関する対応計画

市本部総務班は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対し、早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受ける

ため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

6 激甚災害に係る財政援助措置の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者更生（援護）施設災害復旧事業
 - コ 女性保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還機関等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 中小企業者に対する商工組合中央金庫に対する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 被災者の生活確保

総務部 健康福祉部
商工観光部

被災者は、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずると同時に、災害の規模に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 生活相談

市本部福祉班・市支部救援班は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

2 り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3 個人被災者への資金援助等

(1) 被災者生活再建支援法の適用

市本部福祉班・市支部救援班は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な、り災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請等の受付、県への書類送付を行う。

平成16年法律第13号により法の一部が改正され、被災者生活再建支援金等の拡充が図られている。

(2) 郡上市被災者生活・住宅再建支援制度

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市被災者生活・住宅再建支援補助金交付要綱」により、り災者に支援金を支給する。

適用条件は、県内で被災者生活再建支援法が適用になった場合（平成16年10月台風23号災害から適用）又は、その他、市長が特に必要と認める場合である。

(3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し支給する。

イ 災害障害見舞金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

(4) 郡上市災害見舞金

市本部福祉班・市支部救援班は、「郡上市災害見舞金支給要綱」により見舞金を支給する。見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

- ア 全壊、流失及び全焼により住家が滅失した場合 1世帯について 5万円
- イ 半壊、床上浸水及び半焼により住家に被害を受けた場合 1世帯について 5万円
- ウ 死亡者 1人について 5万円
- エ 重傷を負った者 1人について 2万円以内
- オ 災害復旧に従事中死亡した者 1人について 5万円
- カ 災害復旧に従事中重傷を負った者 1人について 5万円以内
- キ 災害発生のおそれがあり、市長が避難指示等を発令し、それにより避難し、避難生活が長期に及ぶことが見込まれる場合 1世帯について 5万円

(5) 災害資金・住宅資金等の貸付

- ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付
- イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付申請の受付
- ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付申請の受付
- エ 労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付申請の受付
- オ 住宅を失い又は破損した者に対する国民生活金融公庫からの貸付申請の受付

(6) 非常即時払い等

- ア 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
- イ 保険・年金貸付金の非常即時払い
- ウ 年金掛金の特別振込等の非常取扱い
- エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
- オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等
- カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

4 租税の減免

市本部総務班は、被災者に対する税の減免等納税緩和措置を講ずる。

5 職業の斡旋

市本部商工観光班は、被災者の職業の斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。

6 生活保護制度の活用

市本部福祉班・市支部救援班は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員と連絡を密にし、速やかに生活保護法を適用する。

7 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

市本部福祉班・市支部救援班は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障

がい者に係る以下対策を実施する。

ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

市本部福祉班・市支部救援班は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

ア 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談所に対し通報がなされるようにする。

イ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、保育所に入所させ保育する。

8 生活必需品、復旧資機材等の供給確保

被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需品、復旧用建築資機材等の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくことが肝要である。

(1) 生活必需品、復旧資機材等の需給・価格動向を把握

(2) 事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

関係機関は、当該物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

第4節 被災中小企業の振興

商工観光部

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であるため、市及びその他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

1 被災中小企業の自立支援対策

市本部商工観光部その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

- (1) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡処分等の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第5節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であるため、市及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

1 災害関連資金の融資等

県、市町村及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

2 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金

第4章

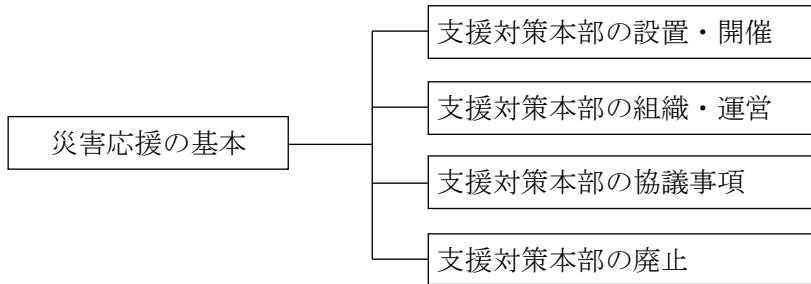
災害応援計画

第1節 災害応援の基本

総務部

市域外において発生した大規模災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して応援を実施する。応援の派遣にあたっては、感染症対策に留意する。

【施策の体系】



【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部	① 支援対策本部の設置及び廃止 ② 支援対策本部会議に関する事務
各部	① 支援対策の実施 ② 支援対策本部に関する広報の実施

1 支援対策本部の設置・開催

被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、郡上市災害支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を設置することができる。

- (1) 災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断したとき。
- (2) 市域外において甚大な災害が発生したとき。

2 支援対策本部の組織・運営

- (1) 支援対策本部会議は、市長が主宰し、副市長、教育長、議会事務局長、市長公室長、総務部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、環境水道部長、会計管理者、教育次長、消防長、市民病院事務局長及び関係する部局長及びこれらに準ずる職員で市長が命ずる者をもって組織する。
- (2) 支援対策本部会議は、市長が座長となる。
- (3) 支援対策本部会議に関する事務は、総務部総務課が行う。
- (4) 支援対策本部の組織については、第1編第5節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

3 支援対策本部の協議事項

支援対策本部の協議事項は、主に以下のとおりである。

- (1) 災害初期情報の収集
- (2) 被災地からの応援要請の有無
- (3) 関係機関からの応援要請の有無
- (4) 応援内容の決定

4 支援対策本部の廃止

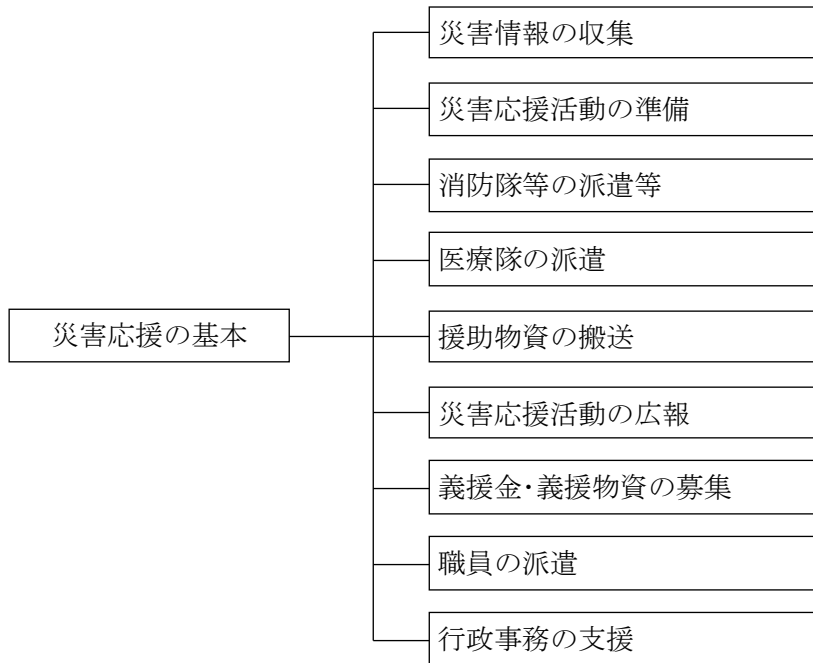
本部長は、次の場合は、支援対策本部を廃止する。

- (1) 市域外において大規模な災害の発生のおそれなくなったとき。
- (2) 災害応援活動の必要なくなったとき。

第2節 災害応援活動の展開

全ての部

【施策の体系】



【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部	① 災害情報の収集 ② 支援物資（備蓄品）の被災自治体への搬送
各部	① 災害応援活動の準備 ② 職員の被災自治体への派遣 ③ 支援物資の被災自治体への搬送 ④ 被災自治体における行政事務の支援活動
市長公室部	① 災害応援活動に関する広報の実施 ② 職員の被災自治体への派遣（調整）
健康福祉部	① 義援金・義援物資の募集 ② 医療隊の派遣
消防部	① 消防隊等の派遣

1 災害情報の収集・応援活動の全体調整

支援対策本部を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、総務部総務課は、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行うとともに、応援活動について各部を調整する。

2 災害応援活動の準備

災害応援活動に係る各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から対応しなければならない。

また、副本部長は必要があるときは災害応援活動の準備を指示することができる。

3 消防隊等の派遣等

(1) 被災地からの派遣要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体又は消防庁長官並びに岐阜県知事から消防部隊の派遣要請があるときは、速やかに消防隊等を被災地に派遣する。

(2) 消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年消防震第19号）等により実施する。

4 医療隊の派遣

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、速やかに健康福祉部等を中心に医療機関と協議し医療隊を組織し派遣する。

5 援助物資の搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。

6 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

7 義援金・義援物資の募集

支援対策本部は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金・義援物資の募集を実施し、被災自治体に送達する。支援対策本部は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会等などにおいて報告する。

8 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。（地方自治法第252条の17）

派遣は、応援と異なり派遣を受ける自治体の併任の身分となり、復旧事業に携わる場合など長期にわたることもあり得る。

9 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

10 派遣に際しての感染症対策

派遣する職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第3節 相互応援協定の発動

総務部

県内全市町村において、締結している災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の応援要請又は要請に基づかない自主的な応援活動を実施することができる。

福井県大野市災害時相互応援に関する協定（平成19年1月締結）においては、迅速な応援体制を確立するため、被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行う。（同協定第4条）

災害時における消防相互応援協定においても同様である。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を援用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

【実施項目】

担当部署	実施項目
総務部・各部	① 災害協定に基づく応援の実施

第4節 被災者の生活支援

市長公室部 健康福祉部
建設部 教育部

市内の福祉施設において、高齢者・障がい者などの被災者（一時避難者含）の受け入れを行うとともに、市営住宅等の提供やホームステイのあっ旋を通して、被災者の生活の場の確保に努める。あわせて、関係機関と連携して生活用品の調達や就学支援などの生活支援を実施する。

【実施項目】

担当部署	実施項目
市長公室部	① ホームステイのあっ旋等
健康福祉部	① 市内の福祉施設における要配慮者等の受け入れ ② 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）
建設部	① 市営住宅等の提供
教育部	① 就学支援

・第3編

地震対策編

◆第1章 地震災害予防計画

〈地震対策編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、「一般対策編」で記述した風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策は体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「地震対策編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述したうえで、具体的な施策については特に「地震対策編」独自の施策を除き、「一般対策編」の各施策を準用している。

第1節 総 則

全ての部

第1 防災協働社会の形成推進

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

具体的な対策については、一般対策編第1章第1節「総則」に準ずる。

1 り災証明の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第2 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第3 震災に関する調査研究

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の市街地部への人口集中に伴い、建物の高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、ライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

県では、具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施している。市は、県等の調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図る。

第2節 防災思想・防災知識の普及

全ての部

地震災害を最小限に食い止めるには、市、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自らが守る」「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、建物の耐震化、食料、飲料水の備蓄など減災の取組に努め、平素から災害に対する備えを心がけることが必要である。このため、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

具体的な対策については、一般対策編第1章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準ずる。

第3節 防災訓練

全ての部

市、防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日ごろから地域の災害リスクに基づいた防災訓練により防災に関する知識・技能の修得を図ることが必要で、地震の規模や被害の想定を明確にした、より実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

具体的な訓練の内容等については、一般対策編第1章第3節「防災訓練」に準ずる。

1 総合防災訓練

(1) 直下型大規模地震を想定した訓練

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の協力のもとに直下型大規模地震及び南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

2 その他の地震防災訓練

(1) 市、防災関係機関

市及び防災関係機関は、地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行う。

ア 通信連絡訓練

有事の際における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

イ 実働訓練

初動体制を確保するため、職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の受入訓練を適宜実施する。

ウ 図上訓練

的確なとっさの対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

(2) 自主防災組織等

地域住民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

総務部 消防部

大地震発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく、防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、その育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

具体的な計画については、一般対策編第1章第4節「自主防災組織の育成と強化」に準ずる。

第5節 ボランティア活動の環境整備

健康福祉部

わが国においては、日常生活の中で未だボランティア精神、ボランティア活動が根付いているとは言いがたいが、阪神・淡路大震災に芽吹いたボランティアの芽をうまく醸成していくことが必要である。ボランティアは個人での活動や団体での活動、またその活動内容も多種多様であり、いかに効率的に機能させるかが問題で、このためボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

具体的な施策については、一般対策編第1章第5節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

第6節 広域的な応援体制の整備

総務部 消防部

大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定し、きめ細かい取り決めをした広域の応援体制を多重的に整備する。また、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時に向けてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努める。

市の広域応援体制については、一般対策編第1章第6節「広域的な応援体制の整備」に準ずる。

第7節 緊急輸送網の整備

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障を生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

1 緊急輸送道路の指定

県は、緊急輸送道路を、次のとおり指定している。

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と知事が指定する地域防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する地区防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点

- ・市町村役場・市町村役場支所・県土木事務所・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・自衛隊の庁舎、事務所・緊急物資の備蓄地点・広域救護病院・一時集積配分拠点
- ・その他知事が指定するもの

※地区防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・広域避難地
- ・その他知事が指定するもの

(2) 緊急輸送道路の管理者は、社会資本整備重点計画等に基づき、その整備を図る。

2 市における措置

本市においては災害により道路が寸断される可能性もあり、今後は各振興事務所との連携を取り、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく、緊急輸送道路を確保するネットワークを構築する。

3 ヘリコプター緊急離着陸場の指定

一般対策編第1章第7節「緊急輸送網の整備」に準ずる。

4 地域内輸送拠点の設置

一般対策編第1章第7節「緊急輸送網の整備」に準ずる。

第8節 防災通信設備等の整備

市長公室部 総務部
消防部

大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、輻輳等により、情報の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは、応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずるうえからも、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。

市における防災通信網の確保・整備については、一般対策編第1章第8節「防災通信設備等の整備」に準ずる。

第9節 火災予防対策

総務部 消防部

地震が発生した場合、最も恐ろしいのは火災であり、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。このため、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態を踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する必要がある。火災防止体制を万全のものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

具体的な施策については、一般対策編第1章第9節「火災予防対策」に準ずる。

第10節 孤立地域防止対策

全ての部

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

具体的な対策については、一般対策編第1章第15節「孤立地域防止対策」に準ずる。

第11節 避難対策

全ての部

大地震の発生時には、二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

このために、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第16節「避難対策」に準ずる。

第12節 必需物資の確保対策

全ての部

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、輸送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なるものであり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

このため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

現在の消防、警察、自衛隊等の装備では効率的な応急対策活動ができないことが予想されるため、防災資機材の確保を図る必要があり、また、自主防災組織等地域住民による活動も重要であることから、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第17節「必需物資の確保対策」に準ずる。

第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策

健康福祉部

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから、各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要である。このため、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。

具体的な施策については、一般対策編第1章第18節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第14節 応急住宅対策

建設部

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

具体的な対策については、一般対策編第1章第19節「応急住宅対策」に準ずる。

第15節 医療救護体制の整備

健康福祉部 消防部

大規模震災により多数の傷病者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱も予測されるので、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害軽減を図る体制整備が必要である。このため、災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第20節「医療救護体制の整備」に準ずる。

第16節 防疫予防対策

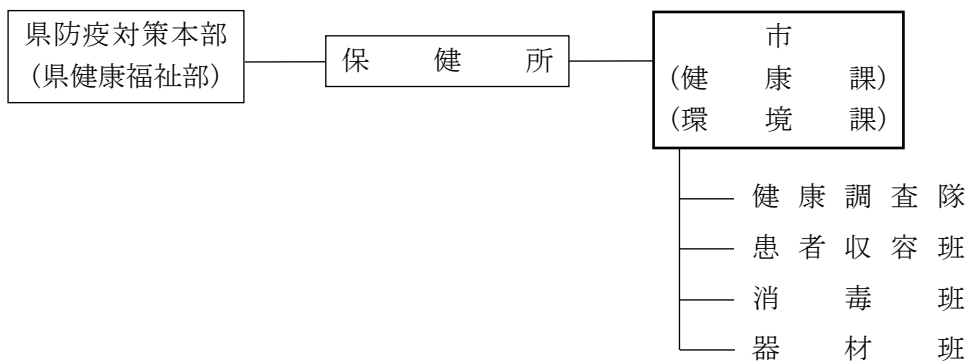
健康福祉部 環境水道部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。このため、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

地震災害時における防疫体制



2 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

市は、地震発生による感染症患者又は保菌者の発生が予測されることから、市内の医療機関等の把握と患者又は保菌者等の把握及び医療体制の確立を図る。

第17節 まちの不燃化・耐震化

全ての部

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊している。また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生し、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保、市街地の整備等を推進する必要がある、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

1 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、大規模な地震発生時に、応急対策活動の拠点となる次の市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を推進する。

また、防災上重要建築物のライフライン系統の不測の事態に備え、水、電力等の確保に努める。

防災上重要建築物の指定

- ア 各支庁舎……………災害対策本部・支部
- イ 病院等の医療施設・保健施設……………医療救護活動拠点
- ウ 上下水道施設……………応急活動拠点
- エ 避難所……………避難者収容施設
- オ 社会福祉施設……………要介護施設

(2) 一般建築物の耐震性強化

ア 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、県では建築確認審査業務をとおした指導を行っており、市でもそれに協力する。

イ 耐震化に関する住民相談の実施

住民からの建築物の耐震化に関する相談に対し、県では「耐震相談窓口」を開設している。市では、この窓口を活用し、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

ウ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

エ 木造住宅等の耐震性確保

市及び県の耐震診断及び耐震補強工事の補助制度を活用できるよう、広報等において周知・啓発に努め、木造住宅等の耐震化を促進する。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、県と協力し地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

市は、県に協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前計画を作成する。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

ア 住民に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励し、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていく。

(5) 建築物不燃化の促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、簡易耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

ア 建築物用途の混在の防止、容積率や建ぺい率の規制等用途地域制による規制によって、都市の過密化を防止し、防災性の向上強化を図る。

イ 建築物が密集した火災危険度の高い防火地域、準防火地域については、さらに耐火建築の促進の強化を図る。

(6) 空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の推進を図る。

ア 道路の整備

道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てる。

イ 橋りょうの整備

道路防災総点検に基づく「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

(2) 河川管理施設の整備

安全と利用の両面から河川管理施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

第18節 危険物等の災害予防対策

消防部

地震が発生した場合、危険物等により、失火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しく危険を及ぼすおそれがあり、災害の発生・拡大防止のための平素からの対策が重要である。

市、その他関係機関は、危険物の保安体制の確立について施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

具体的な施策については、一般対策編第1章第31節「危険物等保安対策」に準ずる。

第19節 災害危険区域の防災事業の推進

総務部 建設部

大規模な地震が発生した場合、がけ崩れ、山崩れの危険性をかかえている地域においては、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。市は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

具体的な施策については、一般対策編第1章第22節「災害危険地域の予防対策」に準ずる。

第20節 ライフライン施設対策

市長公室部 総務部
環境水道部

電気、ガス、上・下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生ずることとなる。ライフラインの寸断は二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならぬ。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

1 水道施設

具体的な施策については、一般対策編第1章第24節「ライフライン施設対策」に準ずるほか、震災時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

(1) 浄水場施設等の耐震化等

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進（貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置）

(2) 管路施設の整備

導・送・配水管路の耐震性の強化（老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用）

(3) 電力設備の確保（水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家発電設備を含む。）の整備）

2 下水道施設

具体的な施策については、一般対策編第1章第24節「ライフライン施設対策」に準ずるほか、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の複数化、施設の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

(2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。

(3) 地震被害の程度によって排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として管きよ及び処理場にバイパス等の整備を図る。

(4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他二次災害が発生しないよう整備を図る。

(5) 施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

3 電気施設

電力会社（中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)）は、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の

予防対策を実施する。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例を参考とした各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備及び要員の確保

(3) 道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等の推進

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

4 鉄道施設

鉄道事業者は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置することにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 地震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、又は信号等を発することにより停止させる耐震列車防護装置、落石警報装置、列車指令装置等の整備増強を図る。

(4) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

5 電話（通信）施設

電気通信事業者（西日本電信電話（株））は、地震時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を実施する。

(1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保

(2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保

(3) 応急復旧機材の配備

(4) 通信輻輳対策の推進

(5) 重要通信の確保

(6) 要員の確保

第21節 文教対策

教育部

学校等文教施設を地震災害から防護し、教育の確保と児童生徒等及び職員の生命・身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等、適切な予防措置を講ずる。

また、大規模地震災害発生時には、建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想されることから、防災思想の普及を図るとともに、保存・管理の徹底を図る。

具体的な対策については、一般対策編第1章第25節「文教対策」に準ずる。

第22節 行政機関の業務継続体制の整備

全ての部

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

具体的な対策については、一般対策編第1章第26節「行政機関の業務継続体制の整備」に準ずる。

第23節 企業防災の促進

商工観光部

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

具体的な対策については、一般対策編第1章第27節「企業防災の促進」に準ずる。

第24節 防災施設等の整備

全ての部

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

1 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業五箇年計画を作成する。市は、この計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- (1) 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画
- (2) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- (3) 作成主体は、都道府県知事
- (4) 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

第25節 大規模停電対策

全ての部

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

具体的な対策については、一般対策編第1章第34節「大規模停電対策」に準ずる。

第2章

地震災害応急対策計画

第1節 防災活動体制の整備

全ての部

地震は、風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後、極めて短時間に起動する体制づくりを常に整備しておく必要がある。しかし、職員が被災すること、また交通が途絶すること等により、職員も迅速に参集できない場合があり、さらに、防災中枢機能そのものが被災する可能性がある。その厳しい条件のなかで、初動時に必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

市本部・市支部の運用及び職員の動員は、一般対策編第2章第1節「活動体制」に、市職員以外の奉仕団、技術者の雇上げ等による動員については、同第2節「災害対策要員の確保」に準ずる。ただし、地震災害時（南海トラフ地震に関連する情報対応時含む。）における、市本部・市支部の設置基準及び職員の配備体制については、以下による。

1 市災害対策本部の設置基準

市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 市域で震度5弱の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (2) 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 市域で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

2 配備体制

地震災害発生時における配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

地震発生時動員体制

体制	準備体制	警戒体制	非常体制
基準	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で市内に設置している地震計が震度3・4の地震の発生を感知したとき 	<ul style="list-style-type: none"> システムで市内に設置している地震計が震度5弱の地震発生を感知したとき システムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の地震を感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> システムで市内に設置している地震計が震度5強以上の地震発生を感知したとき システムの感知にかかわらず、市内で震度5強程度以上の大地震を感じたとき
体制をとる班	本所	<ul style="list-style-type: none"> 全部長 部長が指名する班長 班長が指名する班員 上記以外の職員は自宅待機とする（注2） ※緊急初動班 	<ul style="list-style-type: none"> 全部長 全班長 班長が指名する班員 上記以外の職員については、居住地の支部へ派遣する（注2） ※緊急初動班
	支所	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 活動班 ※震度3の場合で、勤務時間外は、宿日直者（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> 全班長 班長が指名する班員 上記以外の職員は自宅待機とする（注3） ※緊急初動班
摘要		<ul style="list-style-type: none"> 地震発生と同時に災害警戒本部は自動設置 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置 	<p>地震発生と同時に災害対策本部は自動設置</p>
情報の収集・報告	震度3・4の場合	震度5弱の場合	震度5強以上の場合
	<p>各支所の防災担当職員による被害調査の実施</p> <p>↓ 被害あり</p> <p>被害あり → 警戒体制へ</p> <p>↓ 被害なし</p> <p>報告後通常勤務</p> <p>〔時間外の場合〕は報告後解散</p>	<p>各支所の総務班及び市長が指名した職員による被害調査の実施</p> <p>↓ 被害あり</p> <p>被害あり → 非常体制へ</p> <p>↓ 被害なし</p> <p>報告後通常勤務</p> <p>〔時間外の場合〕は報告後解散</p>	<p>全職員が参集途上において被害調査を実施</p>
措置内容	<ol style="list-style-type: none"> 地震に関する情報の措置 被害情報の把握 被害情報の本所への報告 必要に応じて関係機関等への通報 必要に応じて支所長及び総務部長等への報告 初期災害応急対策 災害情報に関する広報 	<ol style="list-style-type: none"> 地震に関する情報の収集 被害情報の把握 被害情報の本所への報告 関係機関等への通報 支所長及び総務部長等への報告 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること 初期災害応急対策 災害情報に関する広報 	<p>全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施</p>

注1：宿日直者のマニュアルにより運用する。

注2：本部の各部及び各班のマニュアルにより運用する。

注3：支所のマニュアルにより運用する。

第2節 ボランティア活動

健康福祉部

災害時には、平常時と比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備に努める。

具体的な施策については、一般対策編第2章第3節「ボランティア活動」に準ずる。

第3節 自衛隊災害派遣要請

総務部

大規模地震災害が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

具体的な対策については、一般対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第4節 災害応援要請

中枢機能が麻痺すると、従来の応援要請第一主義では立ちゆかなくなり、自主出動の必要性が生じ、応援内容をあらかじめ具体的に定めておかないと、とっさのとき役立たないので、自衛隊その他の防災関係機関及び隣接市とは、平時から連絡を密にし、防災訓練等の共同実施によりその連携の強化を図る。応援の派遣及び受け入れに当たっては、感染症対策に留意する。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

一般対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

2 相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村とは、次の相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

- (1) 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-6-3参照）
- (2) 岐阜県広域消防相互応援協定書（資料2-5-6参照）

3 その他の活動に関する応援要請

- (1) 県等に対する応援要請

市において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求める。（災害対策基本法第68条）

- (2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第67条）

- (3) ヘリコプターの派遣要請

市長（消防長）は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の消防ヘリコプター又は防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (4) 応援の受け入れ体制の整備

市は、応援を求めた場合、必要に応じてその受け入れ体制を整備する。

- (5) 応援職員の派遣及び受け入れに際しての感染症対策

応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

4 応援要請を受けた場合

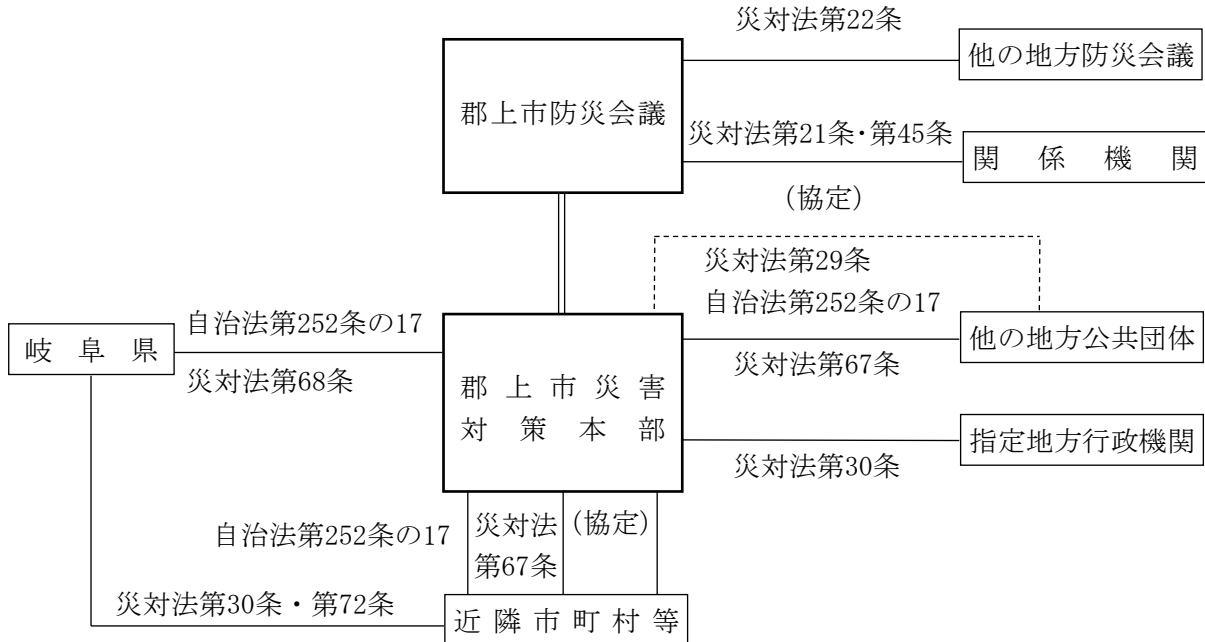
地震により、県及び他市町村から応援要請を受けた場合は、市は応援内容を確認するとともに、本市の被害状況を調査後、応援が可能と市長が判断した場合は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-6-3参照）に基づき、応援を実施する。

5 応援拠点等の指定

市は、あらかじめ指定した活動拠点候補地（資料6-3参照）と、一時集積配分拠点（資料

6-2参照)の中から、応援部隊の配置、支援物資の配分計画等に応じた拠点を定め、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊及び支援物資を迅速かつ円滑に受け入れる体制を整える。

地震災害発生時における広域応援の体系



- ・ 地方自治法第252条の17 (職員の派遣)
- ・ 災害対策基本法第21条 (関係行政機関等に対する協力要求)
- ・ 災害対策基本法第22条 (地方防災会議等相互の関係)
- ・ 災害対策基本法第29条 (職員の派遣の要請)
- ・ 災害対策基本法第30条 (職員の派遣のあっせん)
- ・ 災害対策基本法第45条 (地方防災計画の実施の推進のための要請等)
- ・ 災害対策基本法第67条 (他の市町村長等に対する応援の要求)
- ・ 災害対策基本法第68条 (都道府県知事等に対する応援の要求等)
- ・ 災害対策基本法第72条 (都道府県知事の指示)

第5節 交通応急対策

全ての部

地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか、物資の供給等にも支障があり、一般道路とは別に緊急交通路を確保するため、警察機関等は交通規制を行うことが必要である。緊急輸送においては被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルート確保を図り、輸送順位を考慮のうえ、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をする。

1 緊急交通路等の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、道路に関する情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令を行う。

(3) 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急交通車両の先導等を行う。

(4) 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がない場合、自衛官又は消防吏員は上記(2)及び(3)と同様の措置命令・強制措置を行うことができる。

なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 障害物除去・応急復旧の実施

市長及びその他の道路管理者は、災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

2 交通規制の実施

一般対策編第2章第5節「交通応急対策」に準ずる。

3 ヘリコプター離着陸場等の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

4 輸送手段の確保

一般対策編第2章第5節「交通応急対策」に準ずる。

第6節 通信の確保

全ての部

阪神・淡路大震災のときもそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話がかかりにくくなる。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要であり、情報通信体制の多重化、またアマチュア無線等各種メディアの活用を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第6節「通信の確保」に準ずる。

第7節 地震情報の受理・伝達

全ての部

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには、報道機関や市町村等を通じての情報提供が不可欠であり、総括的で迅速な情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災者へのきめ細かい情報の提供を実施する。

1 地震情報の受理伝達

気象庁及び岐阜地方気象台が発表する地震情報等の受理伝達は次のとおり実施する。

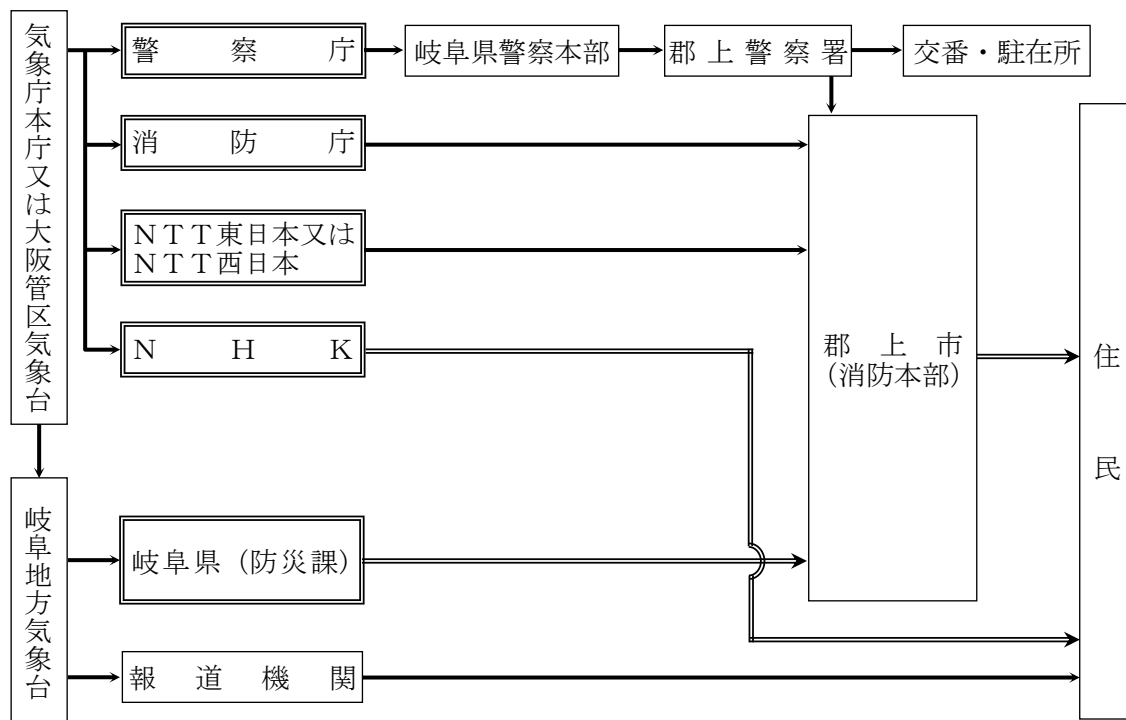
(1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点（資料12-2参照）で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」「地震活動に関する解説情報」等を発表・伝達する。

(2) 地震情報等の受理伝達

市本部総務班・市支部総務班は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行う。

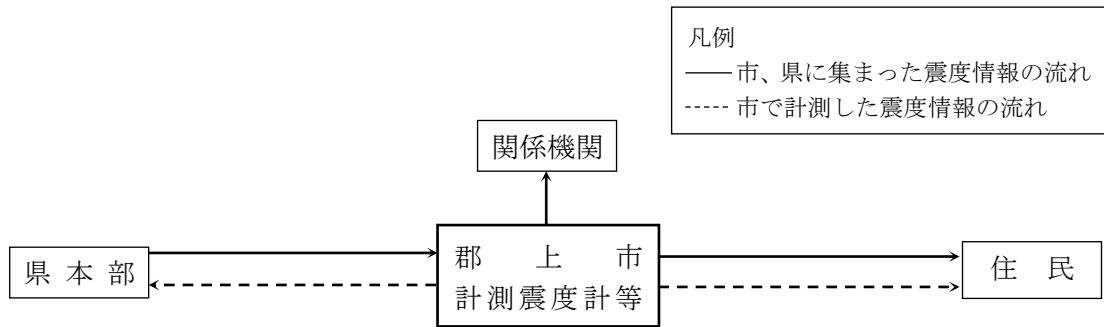
地震情報の伝達系統図



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

震度情報の伝達系統図



〔応急活動例〕

- ・被害推定
- ・職員非常参集
- ・警戒出動
- ・地域住民への広報
- ・応援要請等の対応方針の検討

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。

市は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等により住民等へ提供するよう努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第8節 地震災害情報の収集・伝達

全ての部

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集や正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

具体的な対策については、一般対策編第2章第8節「災害情報等の収集・伝達」に準ずる。

第9節 災害広報

市長公室部 総務部

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。このため、被災者へのきめ細かな情報の提供を心掛けるとともに、デマ等の防止対策を講じ、情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他広報車、CATV、防災行政無線、インターネットホームページ等多種多様な方法により行い、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第9節「災害広報」に準ずる。

第10節 消防・救急・救助活動

総務部 消防部

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

阪神・淡路大震災の消防活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。

同時多発する火災から生命、身体及び財産を守り、負傷者等の救出、救護するための消防対策については、一般対策編第2章第10節「消防活動」に準ずる。

第11節 浸水対策

総務部 建設部
消防部

大規模な地震により堤防が損壊されることは、新潟県中越地震で見られた現象で、このような場合、大洪水が発生すると、その被害は未曾有のものとなる。このため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

1 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者、ため池（資料9-4参照）など河川に係る施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生をおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

2 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は水防管理者は、水防体制をとる。

(2) 水防計画

水防管理者及び河川管理者等、水防活動に関する計画は、「郡上市水防計画」の定めるところによる。

3 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第12節 県防災ヘリコプターの活用

総務部 消防部

地震災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第14節「県防災ヘリコプターの活用」に準ずる。

第13節 孤立地域対策

全ての部

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立地域が発生した場合には、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

具体的な対策については、一般対策編第2章第15節「孤立地域対策」に準ずる。

第14節 災害救助法の適用

総務部 健康福祉部 商工観光部
建設部 環境水道部 教育部
消防部

災害が一定規模以上で、かつ、応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、保護と社会秩序の保全を図ることが必要であるため、制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第16節「災害救助法の適用」に準ずる。

第15節 避難対策

全ての部

地震発生に伴い、人命の安全を第一に避難活動を実施し、及び避難路の安全性を確保する。

また、避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生じることも考えられる。このため、これらの弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように避難所での生活環境の保持を図る。

具体的な避難対策については、一般対策編第2章第17節「避難対策」に準ずる。

第16節 建築物・宅地の危険度判定

総務部 建設部

地震発生後、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図る。なお、実施にあたっては、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下、「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき危険度判定活動を実施する。

1 実施責任者

郡上市（判定実施本部）

岐阜県（判定支援本部）

2 実施内容

(1) 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

(2) 実施主体の責務

ア 市の責務

市は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し判定活動に必要な措置等を講じる。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県へ判定士派遣等の支援要請を行う。

イ 県の責務

県は、市町村から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模によっては、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行う。

建築技術者等の派遣等により、積極的な市町村の活動を支援する。

第17節 食料供給活動

市長公室部 健康福祉部
農林水産部

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第18節「食料供給活動」に準ずる。

第18節 給水活動

環境水道部

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第19節「給水活動」に準ずる。

第19節 生活必需品供給活動

健康福祉部 商工観光部

地震災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第20節「生活必需品供給活動」に準ずる。

第20節 被災者救援対策

総務部 健康福祉部 農林水産部
商工観光部 環境水道部

大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難する 경우가多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要なため、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図るとともに、要配慮者への十分な配慮をする。

1 給 水

一般対策編第2章第19節「給水活動」に準ずる。

2 食料供給

一般対策編第2章第18節「食料供給活動」に準ずる。

3 生活必需物資の供給

一般対策編第2章第20節「生活必需品供給活動」に準ずる。

4 応急住宅対策

一般対策編第2章第22節「応急住宅対策」に準ずる。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策

健康福祉部 環境水道部

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。このため、要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

具体的な施策については、一般対策編第2章第21節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第22節 帰宅困難者対策

全ての部

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

1 住民、事業所等への啓発

市は、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、県と連携して、企業、放送事業者、防災関係機関等からの情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して、支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

第23節 応急住宅対策

健康福祉部 建設部

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第22節「応急住宅対策」に準ずる。

第24節 医療・救護活動

健康福祉部 消防部

大規模な地震が起きると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失してしまう。また、医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなりその機能は麻痺する。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速に医療班を編成する。また、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

具体的な施策については、一般対策編第2章第23節「医療・救護活動」に準ずる。

第25節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

総務部 消防部

地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村等の協力による火葬の実施等、迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を県に要請する。

具体的な対策については、一般対策編第2章第25節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」に準ずる。

第26節 防疫・食品衛生活動

健康福祉部 環境水道部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

また、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第26節「防疫・食品衛生活動」に準ずる。

第27節 保健活動・精神保健

健康福祉部 環境水道部
消防部

ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、近隣の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

また、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。加えて、大規模な地震により、多数の死者が生じた場合には、遺体の安置及び処理を遅滞なく進める。

1 清掃

一般対策編第2章第28節「清掃活動」に準ずる。

2 防疫・保健衛生

一般対策編第2章第26節「防疫・食品衛生活動」に準ずる。

3 保健活動・精神保健

(1) 保健活動

市は、保健活動方針を策定する。また、市本部健康班は、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、病院等医療機関や保健師等を中心とした健康管理班を編成する。さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て次の保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

- ・避難所巡回保健チーム（医師1、保健師2、薬剤師1）
- ・精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- ・リハビリチーム（医師、理学、作業療法士、保健師、看護師）
- ・栄養チーム（栄養士1～2）
- ・臨床心理チーム（臨床心理士1～2）
- ・家庭訪問チーム（保健師1～2）
- ・仮設住宅訪問チーム（保健師1～2）
- ・避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

市本部健康班は、県と連携して、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に共同して活動する。

- ア 避難所及び自宅、仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備
- イ 避難所における巡回健康相談等の実施
- ウ 訪問指導の実施及び強化

結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施

エ 定例保健事業の実施

オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(3) 精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

(7) 住居をなくした精神障がい者の被災地外の施設への入所等の促進

(4) 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

イ 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

ウ 24時間精神科救急体制の確保

(7) 被災地外の精神科チーム配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

(4) 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

エ 治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

オ 被災者の心のケア

(7) 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

(4) 心の健康に関する相談体制の充実

a 精神科医、保健師等による常設の相談実施

b 民間の諸機関の協力による24時間電話での相談を受ける体制整備

c 避難所等への相談所開設

d 仮設住宅、家庭等への巡回相談

(7) 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

カ 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察、必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施する。

4 遺体の捜索、取り扱い及び埋葬

一般対策編第2章第25節「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」に準ずる。

第28節 清掃活動

環境水道部

大規模地震災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適切に実施し、地域環境の保全を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第28節「清掃活動」に準ずる。

第29節 愛玩動物等の救援

環境水道部

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な措置を講じる。

具体的な対策については、一般対策編第2章第29節「愛玩動物等の救援」に準ずる。

第30節 災害義援金品の募集配分

総務部 健康福祉部
農林水産部

義援物資については、種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要である。また、受入れを希望する物資と受入れを希望しない物資を明確にし、そのリストを公表することが必要である。

義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するための、集積、引継ぎ、配分、管理等、必要な措置については、一般対策編第2章第30節「災害義援金品の募集配分」に準ずる。

第31節 公共施設の応急対策

全ての部

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急活動においても、極めて重要である。そのため、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先にした施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

- (1) 各道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急交通路について最優先に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- (2) 道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関・消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

- (1) 河川等の管理者は、地震発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。
- (2) 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

- (1) 土砂災害（特別）警戒区域の点検、状況把握
市本部建設班・市支部活動班は、がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生した土砂災害（特別）警戒区域の住民に対して、警戒避難の体制をとるよう通知する。
- (2) 応急対策
市本部建設班・市支部活動班は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。

4 治山施設の応急対策

治山施設の管理者は、次のとおり治山施設の災害応急対策を実施する。

- (1) 林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、余震、降雨等により二次災害の発生のおそれのある箇所の把握に努める。
- (2) 人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧を実施する。
- (3) (2)の場合において、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。
- (4) 応急資材の確保に当たっては、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

5 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者は、次のとおり災害応急対策を実施する。

- (1) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- (2) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (3) 緊急輸送車両その他車両の配備
- (4) 複写機の非常配備、被災電算機及び複写機等の応急復旧
- (5) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (6) 飲料水の確保
- (7) エレベーターに閉じ込められた者の救出
- (8) 火気点検及び出火防止措置

第32節 ライフライン施設の応急対策

市長公室部 総務部
環境水道部

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすことになる。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の整備、復旧予定時期を明示し、民心の安定のため防災関係機関・医療機関への優先的復旧を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第32節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第33節 文教災害対策

教育部

大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり、最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生じ、学校の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題である。教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となり、地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

具体的な施策については、一般対策編第2章第33節「文教災害対策」に準ずる。

第34節 災害警備活動

長期の避難生活に疲れた被災者が苦難に打ち勝って立ち直るには、安心して生活が送れる治安の確保が不可欠であることから、警察機関等は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締等の徹底を図り、社会秩序の維持に努める。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努める。
- (2) 交番、駐在所、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、県警ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努める。

2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を要請し、臨時困り事相談所等の開設をする。

3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努める。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請する。

第35節 大規模停電対策

全ての部

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

具体的な対策については、一般対策編第2章第40節「大規模停電対策」に準ずる。

第3章

地震災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

全ての部

被災地の復旧・復興については、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

具体的な対策については、一般対策編第3章第1節「復旧・復興体制の整備」に準ずる。

第2節 公共施設災害復旧事業

全ての部

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生し、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

具体的な施策については、一般対策編第3章第2節「公共施設災害復旧事業」に準ずる。

第3節 被災者の生活確保

総務部 健康福祉部

被災者は、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講じると同時に、災害の規模に応じて貸付等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

具体的な施策については、一般対策編第3章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第4節 被災中小企業の振興

商工観光部

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であるため、市その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、一般対策編第3章第4節「被災中小企業の振興」に準ずる。

第5節 農林漁業関係者への融資

農林水産部

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であるため、市及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、一般対策編第3章第5節「農林漁業関係者への融資」に準ずる。

第4章

東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

全ての部

1 計画策定の主旨

本市の地域は、東海地震の防災対策強化地域には含まれない。しかしながら、強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が懸念されるところである。

このため、市は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的とした事前対策について本計画を策定する。

2 基本方針

本計画は、警戒宣言が発せられた場合においても原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命・身体・財産を保護することを目的とした。

3 市の地震災害警戒組織

本計画に定める活動を実施するため、市は東海地震に関する情報に基づき次の体制をとるものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）発表時
調査情報が発表された場合、市は警戒体制を実施する。
- (2) 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時
東海地震注意情報が発表された場合、市は非常体制を実施する。
- (3) 東海地震予知情報及び警戒宣言発令時

東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、強化地域は警戒宣言発令時対策を実施していることから、市は非常体制を実施するとともに、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

- (4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたときは、市災害対策本部を廃止する。

動員体制（東海地震に関する予知情報発令時）

体制	警 戒 体 制	非 常 体 制	
基準	・気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表があったとき	・気象庁から「東海地震注意情報」の発表があったとき	・気象庁から「東海地震予知情報（警戒宣言含む）」の発表があったとき
体制をとる班	本所 総務課 (注1)	・全部長 ・部長が指名する班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする	・全部長 ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員については、居住地の支部へ

		(注1)	派遣する (注1)	
	支所	総務課 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員は、自宅待機とする (注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全班長 ・班長が指名する班員 ・上記以外の職員については、居住地の支部へ派遣する (注2)
摘要		<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置 	

注1：本部の各部及び各班のマニュアルにより運用する。

注2：支部のマニュアルにより運用する。

4 地域住民の自主防災組織

(1) 調査情報発表時

次にどのような情報が発表されるか情報の収集に努めるとともに、連絡体制の確認を図る。

(2) 注意情報発表時

注意情報が発表された旨の情報の住民への周知及び警戒宣言発令前から準備が必要な活動を実施する。

(3) 予知情報及び警戒宣言発令時

組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

〔用語解説〕

東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地域における少なくとも歪計1か所で有意な変化が観測され、東海地震との関連性について評価できない場合に発表される情報
東海地震注意情報	東海地域における歪計2か所で有意な変化が観測され、判定会委員の意見が前兆現象である可能性が高まったと判断された場合に発表される情報
東海地震予知情報	東海地域における歪計3か所以上で有意な変化が観測され、判定会の判断を踏まえ東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、警戒宣言が発令されることがある。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

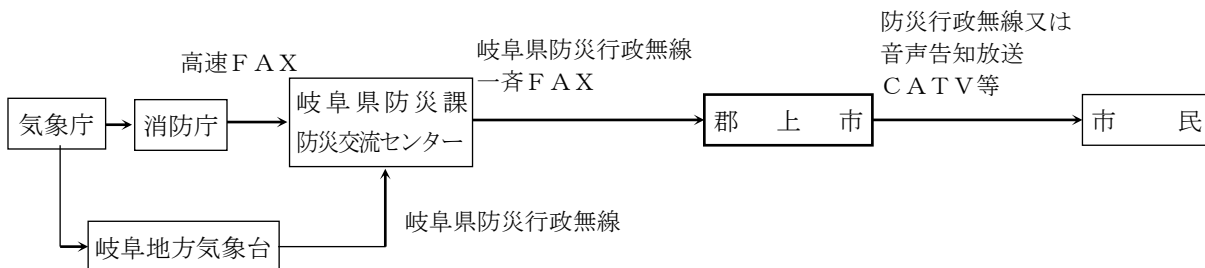
全ての部

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、また、防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期する。

1 伝達する情報

「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定の公表、警戒宣言発令（以下「地震予知情報等」という。）

2 伝達経路



3 伝達主体

(1) 市本部秘書広報班、情報班・市支部総務班は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、CATV、音声告知放送、防災行政無線、緊急速報メール等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて報道される。

この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

(2) 市、防災関係機関、鉄道や大型店舗等関係事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

第3節 広報対策

市、防災関係機関等は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。また居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

1 広報の内容

- (1) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- (2) 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (3) 住民は、水、食糧の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (6) 電話の使用は自粛すること。
- (7) 病院、劇場、大型店舗、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (8) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

2 広報の手段

- (1) ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等
- (2) インターネットの活用（ホームページ、メール等）
- (3) CATV、音声告知放送、防災行政無線及びアマチュア無線
- (4) 広報車の巡回等
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

3 問い合わせ窓口

市は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

4 報道機関との応援協力関係

市と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、必要な情報提供を行うものとする。

5 警戒宣言前からの準備的行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推

移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。一般対策編第2章第9節「災害広報」に準ずる。

第4節 事前避難対策

全ての部

本市は東海地震強化指定地域ではないが、警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため、状況を判断し、市は住民の自主防災組織と連携し、郡上警察署の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

1 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

ア 市長は、状況を判断し、避難指示を行う。

イ 避難指示の内容

市は、次の内容を明示して避難指示を実施する。

(ア) 避難対象地区

(イ) 避難先

(ウ) 避難経路

(エ) 避難指示の理由

(オ) その他必要な事項

ウ 避難措置の周知等

市は、指示した場合、速やかに関係機関に対して指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

(ア) 避難対象地区住民等への周知徹底

市は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

(イ) 県への報告等

市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、郡上警察署と相互に連絡をとる。

(2) 収容施設における措置

ア 市は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

(ア) 地震予知情報等の伝達

(イ) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

(ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与

(エ) 収容施設の秩序維持

(オ) その他避難生活に必要な措置

イ 市は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

(3) 事前避難体制の確立等

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

ア 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということ的前提に避難体制の確立を図る。

イ 市は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握した高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者の避難について、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

市は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第5節 消防・水防対策

総務部 建設部
消防部

市は消防本部と連携し、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

1 消防対策

消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 正確な地震に関する情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 火災防除のための警戒と必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火について居住者等への広報の実施
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) 迅速な救助・救援のための体制の確立
- (7) その他必要な措置

2 水害予防

市は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 正確な地震に関する情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集と、水害予防のための出水予測や警戒の実施並びに必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等留意すべき施設の点検と水防活動のための必要な準備体制の確立
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検と必要に応じ補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にした不測の事態への備え

3 警戒宣言前からの準備的行動

市は消防本部と連携し、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第6節 警備対策

総務部

警察機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警備に万全を期する。

また、警戒宣言前の準備的行動として警察は、市の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、市と連携し、避難誘導等に努める。

なお、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

具体的な対策については、地震対策編第2章第34節「災害警備活動」に準ずる。

第7節 交通対策

市長公室部 総務部
建設部

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制を実施する。

1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

市は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上必要な措置をとることとするが、場合によっては報道機関に依頼し、広報する。

2 車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、交通の安全と円滑を図るため、郡上警察署の協力のもとに一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

3 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第8節 緊急輸送対策

全ての部

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

1 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- (3) その他、県又は市本部が必要と認める人員、物資等

2 緊急輸送車両の確認

市は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書¹の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

3 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、市は各関係機関等と連携を密にし警戒宣言前からヘリコプターの臨時離着陸場の確保等必要な準備体制を確立しておく。

第9節 物資等の確保対策

総務部 健康福祉部 農林水産部
商工観光部 環境水道部

市は、関係機関の協力のもとに、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

具体的な対策については、一般対策編第2章第18節「食料供給活動」、第19節「給水活動」、第20節「生活必需品供給活動」に準ずる。

第10節 保健衛生対策

総務部 健康福祉部 環境水道部
消防部

県と連携し、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち、病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医療・医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

また、警戒宣言前からの準備的行動として、救護所の開設準備を行う。

具体的な対策については、一般対策編第2章第23節「医療・救護活動」、第26節「防疫・食品衛生活動」、第28節「清掃活動」に準ずる。

第11節 生活関連施設対策

市長公室部 環境水道部

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及び監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

1 水道

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。

市は、発災後の断水に備えて、居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

市は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事事業者に対し、出動準備を要請する。

イ 応急給水

市は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ 市は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水活動の出動体制を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

中部電力パワーグリッド(株)及び北陸電力送配電(株)では電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保することとしている。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力パワーグリッド(株)及び北陸電力送配電(株)では、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図ることとしている。

3 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、居住者の相互連絡、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話(株)では、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使

用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図ることとしている。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱では、発災により通信が途絶した場合に通信の復旧を図るため、岐阜管内にポータブル衛星通信装置等を配備しておくほか、長期停電に備えて移動用電源車を配備し、電源の確保を図ることとしている。

4 報道

(1) 報道機関では、東海地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努めることとしている。

(2) 地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図ることとしている。

(3) 報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し、冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報提供に努めることとしている。

5 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については、できるだけ継続することとし、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知することとしている。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとることとしている。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示することとしている。

6 警戒宣言前からの準備的行動

(1) 市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

(2) 市は、応急給水の準備を行う。

(3) 各ライフライン関係機関では、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行うこととしている。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

全ての部

1 警戒宣言時対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 市及び各公共交通機関は、運行中止等の措置に関する広報を行う。
- (2) 市及び各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第13節 公共施設対策

全ての部

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1 道路

市は他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

2 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、消防団の待機を要請し、出動準備体制をとるよう要請する。

3 下水道

市は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

- (1) 災害対応組織の編成
 - ア 職員の招集（自主参集）
 - イ 役割分担の再確認
 - ウ 関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び下水道管理者）
- (2) 管渠
 - ア 地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保
 - イ 調査用機材、応急用器材の点検
- (3) 処理場・ポンプ場
 - ア 点検箇所：機械設備

- (7) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
- (4) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

イ 点検箇所：電気設備

- (7) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
- (4) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
- (7) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
- (5) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

4 庁舎等重要公共施設対策

市は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信、放送手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

5 工事中の建築物及びその他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講ずる。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

6 警戒宣言前からの準備的行動

市をはじめ各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第5章

南海トラフ地震防災対策

第1節 総 則

全ての部

1 本章の目的及び県内の地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、その防災対策に万全を期することを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

全ての部

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、市は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第3節 関係者との連携協力の確保

全ての部

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- (ア) 消防用資機材
- (イ) 水防用資機材
- (ウ) 通信設備・機器
- (エ) ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- (オ) 防疫・保健衛生用資機材
- (カ) 医療救護用資機材
- (キ) 緊急輸送用車両及び燃料等
- (ク) 給水用資機材
- (ケ) 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- (コ) 被災者等に供給する生活必需品
- (サ) その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

イ 市は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、アの物資の供給要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

市は必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

(1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 市は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、県、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図る。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市は、国、県、大学及び研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

全ての部

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要である。このため、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えて、市及び関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

1 防災対応の基本的な考え方

- (1) 市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や、岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に、防災対応を検討する。
- (2) 住民等及び企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。
- (3) 住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意しながら、できるだけ安全な行動を取ることを基本とする。
- (4) 企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持出品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

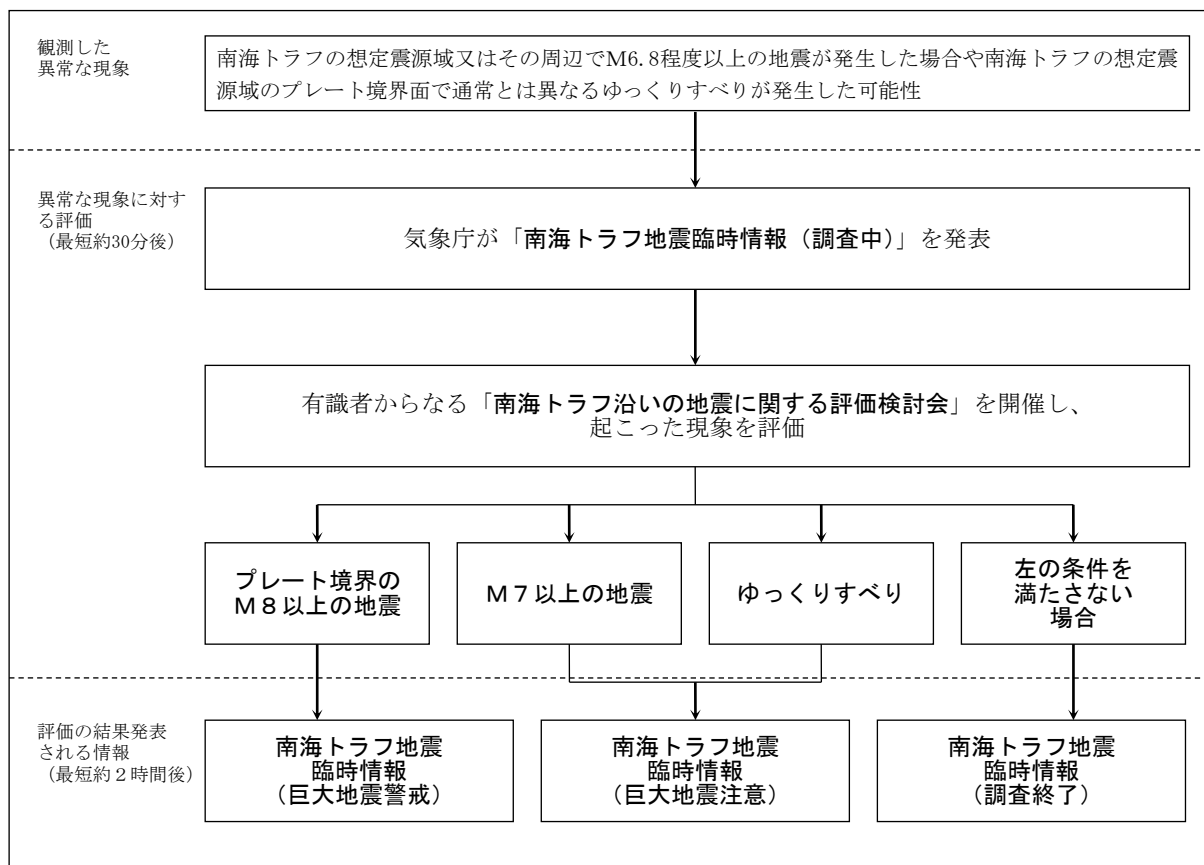
南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
------------------	---

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



3 防災対応をとるべき期間

(1) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震 (南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合

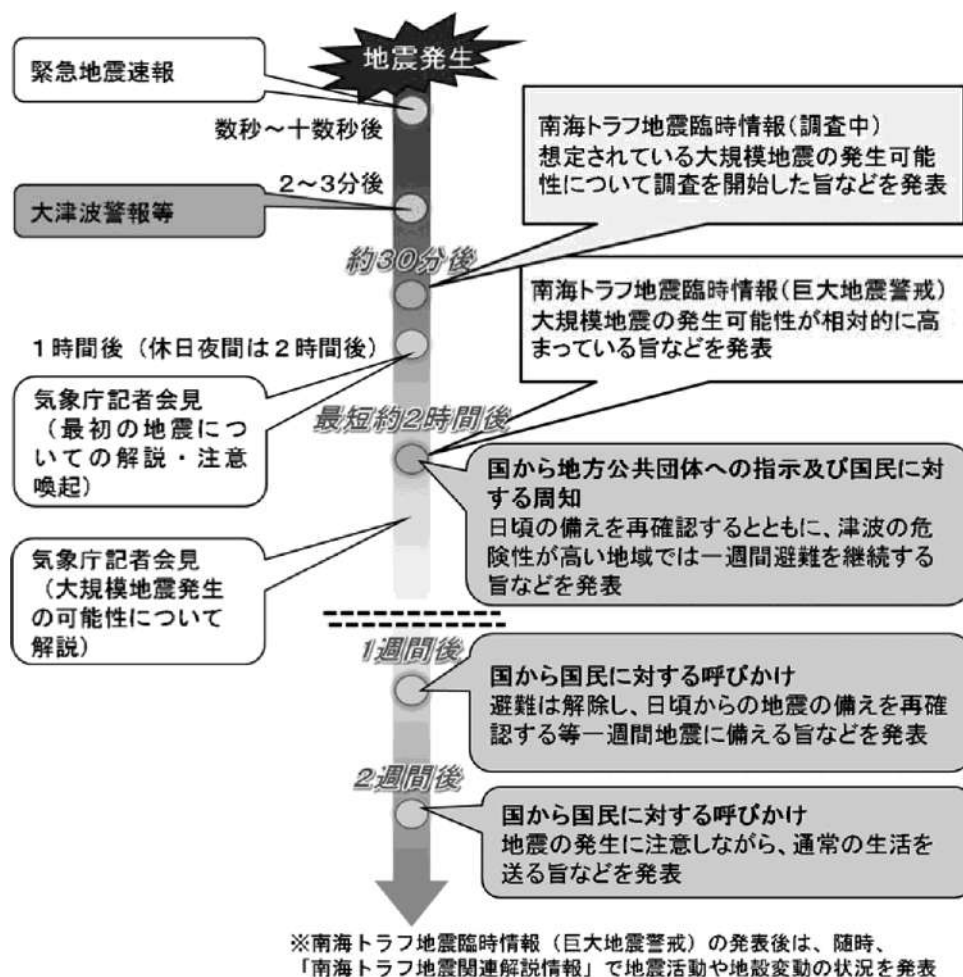
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震 (ただし、

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

巨大地震警戒対応における情報の流れ



「巨大地震警戒対応」における情報の流れ (出典：国ガイドライン)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

全ての部

1 市の防災体制

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次表のとおり、それぞれの情報に応じた防災体制をとる。ただし、市内で地震が発生し、市災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応に当たる。

情報の種類	防災体制	活動内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	準備体制（第二警戒体制）	○県からの情報を受けた時点で、関係部署に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	非常体制	○緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示の伝達を受け、各部署からこれまでの対応状況や今後の取組を報告し、全庁的に情報共有・確認 ○気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部署における対応状況の確認】 ○情報収集・連絡体制の確認 ○所管する防災上重要な施設等の点検 ○地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	救助第二体制（警戒本部体制）	○気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ○各部署から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部署における対応状況の確認】 ○情報収集・連絡体制の確認 ○所管する防災上重要な施設等の点検 ○地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	第一警戒体制	○関係部署と情報共有

2 運営等

(1) 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに郡上市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

(2) 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、郡上市災害対策本部条例（資料1-

3参照) 及び一般対策編第2章第1節「活動体制」に定めるところによる。

(3) 災害応急対策要員の参集

ア 職員の配備体制等については、一般対策編第2章第1節「活動体制」によるものとし、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、的確に対処できるように万全を期す。

イ 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

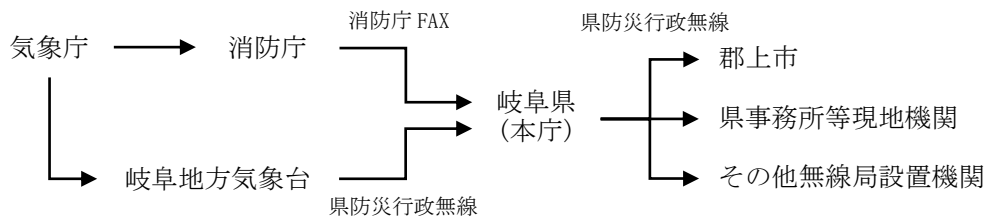
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

全ての部

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

1 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、次図のとおりである。



2 住民等への伝達方法

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。
- (2) 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど、確実に伝達できる手段を確保する。
- (3) 外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用する。

3 住民等への伝達内容

市は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（次表参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についても、きめ細かく周知する。

具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

4 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ対応窓口を整備しておく。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

全ての部

1 避難対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記を基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。

ア 急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講ずる。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努める。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

前記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに、「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

ア 住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するよう努める。

イ 市は、県対応指針を参考に、避難者の受入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

ウ 市は、避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと、避難者自らが行えるよう、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。

- (ア) 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- (イ) 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市へ相談すること
- (ウ) 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- (エ) 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じる。

2 関係機関のとるべき措置

市及び関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

(1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、次の措置を講ずる。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のために必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、県及び他の水防管理団体と連絡を密にするなど、不測の事態への備え

(2) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、市は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(3) 交通

- ア 道路

市は、他の道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

イ 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

(4) 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物等の被災状況等の把握に努めるものとする。

イ 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

ウ 救助・救急・消火・医療活動

地震災害時は、住宅地を中心に火災が予想されるため、市・消防本部を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の協力も得ながら、消防・医療活動を行うものとする。

具体的な消防活動については、一般対策編第2章第10節「消防活動」、第23節「医療・救護活動」に準ずる。また、市は、消防本部と連携して県、日本赤十字社岐阜県支部、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、市内及び近隣の医療機関等と協力し、医療救護班等による緊急医療の実施と、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行うものとする。

エ 物資の調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、関係事業所から調達可能な流通備蓄量、他の市町村からの調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

オ 輸送活動

地震発生時の緊急輸送活動は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行うものとする。

緊急輸送活動対策については、一般対策編第2章第5節「交通応急対策」に準ずる。

カ 保健衛生・防疫活動

震災時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、市は、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行うものとする。

具体的な活動内容等については、一般対策編第2章第26節「防疫・食品衛生活動」、第28節「清掃活動」に準ずる。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

全ての部

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう、対策を実施する。

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。
- (2) 市が管理する施設においては、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。
- (3) 防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第9節 防災訓練

全ての部

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と支援を求めることができる。
- (3) 訓練は、県、防災関係機関及び住民等の参加を得るほか、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携した次のような実践的な内容とする。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
 - ウ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - オ 図上訓練
- (4) 市は、職員を対象とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練への職員の参加を推進する。
- (5) 市は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるように、マニュアル、応援協定等の整備を行う。
- (6) その他、一般対策編第1章第3節「防災訓練」による。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

全ての部

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

また、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急処置の内容や実施方

法

(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童・生徒等に対する教育

- (1) 市は、学校等が児童・生徒等に行う地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。
- (2) 地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や、不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

5 自動車運転者に対する教育

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき措置や地震等の知識など必要な教育等を行う。

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

・第4編

原子力災害対策編

◆第1章 総 則

第1節 計画の目的

全ての部

本章は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

全ての部

1 郡上市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、郡上市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、調整を図ったうえで作成されたものである。

市等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処しうるよう柔軟な体制を整備する。

2 郡上市における他の災害対策との関係

この計画は、「郡上市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「郡上市地域防災計画（一般対策編）」による。

第3節 計画の周知徹底

全ての部

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図る。また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

総務部 消防部

地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和4年7月6日最終改定。以下「指針」という。）を遵守する。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

全ての部

1 対象となる原子力事業所

市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約85kmに位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

2 対象とする原子力事業所

(1) 原子力災害対策特別措置法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定める原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	郡上市庁舎（郡上市八幡町島谷228番地）から約85km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了 H27.4.27）	S62.2.17（定期検査中）

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	
所在地	福井県敦賀市白木	
距離	郡上市庁舎から約88km	
号機	—	

電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	廃止決定 H28.12.21

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	郡上市庁舎から約90km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1 (定期検査中)

(2) 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」(以下「通報・情報交換体制」という。)に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	郡上市庁舎から約86km		
号機	-		
電気出力	16.5万kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7万kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54.3.20(運転終了 H15.3.29)		

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	大飯発電所		
所在地	福井県大飯郡おおい町大島		
距離	郡上市庁舎から約121km		

④ 〈1. 総則〉 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 54. 3. 27 (定期検査中)	S 54. 12. 5 (定期検査中)	H 3. 12. 18 (定期検査中)	H 5. 2. 2 (定期検査中)

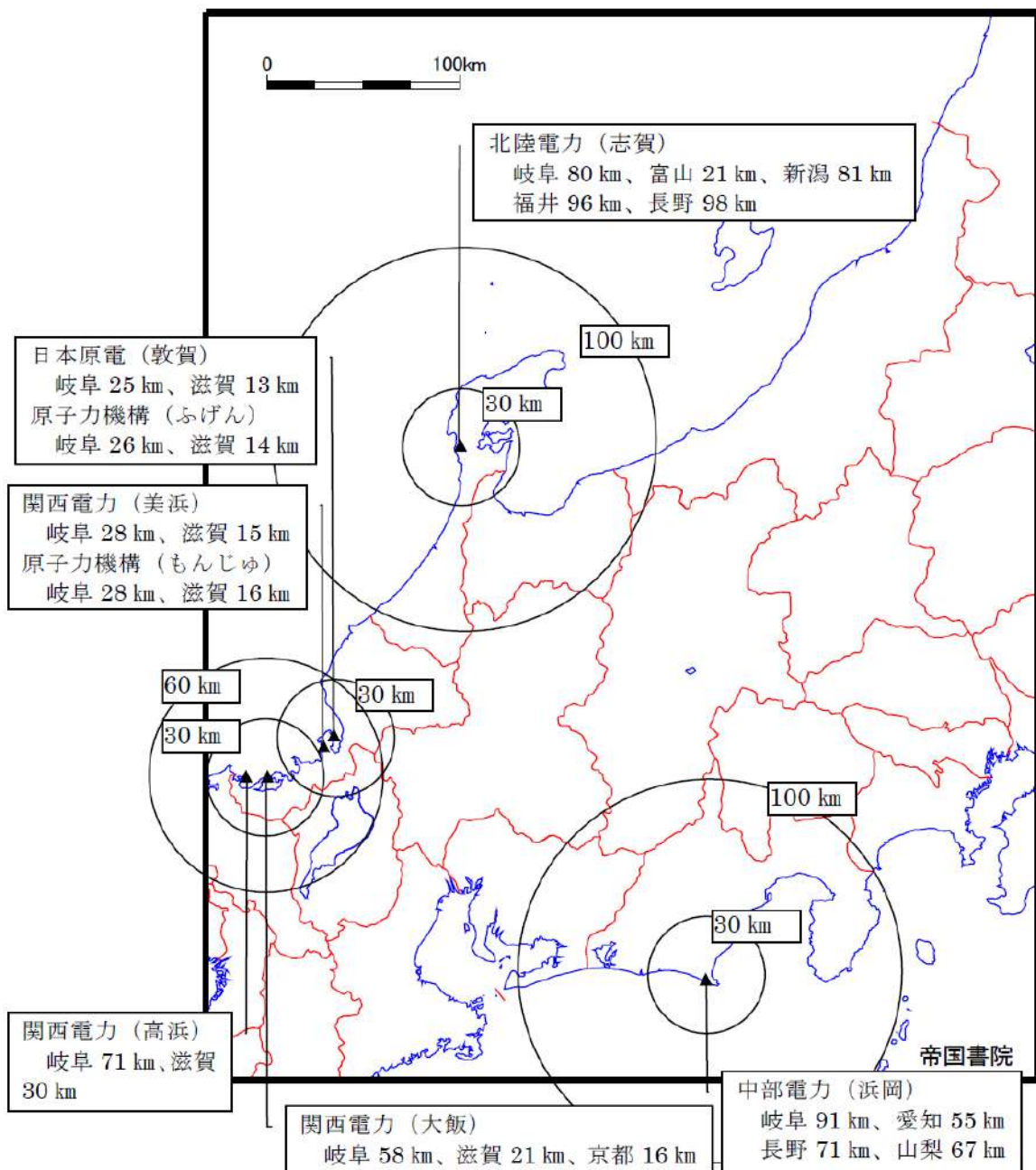
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	郡上市庁舎から約134km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 49. 11. 14 (定期検査中)	S 50. 11. 14 (定期検査中)	S 60. 1. 17	S 60. 6. 5

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	郡上市庁舎から約165km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S 51. 3. 17 (運転終了 H21. 1. 30)	S 53. 11. 29 (運転終了 H21. 1. 30)	S 62. 8. 28 (定期検査中)	H 5. 9. 3 (定期検査中)	H17. 1. 18 (定期検査中)

事業者名	北陸電力株式会社				
発電所名	志賀原子力発電所				

所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	郡上市庁舎（住所）から約147km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



第6節 原子力災害対策を実施する地域の範囲

全ての部

- (1) 岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。）」によると、最寄りの原子力事業所で事故等が発生した場合には、郡上市の一部の地域が影響を受ける可能性が示されていることから、市は、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で原子力災害対策強化地域として定める地域（八幡町、大和町、美並町、明宝及び和良町の区域）に対して必要な措置を講じる。
- (2) 市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

市長公室部 総務部 健康福祉部
農林水産部 建設部 消防部

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、郡上市地域防災計画第1編第2節に定める「防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 市

- ・郡上市防災会議に関する事務
- ・原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- ・通信連絡設備の整備
- ・防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- ・防護対策資料の整備
- ・災害対策本部等の設置、運営
- ・災害状況の把握及び通報連絡
- ・緊急時モニタリングの協力
- ・住民の避難、屋内退避及び立ち入り制限
- ・飲食物の摂取制限
- ・避難者等の避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布への協力
- ・緊急輸送、必需物資の輸送
- ・放射性物質による汚染の除去への協力

- ・県が行う原子力防災施策への協力
- ・原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

2 県

(1) 岐阜県

- ・岐阜県防災会議に関する事務（危機管理部）
- ・原子力防災に関する広報、教育及び訓練（危機管理部）
- ・通信連絡設備の整備（危機管理部）
- ・モニタリング設備、機器の整備（環境生活部）
- ・防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備（危機管理部、健康福祉部）
- ・防護対策資料の整備（危機管理部）
- ・災害対策本部等の設置、運営（危機管理部）
- ・災害状況の把握及び通報連絡（危機管理部）
- ・緊急時モニタリング（環境生活部）
- ・住民の避難（広域調整）及び立入制限（危機管理部）
- ・飲食物の摂取制限（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、農政部、林政部）
- ・避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動（健康福祉部）
- ・緊急輸送、必需物資の調達（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部）
- ・放射性物質による汚染の除去（危機管理部、健康福祉部）
- ・市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等（危機管理部）
- ・原災法及び関係法令等に基づく必要な処置（危機管理部）

(2) 郡上警察署

- ・災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ・警察通信の運用
- ・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護
- ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

3 指定地方行政機関

(1) 東海農政局岐阜県拠点（地域三課）

- ・農産物、農地の汚染対策に関する情報提供

(2) 中部森林管理局岐阜森林管理署

- ・林産物及び林野の汚染対策に関する情報提供

(3) 気象庁（岐阜地方气象台）

- ・気象状況の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）

(4) 中部地方整備局（岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所）

- ・防災機関等との連携による応急対策の実施

4 陸上自衛隊第35普通科連隊第3科、航空自衛隊岐阜基地企画部及び小牧基地防衛部

- ・原子力災害における応急支援活動
- ・緊急時モニタリングの支援
- ・人、物資等の緊急輸送支援

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) (岐阜支店)、(株)NTTドコモ東海 (岐阜支店)、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
 - ・原子力災害時における緊急通話の確保
- (2) 日本赤十字社 (岐阜県支部郡上地区)
 - ・緊急医療措置の実施
 - ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ・義援金の募集配分
- (3) 日本放送協会 (岐阜放送局)
 - ・市民に対する原子力防災知識の普及
 - ・原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底
- (4) 中日本高速道路(株) (岐阜保全・高山保全・サービスセンター)
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (5) 日本通運(株) (岐阜支店)
 - ・原子力災害時の緊急輸送の確保
- (6) 日本郵便(株)東海支社
 - ・原子力災害時における郵便の発送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持
- (7) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - ・緊急時モニタリングの実施
 - ・専門家、医療従事者の派遣

6 指定地方公共機関

- (1) 鉄道事業者 (長良川鉄道(株))
 - ・原子力災害時における応急輸送確保
- (2) 一般自動車運送事業者 (白鳥交通(株)、八幡観光(株))
 - ・原子力災害時における自動車による人員の緊急輸送
- (3) 岐阜放送その他民間放送各社、岐阜新聞・中日新聞その他新聞社及び通信社
 - ・日本放送協会 (岐阜放送局) に準ずる

7 その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) めぐみの農業協同組合・郡上森林組合
 - ・汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 病院等医療施設の管理者
 - ・原子力災害時における病人等の収容及び保護
- (3) 郡上市社会福祉協議会
 - ・原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護

第2章

原子力災害事前対策

第1節 基本方針

全ての部

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、県が定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

全ての部

- (1) 市は、平常時から県等関係機関と連携を深めるほか、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第3節 情報の収集、連絡体制等の整備

全ての部

市は、県、その他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制等を整備する。

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 市及び関係機関相互の連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災機関との情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

2 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努める。

第4節 通信手段の確保

全ての部

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。その他、防災通信設備等の整備については一般対策編第1章第8節「防災通信設備等の整備」による。

第5節 組織体制等の整備

全ての部

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備する。

1 体制の整備

(1) 警戒体制

市は、次の場合に警戒体制をとる。

ア 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生の連絡があったとき

イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき

(2) 警戒本部体制

市は、次の場合に警戒本部体制をとる。

- ア 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生の連絡があったとき
- イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生の連絡があったとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

- ア 市又は県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- イ 市又は県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合
- ウ 市長が必要と認めたとき

2 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県及び防災関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

緊急消防援助隊の派遣手続きは、一般対策編第1章第6節「広域的な応援体制の整備」による。

5 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣手続きは一般対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

なお、広域応援協定等の締結状況は、一般対策編第1章第6節「広域的な応援体制の整備」のとおりである。

7 モニタリング体制等

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時に

ける対策のための基礎データとする。

緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

(1) モニタリング機器の整備・維持

市は、環境放射線モニタリングを実施するため、機器等を整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング体制の整備

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておく。

8 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

第6節 長期化に備えた動員体制の整備

全ての部

市は、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、あらかじめ職員の動員体制を整備する。

第7節 広域防災体制の整備

総務部 消防部

市は、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

1 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

2 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力の下、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

3 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

緊急消防援助隊の派遣要請手続きは、一般対策編第1章第6節「広域的な応援体制の整備」による。

4 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第8節 緊急時モニタリング体制の整備

総務部 環境水道部
消防部

市は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。

また、緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

第9節 屋内退避、避難等活動体制の整備

市長公室部 総務部 健康福祉部
商工観光部 環境水道部 教育部
消防部

1 避難マニュアル等の策定

(1) 避難マニュアル

市は、県と連携し、避難の基本的なあり方を定めた避難マニュアルを策定する。

(2) 避難計画のあり方の整理

市は、県等関係機関と連携して避難計画の検討を進めるなど、避難マニュアルを踏まえた避難のあり方の整理に努める。

2 避難体制等の整備

(1) 避難先等の調整

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、県と連携を図りながら調整を行う。
また、市は、避難や避難退域時検査等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、警察及び消防機関は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

(3) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(4) 避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難、屋内退避方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

(5) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間業者と連携し、避難先で必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。

4 学校、医療機関等における避難のあり方の整理及び防災教育・防災訓練の実施

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難のあり方を整理するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、病院、社会福祉施設等の管理者が適切な対策を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確

認するための体制をあらかじめ整備しておく。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

6 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第10節 学校、医療機関等における対応

健康福祉部 教育部

1 学校、保育所等における対応

市内に所在する学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市は、県と連携し、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

2 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

病院等医療機関や社会福祉施設の管理者は、市が策定する避難行動要支援者名簿や避難支援計画を踏まえ、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくよう努める。

第11節 原子力災害医療活動体制の整備

市長公室部 総務部 健康福祉部
農林水産部 環境水道部 消防部

市は、必要に応じ、避難先に併設される救護所において県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

第12節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市長公室部 総務部
農林水産部

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への伝達指示、周知方法をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第13節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

総務部 健康福祉部
建設部 消防部

市は、県及び関係機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

第14節 住民等への情報提供体制の整備

市長公室部 総務部 商工観光部
教育部 消防部

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、県及び防災関係機関と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。この場合は警戒事態に該当）をいう。以下同じ。）又は警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報の項目について整理しておく。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

2 情報提供体制の整備

市は県と連携し、市民及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

また、情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

3 相談窓口の設置等

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発

市長公室部 総務部
消防部

市民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県と連携し、継続的な広報活動を実施する。

また、防災知識の普及・啓発に際しては、市民の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

第16節 防災訓練の実施

全ての部

市は、県と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図る。

第17節 防災業務関係者の人材育成

総務部 消防部

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、市は県と連携し、専門家を招聘する等により原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

総務部 消防部

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、県警察、消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

【事故時の措置】

- ① 市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等

2 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の市民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

3 警 察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章

原子力災害緊急事態応急対策

第1節 基本方針

全ての部

本章は、県から警戒事象及び特定事象の発生の連絡があった場合、及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第2節 通報連絡、情報収集活動

全ての部

市は、県から、情報収集事態、警戒事象、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

1 施設敷地緊急事態等発生状況の連絡

市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

2 応急対策活動情報の連絡**(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡**

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取る。

(2) 緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県と調整を行う。

第3節 活動体制の確立

全ての部

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

1 市の活動体制

(1) 情報収集体制発生時の情報収集体制の強化

市は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力警戒体制に移行できる体制をとる。

(2) 警戒体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む。）が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生のお知らせがあったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途市が定める。

ウ 警戒体制の廃止

警戒体制の廃止は、以下の基準による。

- ① 発電所の状況等から判断し、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- ② 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害警戒本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途市が定める。

ウ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が集結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき
- ② 災害対策本部が設置されたとき
- (4) 災害対策本部体制
 - 市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。
 - ア 設置基準
 - ① 市又はその他県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
 - ② 市又はその他県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生したとき
 - ③ 市長が必要と認めたとき
 - イ 体制をとる部（班）
 - 別途市が定める。
 - ウ 災害対策本部の廃止
 - 災害対策本部の廃止は、以下の基準による。
 - ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
 - ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2 応援要請及び職員の派遣要請等

- (1) 緊急消防援助隊の派遣要請
 - 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。
- (2) 他の自治体の応援要請
 - 市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（資料2-6-3参照）及び県外都道府県自治体との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第4節 防災業務関係者の安全確保

総務部 健康福祉部
建設部 消防部

市は、緊急事態となった場合は被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図る。

1 被ばく管理のための連携確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部等と現場指揮者等との連携を密にして、適切な被ばく管理等を行う。

2 防護対策

(1) 防護資機材の整備

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の整備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合には、県やその他防災関係機関に対して調達を要請する。

第5節 緊急時モニタリング活動

総務部 環境水道部
消防部

市は、必要に応じ緊急時モニタリング体制を確立し、別に定める「緊急時モニタリングマニュアル」に基づき、空間放射線量、水道水等の環境試料の測定を実施する。

第6節 屋内退避、避難等の防護活動

総務部 健康福祉部 商工観光部
環境水道部 消防部

市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：0IL）及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、住民に対し屋内退避の指示等を行う。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

1 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

市は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行う。

①施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、市に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととされている。

市は、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

②全面緊急事態発生時

市は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

③原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避のエリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされており、県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

また、県は、国から指示がない場合であっても、県内のモニタリングにおいて毎時20 μ Sv以上の空間放射線量を検出するなど県が必要と認める場合には、該当市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

市は、県から屋内退避の指示があった場合には、住民に対し、屋内退避を指示する。

【初動時の予防的対応】

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域 (旧市町村単位)	
	甲状腺等価線量50mSv/週の地域 (ヨウ素吸入)	実行線量20mSv/年の地域 (セシウム沈着)

施設敷地緊急事態 (原災法第10条)	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備	
全面緊急事態 (原災法第15条)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	
モニタリングにおいて 毎時20 μ Sv以上の空間 放射線量検出	◎屋内退避指示等 (特にモニタリング強化)	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本とする。

(2) 避難等に係る判断、指示

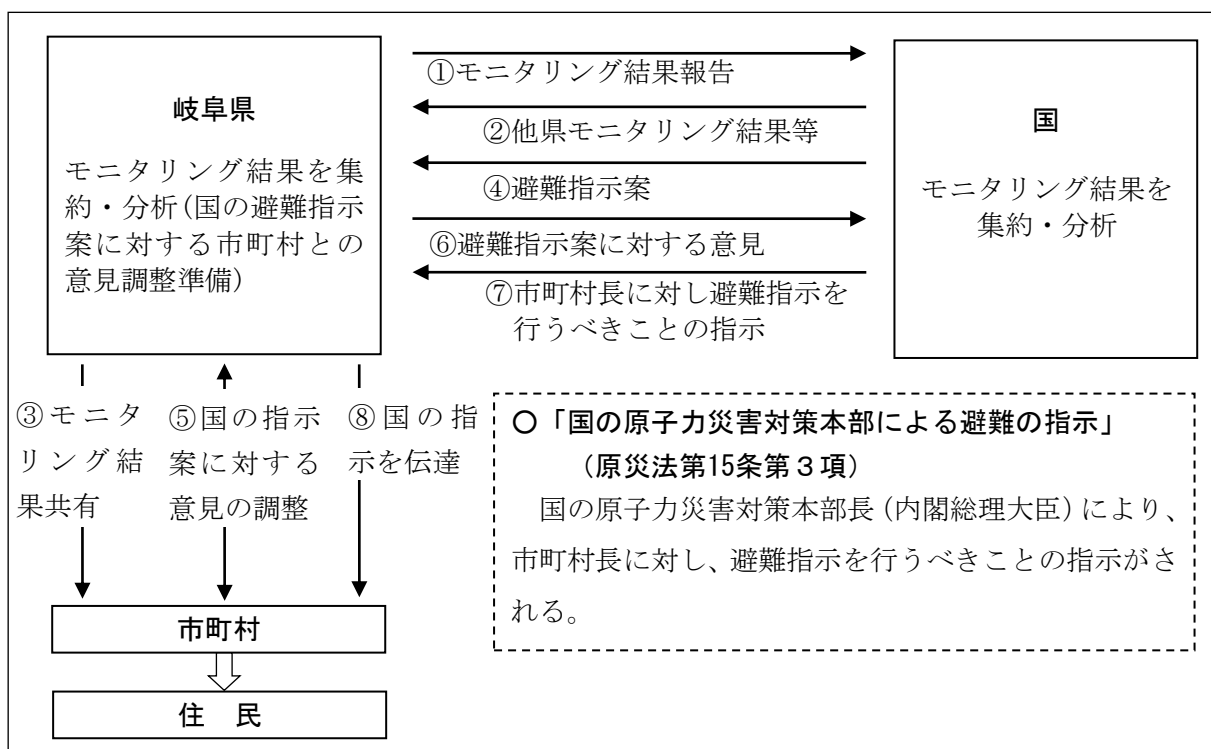
市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対して、避難等を指示する。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】 ※地上1mで計測した場合の空間放射線量率

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難(一時移転)を実施
計測可能な判断基準 (O I L) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 μ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 μ Sv (マイクロシーベルト)

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



2 避難の実施

(1) 避難先の決定

広域避難の実施に当たって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策計画）」に規定する役割を担う。なお、広域避難に関する具体的な手続き等に当たって、県は災害対策基本法及び「広域避難方針」に基づき、受入元市町村と受入先市町村との調整を図るなど、可能な限り市の支援をする。

市及び県は、避難マニュアルに基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、避難マニュアルに基づき対応するとともに、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車による避難を原則とし、自家用車による避難が困難な場合は、市及び県が準備する公共輸送機関による避難を行う。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、住民等に対し、避難先、避難経由所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施に当たり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

3 避難者への対応

(1) 避難者の生活環境への対応

市、県は国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、旅館やホテル等へ移動できるよう調整を行う。

市、県は国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

4 原子力災害医療活動

市は県に協力し、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、避難退域時検査等、県が行う原子力災害医療活動に協力する。

(1) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

市は、国の指示に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民（40歳未満に限る）に対し、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成25年7月19日作成。令和3年7月21日改定）による。

5 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、二次避難先への移転に当たっては、要配慮者等に優先的に配慮する。

6 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

(1) 生徒等の安全確保措置

ア 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

イ 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(2) 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、県及び市から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認した上で体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の受入れをはじめとした避難所運営を支援する。

第7節 要配慮者への配慮

総務部 健康福祉部

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握等に努める。

第8節 原子力災害医療活動

市長公室部 総務部 健康福祉部
農林水産部 環境水道部 消防部

市は県に協力し、安定ヨウ素剤の配布、服用指示、避難退域時検査等、避難先に併設される救護所での活動に必要な体制を整備する。

1 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等

緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造の公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

2 住民に対する避難退域時検査の実施

市は、救護所において県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 並びに飲食物の供給・分配

市長公室部 総務部
農林水産部

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示がなされた場合は、以下のとおり対応する。

1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標（O I L）や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

2 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力する。

また、市は、実施した措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第10節 緊急輸送活動

総務部 環境水道部
消防部

原子力災害が発生した場合に、避難、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の搬送、飲食物の搬送等を早急に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ① 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ② モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ③ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施する。

- ① 負傷者、疾病者、要配慮者
- ② 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- ③ 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- ④ 住民の生活を確保するために必要な物資
- ⑤ その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第11節 住民等への的確な情報提供活動

市長公室部 総務部

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市は、住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 市民への情報提供活動

(1) 市民への広報

市は、住民への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 自治会、民生委員との連携
- ④ その他実情に即した方法 等

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- ① 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- ② 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
- ③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- ④ 避難者を受け入れる場合、避難者の受入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- ⑤ 不安解消のための住民に対する呼びかけ 等

(2) 実施方法

住民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ① 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ② 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- ③ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市、県は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者に十分配慮した情報提供を行う。

2 市民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに住民からの問い合わせに対応するため窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

第12節 文教対策

教育部

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、必要な対策を講ずるとともに、適切な学校運営を図る。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

第13節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

総務部 消防部

1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民の避難の指示等必要な措置を講じる。

3 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章

原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

全ての部

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態宣言解除後の対応

全ての部

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事故対策や被災者の生活支援等を行う。

第3節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

市長公室部 総務部
環境水道部 消防部

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、市、国、隣接県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継続的変化を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表することとされており、市はその活動に協力する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

第4節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

総務部

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第5節 各種制限措置等の解除

市長公室部 総務部 農林水産部
商工観光部 環境水道部

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認するとともに、解除について住民等へ周知を行う。

第6節 放射性物質による環境汚染への対処

総務部 環境水道部
消防部

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第7節 被災地域住民等に係る記録の作成

総務部 健康福祉部

- (1) 市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。
- (2) 市は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第8節 被災者の生活再建等の支援

全ての部

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口等を設置する。また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

農林水産部 商工観光部

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

第10節 被災中小企業等に対する支援

商工観光部

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第11節 心身の健康相談体制の整備

総務部 健康福祉部

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。